

2023 年度

大学院 履修要項

聖隸クリストファー大学大学院



## 目 次

I 大学の概要	
1. 大学名「聖隸クリストファー」の由来と意味、建学の精神、大学のシンボルマーク .....	1
2. 聖隸クリストファー大学の沿革 .....	2
(1) 聖隸学園の歩み	
(2) 聖隸グループについて	
II 大学院	
1. 聖隸クリストファー大学大学院の目的.....	3
(1) 大学院の目的	
(2) 博士前期課程の目的	
(3) 博士後期課程の目的	
2. 卒業認定・学位授与の方針 (DP) 策定の基本方針.....	4
3. 聖隸クリストファー大学大学院の構成.....	5
III 看護学研究科	
1. 博士前期課程	
(1) 学年暦、修士論文・課題研究論文スケジュール.....	8
(2) 教育目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) .....	9
(3) 教育課程について.....	10
(4) 履修方法.....	19
(5) 課程修了の認定・学位の授与.....	21
2. 博士後期課程	
(1) 学年暦、博士論文スケジュール.....	28
(2) 教育目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) .....	29
(3) 教育課程について.....	30
(4) 履修方法.....	34
(5) 課程修了の認定・学位の授与.....	35
(6) 満期退学について.....	35
IV リハビリテーション科学研究科	
1. 博士前期課程	
(1) 学年暦、修士論文スケジュール.....	38
(2) 教育目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) .....	39
(3) 教育課程について.....	40
(4) 履修方法.....	45
(5) 課程修了の認定・学位の授与.....	48
2. 博士後期課程	
(1) 学年暦、博士論文スケジュール.....	49
(2) 教育目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) .....	50
(3) 教育課程について.....	51
(4) 履修方法.....	54
(5) 課程修了の認定・学位の授与.....	55
(6) 満期退学について.....	55
V 社会福祉学研究科	
1. 博士前期課程	
(1) 学年暦、修士論文スケジュール.....	58
(2) 教育目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) .....	59
(3) 教育課程について.....	60
(4) 履修方法.....	64
(5) 課程修了の認定・学位の授与.....	64

2. 博士後期課程	
(1) 学年暦、博士論文スケジュール	65
(2) 教育目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	66
(3) 教育課程について	67
(4) 履修方法	69
(5) 課程修了の認定・学位の授与	69
(6) 満期退学について	69
VI 修士論文、課題研究論文について（博士前期課程共通）	
1. 学位論文提出の資格	73
2. 指導体制	73
3. 論文作成のプロセス	73
4. 論文の提出	76
5. 論文の形式・構成	76
6. 論文要旨について	76
7. 論文審査及び最終試験	77
8. 論文審査基準	77
9. 修士論文・課題研究論文発表会	78
10. 「特別研究・課題研究」のスケジュールと学修内容	79
11. 修士論文・課題研究論文の提出と保管	80
12. 文献の記載方法	80
13. 研究計画書、論文、論文要旨の書式・作成方法等について	80
VII 博士論文について（博士後期課程共通）	
1. 学位論文提出の資格	83
2. 指導体制	83
3. 研究指導	83
4. 博士論文作成と学位授与までのプロセス	84
学則・大学院関連規程	
聖隸クリリストファー大学大学院学則	93
聖隸クリリストファー大学学則	109
聖隸クリリストファー大学学位規程	134
聖隸クリリストファー大学倫理委員会規程	137
聖隸クリリストファー大学大学院長期在学コース入学者の修業年限変更に関する内規	140
聖隸クリリストファー大学ティーチング・アシスタント規程	141
聖隸クリリストファー大学リサーチ・アシスタント規程	143
大学院成績評価等調査願に関する申し合せ	144
聖隸クリリストファー大学大学院博士後期課程における 単位修得満期退学者の再入学に関する内規	145

※シラバスは、<https://www.seirei.ac.jp/for-students/learning/syllabus/>  
に掲載しています。

## I 大学の概要

### 1. 大学名「聖隸クリストファー」の由来と意味

聖隸クリストファーは「聖隸」と「クリストファー」の2つのことばからなり、いずれもイエス・キリストにちなんだ意味がこめられています。

「聖隸」とは「聖なる神の奴隸」を意味しています。新約聖書ヨハネによる福音書第13章には、最後の晩餐のとき主イエスは「夕食の席から立ち上がって上着を脱ぎ、手ぬぐいをとって腰に巻き、それから水をたらいに入れて弟子たちの足を洗い....」とあります。当時人の足を洗うのは奴隸の仕事でしたが、キリストは弟子たちに行動でもって最後の教えを示しました。聖隸学園を創設した長谷川保をはじめとする青年キリスト者たちは、この教えを自分たちの理想の生活と考え、聖なる神の奴隸として生きようと決意し、自らを「聖隸」と呼びました。これが「聖隸」の語源です。

「クリストファーChristopher」は、「キリストを運ぶもの・担うもの」という意味で、3世紀半ば頃の半伝説的殉教者の名前です。クリストファー伝説は、6世紀以後主にライン川流域に広がり、いまなお欧洲各地において多くの関心と尊敬を集め語り継がれています。伝説によれば、川の渡し守が、嵐の夜、小さい男の子が向こう岸に渡りたいというので、肩車をして渡すと川中で次第に重くなり、やっとの思いで向こう岸に着いたということです。岸についてみると、それはキリストであったといいます。「重くなった」ということに二つの意味があるといわれています。一つは、この世の人々の苦しみ、悲しさの総量をあらわします。二つには、夜の早瀬や深みを渡るとき、自分より重いものを荷わなければ、自分自身も流れにのみ込まれてしまう、ということです。以後キリスト教の精神を担うことの高貴さを表す名称となり、ヨーロッパ諸国に広りました。

長谷川保は、病人や障害者、お年寄りの不安や苦痛、悲しみを理解し、クリストファーがキリストを背負ったように、これらの人々を大事にケアする人が育つて欲しいとの願いから「聖隸クリストファー」と命名しました。

### 建学の精神

聖隸学園は創立以来、キリスト教精神に基づく「隣人愛」を建学の精神としています。

「隣人愛」とは、新約聖書の「心をつくし、精神をつくし、思いをつくし、力をつくしてあなたの神を愛しなさい。自分を愛するようにあなたの隣り人を愛しなさい—マルコによる福音書第12章30-31節—」に示された精神です。聖隸クリストファー大学はこの建学の精神を継承し、学生の皆さんのが保健医療・社会福祉・教育・保育分野における専門的な知識や技術を修得し、「隣人愛」に基づく実践ができる専門職になることを願って教育しています。

#### 本大学基本聖句（フィリピの信徒への手紙 第1章9節～11節）

わたしはこう祈ります。知る力と見抜く力を身につけて、あなたがたの愛がますます豊かになります、本当に重要なことを見分けられるように。そして、キリストの日に備えて清い者、とがめられるところのない者となり、イエス・キリストによって与えられる義の実をあふれるほどに受けつけて、神の栄光と誉れをたたえることができるよう。

### 大学のシンボルマーク



大学のシンボルマークの外側の二重円は、最後の晩餐のとき主イエス・キリストが弟子たちの足を洗った「たらい」を表しています。内側の三つの円は、聖隸グループが使命とする医療（赤）、教育（青）、福祉（緑）を象徴しています。中央の十字架はキリスト教を示し、聖隸のすべての事業が、キリスト教会の中から始まったことを表しています。

この図案は、故アルバート・アットウェル博士（アメリカ人 1978～1981 年聖隸学園に奉職）により 1980 年に聖隸のシンボルマークとして考案されました。

## 2. 聖隸クリリストファード大学の沿革

### (1) 聖隸学園の歩み

1949年(昭和24年)、青少年の啓発のために開設した「遠州キリスト学園」の教育精神は、①科学的関心を養う—何事についてもなぜかと問う姿勢をもち、考える力を養う—②他人と共同で使うところは清潔・整頓に心がける③キリスト者として、理性で解決できないことも受容する心を養うことでした。

以後、聖隸学園はキリスト教精神を基盤にして、社会の動向を見据え、人々のニーズを先駆けて捉えながら発展し、保健医療・社会福祉・教育の分野に有能な人材を育ててきました。1978年に開設した「福祉医療ヘルパー学園」は1987年に「社会福祉士および介護福祉士法」が制定される呼び水になりました。

また、聖隸クリリストファード大学は、日本における12校目の看護大学として、1992年に開設されました。看護、リハビリテーションならびに社会福祉の大学院博士後期課程、博士前期課程の三研究科および四学部から成る「聖隸クリリストファード大学」への発展の経過は以下のとおりです。

1949(昭和 24)年	各種学校遠州キリスト学園開設
1952(昭和 27)年 4月	聖隸准看護婦養成所開設
1959(昭和 34)年 4月	聖隸准看護婦養成所を聖隸准看護学園と改名
1966(昭和 41)年 4月	学校法人聖隸学園設立 聖隸学園高等学校(衛生看護科)開設
1969(昭和 44)年 4月	聖隸学園浜松衛生短期大学衛生看護科(2年課程)開設(入学定員100名)
1974(昭和 49)年 4月	聖隸学園浜松衛生短期大学第一衛生看護科(3年課程)増設(入学定員50名) 2年課程を第二衛生看護科とする
1977(昭和 52)年 4月	聖隸学園浜松衛生短期大学は衛生看護科から普通科に移行
1978(昭和 53)年 4月	聖隸学園浜松衛生短期大学第一衛生看護科定員増認可(入学定員100名)
1980(昭和 55)年 4月	福社医療ヘルパー学園開設
1988(昭和 63)年 4月	聖隸学園浜松衛生短期大学専攻科助産学特別専攻開設(入学定員15名)
1992(平成 4)年 4月	福社医療ヘルパー学園を発展的に解消し、聖隸介護福祉専門学校を開設
1995(平成 7)年 3月 4月	聖隸クリリストファード大学開設(入学定員100名) 聖隸学園浜松衛生短期大学第二衛生看護学科を廃止
1998(平成 10)年 4月	聖隸学園浜松衛生短期大学第一衛生看護学科を看護学科に名称変更
2001(平成 13)年 4月	聖隸クリリストファード大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)開設
2002(平成 14)年 4月	聖隸学園高等学校を聖隸クリリストファード大学に名称変更
2003(平成 15)年 3月	聖隸学園浜松衛生短期大学看護学科は看護短期大学部に名称変更
2004(平成 16)年 4月	大学は看護学部、社会福祉学部、看護短期大学部の三学部になり、校名を聖隸クリリストファード大学に変更
2006(平成 18)年 3月 4月	聖隸介護福祉専門学校を発展的に解消し、社会福祉教育は社会福祉学部に継承
2007(平成 19)年 3月	聖隸クリリストファード大学にリハビリテーション学部増設(入学定員80名)
2008(平成 20)年 4月	聖隸クリリストファード大学大学院社会福祉学研究科(修士課程)増設
2009(平成 21)年 4月	聖隸クリリストファード大学看護学部定員増(入学定員140名)
2011(平成 23)年 4月	聖隸クリリストファード大学看護短期大学部看護学科を廃止
2014(平成 26)年 3月	聖隸クリリストファード大学社会福祉学部にこども教育福祉学科増設(入学定員40名)
2016(平成 28)年 4月	聖隸クリリストファード大学大学院博士後期課程保健科学研究科開設
2020(令和 2)年 4月	聖隸クリリストファード大学中学校開設
2023(令和 5)年 4月	聖隸クリリストファード大学社会福祉学部を社会福祉学科(入学定員40名)、臨床介護福祉学科(入学定員40名)及びこども教育福祉学科に改編
	聖隸クリリストファード大学リハビリテーション学部を理学療法学科(入学定員30名)、作業療法学科(入学定員30名)、言語聴覚学科(入学定員25名)に改編
	聖隸クリリストファード大学大学院を看護学研究科、リハビリテーション科学研究科、社会福祉学研究科の各博士前期課程・博士後期課程に改編
	聖隸クリリストファード大学附属クリリストファードこども園開設
	聖隸クリリストファード大学大学院博士後期課程保健科学研究科廃止、各研究科博士後期課程に移行
	聖隸クリリストファード大学介護福祉専門学校開設
	聖隸クリリストファード大学社会福祉学部を社会福祉学科(ソーシャルワークコース・介護福祉コース入学定員65名)及びこども教育福祉学科に改編
	聖隸クリリストファード小学校開設
	聖隸クリリストファード大学社会福祉学部こども教育福祉学科を国際教育学部こども教育学科(定員50名)に改編
	聖隸クリリストファード大学社会福祉学部社会福祉学科に福祉心理コースを設置

## (2) 聖隸グループについて

1930 年に始まったベテル・ホームの活動は、1936 年に聖隸保養農園、1942 年には農園の付属病院開設へと発展しました。当時、実践されていた看護は、①三方原の自然環境を活かした療養環境の調整、②科学的根拠を踏まえた個々の患者の生活援助、③病いや死の受容への援助でした。これらの看護は、この時代欧米で結核患者に実践し大きな成果をもたらしていた英国人医師提唱の「肺病療養法」を看護に携わった人たちが勉強し考えた方法によるものでした。第二次世界大戦直後から、国民の社会福祉や医療への要望に応じ訪問看護、医療社会事業が開始されました。

当時としては画期的であったこのような活動は、戦後のわが国の保健医療・社会福祉の分野における先駆的な事業へと受け継がれています。

社会福祉の分野では、わが国の特別養護老人ホームの基礎を築き老人福祉法の制定へと導いた「浜松十字の園」、有料老人ホームの先がけとなった「浜名湖エデンの園」などがあります。また障害児入所施設「三方原スクエア児童部」、障害者支援施設「三方原スクエア成人部」、重症心身障害児(者)施設「聖隸三方原病院 聖隸おおぞら療育センター」、身体障害者療護施設および救護施設の「聖隸厚生園」、児童福祉施設の保育園など多方面にわたって社会福祉施設を開設し活動しています。

医療の分野においては、わが国最初のホスピスをもつ「聖隸三方原病院」、わが国で初めて新生児地域医療システムを備えた「聖隸浜松病院」など県下有数の総合病院として地域医療の中心的な役割を果たしています。また「聖隸予防検診センター」、「聖隸健康診断センター」を開設し、地域住民の健康の維持・増進、疾病予防の推進活動を行っています。さらにわが国の急速な高齢社会に対応して、訪問看護ステーション、ヘルパーセンター、デイサービスセンター、ケアプランセンター等による訪問看護・介護事業や通所介護・居宅介護支援事業が積極的に行われています。

現在、聖隸グループは全国に 300 余りの施設をもつ日本最大の医療・福祉集団に発展し、保健医療・社会福祉の分野で多岐にわたって活動を展開しています。大学がある浜松においては、地域住民の信頼を得て保健・医療・福祉分野における事業の重要な役割を果たしています。

このように聖隸グループは、キリスト教の精神を基盤にして、医療、福祉、教育の分野の人々がお互いに補い、協調しながら発展してきました。聖隸学園は、聖隸グループの一員として、保健医療・社会福祉活動の担い手となる人材を長年にわたって育成しています。

## II 大学院

### 1. 聖隸クリストファー大学大学院の目的

#### (1) 大学院の目的

聖隸クリストファー大学大学院（以下「本大学院」という）は、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づき、看護学、リハビリテーション科学、社会福祉学の、高度かつ専門的な理論および応用を教授研究し、深奥な学識と研究能力を養い、保健医療福祉に関わる専門教育の向上・発展に寄与するとともに人々の健康・安寧と福祉に貢献することを目的とする。

（大学院学則第 1 条）

#### (2) 博士前期課程の目的

本大学院博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学、リハビリテーション科学、社会福祉学の分野における研究能力、または高度の専門性を要する看護、リハビリテーション、福祉の実務ならびに教育に携わる者等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

（大学院学則第 5 条第 1 項）

#### (3) 博士後期課程の目的

本大学院博士後期課程は、幅広い視野で人間と社会を捉え、看護、リハビリテーション、社会福祉の各専門分野およびそれらの連携・協働について深く追求し、自立して研究活動を行い得る優れた専門性と人間性を備えた、広く世界に通用する高度専門職業人を育成することを目的とする。

（大学院学則第 5 条第 2 項）

## 2. 卒業認定・学位授与の方針（DP）策定の基本方針

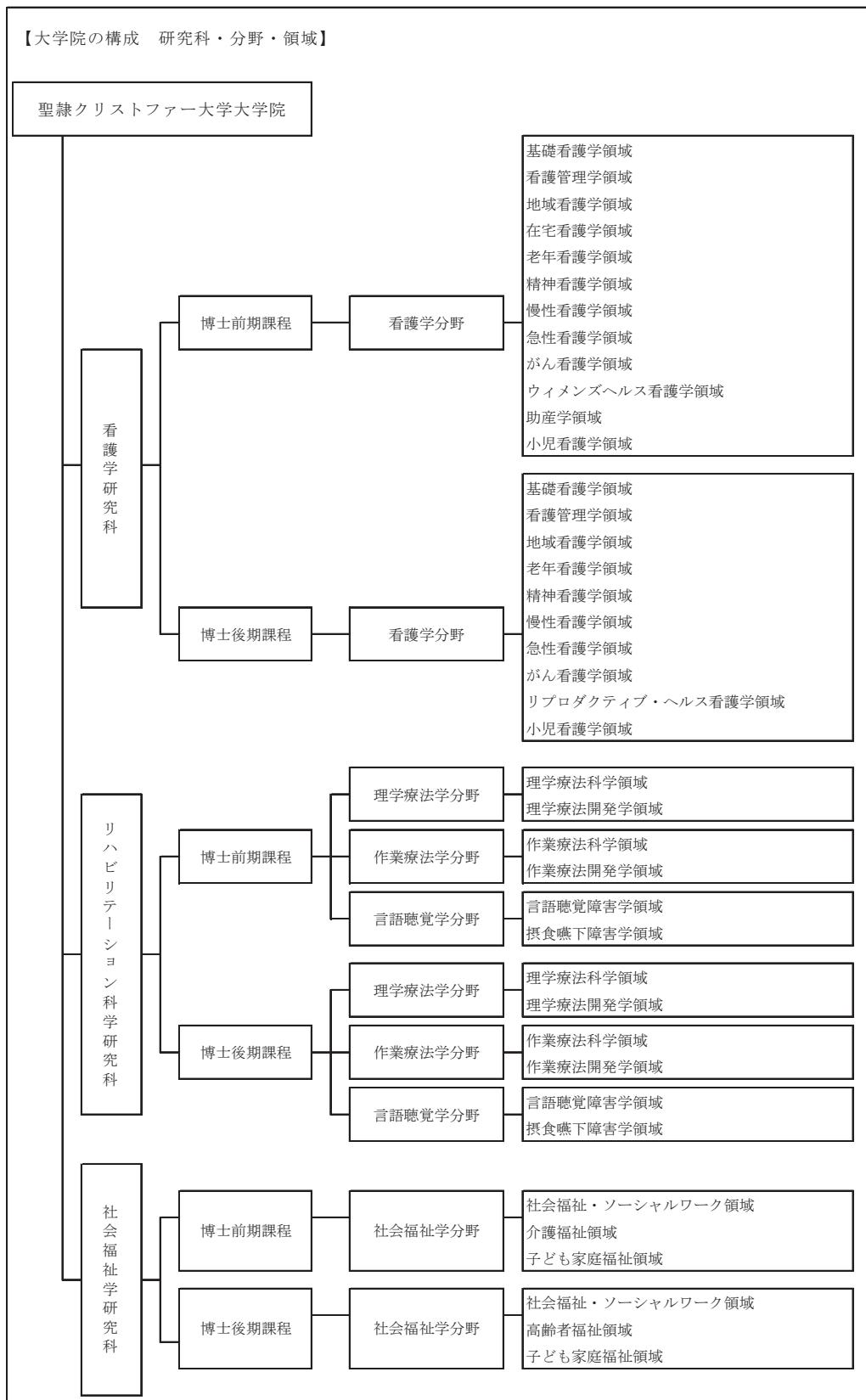
本学では、以下の基本方針に基づき、各学部及び大学院各研究科において「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）を定めています。

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）は、本学の建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた保健医療福祉及び教育・保育分野の専門職を育成することを教育の基本理念とし、大学、学部・学科、研究科の目的に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業・修了を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標となるものである。

- 在学生に対しては自身が身に付ける資質・能力の目安・指針となりうるものであり、社会に対しては卒業・修了生に最低限備わっている資質・能力を保証するものとして機能するものであるため、卒業・修了までに養成する資質・能力をできる限り具体的かつ明確に記載する。
- 学修成果は、卒業・修了生が「何を学び、身に付けることができるのか」を、専門分野に係る資質・能力も含めて策定し、定量的又は定性的な根拠に基づき評価することができるものとする。

### 3. 聖隸クリストファー大学大学院の構成

本学大学院は、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科、社会福祉学研究科の三研究科で構成されており、それぞれ博士前期課程と博士後期課程を置いています。各研究科の分野・領域は以下のとおりです。





## 看護学研究科

---

### III 看護学研究科

#### 1. 博士前期課程

##### (1) 学年暦、修士論文・課題研究論文スケジュール

<2023年度学年暦>

事 項	月 日
大学院新入生オリエンテーション・在学生ガイダンス	4月8日(土)
春セメスター授業開始	4月15日(土)
創立記念日	5月1日(月)
秋セメスター授業開始	9月15日(土)
(春セメスター卒業式・修了式) ※	9月20日(水)
クリスマス礼拝	12月20日(水)
卒業式・修了式	3月7日(木)

※は9月修了の場合

<修士論文・課題研究論文スケジュール>

(詳細は4月のオリエンテーション時配布の「修士論文・課題研究論文審査プロセス表」を参照)

##### 【2年コース】

	1年次生	2年次生
4月		修士論文・課題研究論文発表会
6月		修士論文・課題研究論文発表会
10月	修士論文・課題研究論文発表会	
12月	修士論文・課題研究論文発表会	
1月		修士論文・課題研究論文提出 論文審査・最終試験
2月	修士論文・課題研究論文発表会	
3月		論文発表会

##### 【長期在学(3年)コース】

	1年次生	2年次生	3年次生
4月		修士論文・課題研究論文発表会	
6月		修士論文・課題研究論文発表会	
10月	修士論文・課題研究論文発表会		
12月	修士論文・課題研究論文発表会		
1月			修士論文・課題研究論文提出 論文審査・最終試験
2月	修士論文・課題研究論文発表会		
3月			論文発表会

## (2) 教育目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

### 【教育目的】

建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を基盤とする倫理観を身につけ、広い視野に立って学識を深め、看護学における高い研究・実践力を持つ高度専門職業人を育成する。

### 【教育目標】

看護学における高い研究・実践力を持つ高度専門職業人に必要な学識・技能を修得するために、建学の精神に基づいた倫理観を纏い、看護学分野におけるより良い実践に必要な課題を明確にするとともに、課題解決に向けて探求する能力を育成する。看護学における質の向上を目指し、学問的に発展するための研究力を育成する。

高度実践看護学教育課程の目標は以下を追加する。各専門分野における高度実践看護専門職として、科学的根拠に基づいた知識と技能を有し、高い分析力・判断力を身につけ、卓越した実践能力を育成する。

### 【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

修了においては、以下に掲げることに到達することを目標とし、修了に必要な所定の単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に対し修了を認定し、学位を授与します。

1. 「生命の尊厳と隣人愛」の精神を基盤とする倫理観を身につけ、看護学分野の質の高い実践、教育・研究に反映することができる。
2. エビデンスに基づいた実践や研究を行うために、看護学分野及び関連諸科学における主要な理論・概念を深め、問題解決を図ることができる。
3. 看護学分野及び関連諸科学の幅広い視野をもち、俯瞰的なものの見方と専門的応用力を發揮して、専門性の高い活動を実践することができる。
4. 看護学分野の専攻領域における研究課題に取り組み、独創的な研究テーマを設定して研究計画を立案することができる。
5. 研究計画に沿ってデータ収集を行い、結果のまとめ・データ分析・考察を適切に行い、基礎的研究を実施することができる。
6. 他の専門職者や研究者との連携・協働を通じ、人々の健康、福祉、安寧に貢献することができる。
7. 学術的かつ国際的な視野をもち、海外の専門家や学生と交流ができる。

### (3) 教育課程について

#### [教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)]

教育理念・目的及び卒業認定・学位授与の方針、並びに教育目標を達成するため、次のように科目を配置します。

1. 建学の精神に基づいた高い倫理観と関連諸学の幅広い知識を修得するための科目を置く（共通科目）。
2. 各専門分野の基盤となる主要な概念と理論及び研究方法等について体系的に修得するための科目を置く（基盤科目）。
3. 各専門分野の最新の研究動向と知見を修得した上で、研究課題に取り組み、質の高い研究論文を完成させるための科目を置く（専門科目）。
4. 高度実践看護コースにおいては、高度看護実践に必要な高い専門知識と高度看護実践能力を修得するための資格認定に必要な科目を置く（基盤科目・専門科目）。

#### [教育課程の構成]

教育課程は、修士論文作成を主とする修士論文コースと専門看護師を目指す高度実践看護コースに大別され、全体は、共通科目、基盤科目、専門科目から構成されています。

##### ○共通科目

看護学・社会福祉学およびリハビリテーション科学と関連の深い諸科学について理解を深めるために、「健康増進・医療経済政策特論」「臨床疫学特論－EBM 実践入門－」「心理学特論」など他研究科博士前期課程と共に12の科目を配置しています。

##### ○基盤科目

看護学研究の基礎となる「看護理論」「看護研究方法」の2科目を置くとともに、さらに、看護研究に関わる知識を拡大し看護の専門性を追求するために必要な「看護倫理」「看護管理論」「看護政策論」「看護コンサルテーション論」「フィジカルアセスメント」「病態生理学」「臨床薬理学」の7科目を配置しています。

##### ○専門科目

専門分野は、看護学分野として、基礎看護学領域、看護管理学領域、地域看護学領域、在宅看護学領域、老年看護学領域、精神看護学領域、慢性看護学領域、急性看護学領域、がん看護学領域、ウイメンズヘルス看護学領域、助産学領域、小児看護学領域、計12領域を設定しています。分野と各領域の概要はと次のとおりです。

##### 「看護学分野」

看護支援を必要とする個人、家族、集団に対して、エビデンスに基づく看護の専門性を高め、より質の高い看護援助のあり方を探求し、臨床実践の充実・発展・変革を促進するための新しい知識の活用・探求能力ならびに基盤的研究能力を修得します。

##### ◎基礎看護学領域

社会は、医療の高度化・専門化の進展、看護活動の場の拡大に伴い、安全で質の高い看護を求めています。このニーズに応えるためには、看護専門職としての実践能力を高め、看護教育の充実を図り、看護の質の向上を目指すことが重要となります。これらの基盤になる知識・技術を体系的に学修することを目的とします。具体的には、基礎看護学に関する基礎理論を追及し、看護を提供する人々との関係性や、提供する実践技術の検証方法、看護基礎教育および卒後研修等の教授法とその評価などに関する研究を実践的に修得します。

#### ◎看護管理学領域

組織活動としての看護実践には、人が生かされ、資源を活かして最良の看護サービスを提供することが求められます。この求めに応じるための知識・技術を学び、よりよい看護管理のあり方を探求することを、看護管理学領域の目的とします。

授業は看護管理の原点となる自らの看護観を吟味することから始め、マネジメントとリーダーシップの理論を学んで看護管理学への理解を深めます。さらに、看護実践の現場から得た切実なテーマを選んで自ら研究を進め、論文を完成させることによって、一定の研究方法を修得し、研究活動への理解を深めるとともに、理論を実践に適用するために必要な能力を養うことを支援します。

#### ◎地域看護学領域

本学の地域看護学の構成は、行政、学校、産業の3分野で、対象は、地域で生活する多様な健康レベルにある個人・家族、集団、組織、地域です。健康を支援する立場から地域で生活する人々のQOLの向上と公正で安全な地域社会の構築に寄与するため、より専門的な看護実践能力を修得することを目的とします。

具体的には、社会的公正を活動の規範においていた系統的な情報収集と分析による健康問題のアセスメント、さらに解決のための組織化をおこなうことにより健康を支えるシステムを創生する能力を修得します。

#### ◎在宅看護学領域

在宅で療養する多様な健康状態にある人々とその家族を生活者としてとらえるためのアセスメント及びケアマネジメントの理論や方法論および専門的看護実践の方法を修得することを目的とします。また、地域の生活と文化に依拠した看護の探求及び在宅看護システムの構築、ケアの質評価、教育、連携、経営管理について修得するとともに、その課題について実践的な研究を行います。さらに、在宅看護高度実践看護コースでは、在宅看護に関連した高度な病態・診断・治療、ケアシステムに関わる講義、演習及び実習を通して質の高い在宅看護を提供するためのより高度な専門的かつ倫理的な看護実践能力を修得します。

#### ◎老年看護学領域

高齢社会の問題を幅広い視野でとらえ、高齢者の健康を支える看護の専門性を追求し、高齢者ケアの改善・改革および専門性を探求するために必要な知識、技術を修得することを目的とします。

具体的には、高齢者看護に必要な理論・概念の理解、倫理観の修得、多様な背景（個人史）を持つ高齢者とその家族を支援する看護の学術的探究を目指します。さらに、老年看護高度実践看護コースでは、老年看護に関連した高度な病態・診断・治療に関わる講義、演習及び実習を通して質の高い老年看護を提供するためのより高度な専門的かつ倫理的な看護実践能力を修得します。

#### ◎精神看護学領域

本領域は、すべての年齢層の人々における精神的健康の増進を目指す精神保健看護と精神疾患を抱える人々への支援を行う精神科看護から構成されています。高度専門的知識を用いて、対象である人々の健康問題を分析・探し、その人々の精神的健康の改善を目指す基礎能力を修得します。

#### ◎慢性看護学領域

さまざまな社会的役割を担いながら慢性病や慢性的な障害とともに生活する人々を理解し支援するための看護のあり方を探求し、質の高い看護ケアを提供するための知識・技術を修得することを目的とします。

具体的には、患者・家族の抱える複雑な問題を多面的に追及するとともに、人間行動やセルフケアに関する諸理論をふまえた看護モデルを検討します。さらに、慢性看護高度実践看護コースでは、慢性看護に関連した高度な病態・診断・治療に関わる講義、演習及び実習を通して質の高い慢性看護を提供するためのより高度な専門的かつ倫理的な看護実践能力を修得します。

## ◎急性看護学領域

生命危機の状態を経験する患者とその家族を理解し支援するための看護のあり方を探求し、質の高い看護ケアを提供するための知識・技術を修得することを目的とします。

具体的には、クリティカルケアに関する諸理論を基盤として生命危機状態にある患者と家族の生命、生活、尊厳に関わるさまざまな看護上の課題を多面的に追究します。さらに、クリティカルケア高度実践看護コースでは、クリティカルケアに関連した高度な病態・診断・治療に関わる講義、演習及び実習を通して質の高いクリティカルケアを提供するためのより高度な専門的かつ倫理的な看護実践能力を修得します。

## ◎がん看護学領域

がん医療が高度に進展する中で複雑・多岐にわたる問題を抱えているがん患者・家族を理解し、高いQOLを目指した看護のあり方を探求します。

具体的には、がん患者・家族のもつさまざまな問題、また治療に伴う困難などを多面的に追求すると共にがん看護援助に関する諸理論を基盤として、看護介入モデルを検討します。さらにがん看護高度実践看護コースでは、がん看護に関連した高度な病態・診断・治療に関わる講義、演習及び実習を通して質の高いがん看護ケアを提供するためのより高度な専門的かつ倫理的な看護実践能力を修得します。

## ◎ウイメンズヘルス看護学領域

女性のライフサイクル全体を視野に入れて、女性と子ども・家族を対象に健康の維持・増進ならびに健康障害の予防と回復のための看護援助のあり方を探求し、質の高い看護ケアを提供するための知識・技術を修得することを目的とします。

具体的には、女性のライフサイクル全体における健康問題や子どもの誕生に伴う家族形成に向けた支援、ならびにハイリスクケアを必要とする母子とその家族を援助するための基盤となる概念・理論に関する理解を深め、看護実践における研究課題に取り組むことを通して、基礎的研究能力を修得します。

## ◎助産学領域

助産を取り巻く社会的環境が大きく変化している中で、看護専門職としての助産師に対する社会的要請が高まっています。このニーズに応えるため、本分野においては産む性をもつ女性に対する理解を深め、現代社会に応じた支援方法の修得ならびに看護専門職（助産師）の役割・専門性を追究することを目的とします。

具体的には、対象理解および支援方法を学修する上で、他の関連領域の理論も活用します。そして、女性が子どもを産むこと・産まないこと、子どもを育てる権利が保障された健康生活への支援方法を、実践を通して研究し修得します。

## ◎小児看護学領域

常に、成長・発達を続ける子どもを理解するとともにその成長・発達を促し、子どもと親・家族の健康を増進するための看護援助のあり方を探求することを目的とします。

具体的には、少子化・情報化社会におけるさまざまな問題を抱える子どもと親・家族を理解するための主要な理論を理解し、最近の研究動向をとらえ、子どもと親・家族にかかわる看護上の課題を多面的に追究するとともに、演習・実習を通して研究的視点と看護実践能力を修得します。さらに、小児看護高度実践看護コースでは、小児看護に関連した高度な病態・診断・治療に関わる講義、演習及び実習を通して質の高い小児看護を提供するためのより高度な専門的かつ倫理的な看護実践能力を修得します。

★科目名と単位数は 表1 および表2 に示すとおりです。

表1 博士前期課程 教育課程：単位数・時間数・開講年次（2年コース）

区分		授業科目	修士論文コース		高度実践看護コース		時間数	1年次		2年次	
			必修	選択	必修	選択		春	秋	春	秋
共通科目		キリスト教倫理特論		2		2	30	30		(30)	
		保健医療倫理学特論		2		2	30		30		(30)
		健康増進・医療経済政策特論		2		2	30		30		(30)
		臨床疫学特論－EBM実践入門－		2		2	30	30		(30)	
		実験的研究法		2		2	30	30		(30)	
		社会調査特論		2		2	30	30		(30)	
		人体構造・機能学特論		2		2	30		30		(30)
		心理学特論		2		2	30	30		(30)	
		教育方法学特論		2		2	30	30		(30)	
		保健科学英語特論		2		2	30	30		(30)	
		マネジメント論		2		2	30		30		(30)
		教育工学特論		2		2	30	30		(30)	
基礎科目	A	看護理論		2		2	30	30			
		看護研究方法		2		2	30	30			
		看護倫理			2	2	30		30		(30)
		看護管理論			2	2	30	30		(30)	
		看護政策論			2	2	30	30		(30)	
		看護コンサルテーション論			2	2	30		30		
	B	フィジカルアセスメント			2	2	30	30			
		病態生理学			2	2	30	30			
		臨床薬理学			2	2	30		30		
専門科目	看護学分野 基礎看護学	基礎看護学特論			2		30	30			
		看護教育特論			2		30	30			
		看護技術開発			2		30	30			
		基礎看護学特論演習			2		45		45		
		基礎看護学特論実習			2		60		60		
		基礎看護学特別研究			8		240		60	90	90
専門科目	看護学分野 看護管理学	看護管理学特論			2		30	30			
		専門看護管理特論			2		30		30		
		看護管理学特論演習			2		45	45			
		看護管理学特論実習			2		60		60		
		看護管理学特別研究			8		240		60	90	90
専門科目	看護学分野 地域看護学	地域看護学特論			2		30	30			
		地域看護学援助特論Ⅰ			2		30	30			
		地域看護学援助特論Ⅱ			2		30	30			
		地域看護学特論演習			2		45		45		
		地域看護学特論実習			2		60		60		
		地域看護学特別研究			8		240		60	90	90
専門科目	看護学分野 在宅看護学	在宅看護学特論			2	2	30	30			
		在宅看護学援助特論Ⅰ			2	2	30	30			
		在宅看護学援助特論Ⅱ			2	2	30	30			
		在宅看護学援助特論Ⅲ			2	2	30		30		
		在宅看護学援助特論Ⅳ			2	2	30		30		
		在宅看護学特論演習			2		45		45		
		在宅看護学高度実践演習Ⅰ				2	60		60		
		在宅看護学高度実践演習Ⅱ				2	60		60		
		在宅看護学特論実習				2	60		60		
		在宅看護学高度実践実習Ⅰ				2	90		90		
		在宅看護学高度実践実習Ⅱ				3	135			135	
		在宅看護学高度実践実習Ⅲ				3	135			135	
		在宅看護学高度実践実習Ⅳ				2	90				90
		在宅看護学特別研究			8		240		60	90	90
		在宅看護学課題研究					2	60		15	30

区分			授業科目		修士論文コース		高度実践看護コース		時間数	1年次		2年次	
					必修	選択	必修	選択		春	秋	春	秋
専門科目	看護学分野	老年看護学領域	老年看護学特論		2	2			30	30			
			高齢者保健医療福祉政策論		2	2			30	30			
			老年病態・検査・治療・管理論		2	2			30	30			
			老年看護援助特論Ⅰ		2	2			30	30			
			老年看護援助特論Ⅱ		2	2			30		30		
			老年慢性看護論			2			30		30		
			認知症高齢者看護特論			2			30				30
			老年看護学特論演習		2				60	60			
			老年看護学特論実習		2				60				60
			老年看護学高度実践実習Ⅰ			6			270				270
			老年看護学高度実践実習Ⅱ			4			180				180
専門科目	看護学分野	精神看護学領域	老年看護学特別研究		8				240		60	90	90
			老年看護学課題研究				2	60			15	15	30
			精神看護学特論		2				30	30			
			地域精神保健活動特論		2				30		30		
			精神看護学特論演習		2				45		45		
専門科目	看護学分野	慢性看護学領域	精神看護学特論実習		2				60		60		
			精神看護学特別研究		8				240		60	90	90
			慢性看護学特論		2	2			30	30			
			慢性看護学援助特論Ⅰ		2	2			30	30			
			慢性看護学援助特論Ⅱ		2	2			30	30			
			慢性看護学援助特論Ⅲ		2	2			30		30		
			慢性看護学援助特論Ⅳ		2	2			30		30		
			慢性看護学特論演習		2				45		45		
			慢性看護学高度実践演習Ⅰ			2			60		60		
			慢性看護学高度実践演習Ⅱ			2			60				60
			慢性看護学特論実習		2				60		60		
			慢性看護学高度実践実習Ⅰ			2			90		90		
			慢性看護学高度実践実習Ⅱ			4			180				180
			慢性看護学高度実践実習Ⅲ			4			180				180
専門科目	看護学分野	急性看護学領域	慢性看護学特別研究		8				240		60	90	90
			慢性看護学課題研究				2	60			15	15	30
			急性看護学特論		2	2			30	30			
			急性看護学援助特論Ⅰ		2	2			30	30			
			急性看護学援助特論Ⅱ		2	2			30		30		
			急性フィジカルアセスメント		2	2			30	30			
			急性病態生理論		2	2			30	30			
			急性看護学特論演習Ⅰ		2				45		45		
			急性看護学特論演習Ⅱ			2			60		60		
			急性看護学援助特論演習			2			60				60
専門科目	看護学分野	がん看護学領域	急性看護学特論実習		2				60		60		
			急性看護学高度実践実習Ⅰ			6			270				270
			急性看護学高度実践実習Ⅱ			4			180				180
			急性看護学特別研究		8				240		60	90	90
			急性看護学課題研究				2	60			15	15	30
			がん看護学特論		2	2			30	30			
			がん看護援助特論		2	2			30	30			
			がん看護病態特論		2	2			30	30			
			緩和ケア特論		2	2			30		30		
			緩和ケア援助特論		2	2			30		30		
			がん看護学特論演習		2				45		45		
			がん看護学演習Ⅰ			2			60		60		
			がん看護学演習Ⅱ			2			60				60
			がん看護学特論実習		2				60		60		
			がん看護学高度実践実習Ⅰ			2			90				90
			がん看護学高度実践実習Ⅱ			2			90				90
			がん看護学高度実践実習Ⅲ			6			270				270
			がん看護学特別研究		8				240		60	90	90
			がん看護学課題研究				2	60			15	15	30

区分			授業科目	修士論文コース		高度実践看護コース		時間数	1年次		2年次	
				必修	選択	必修	選択		春	秋	春	秋
専門科目	看護学分野	ヘルスメソッド看護学	ウィメンズヘルス看護学特論		2			30	30			
			ウィメンズヘルスケア特論		2			30	30			
			ハイリスク周産期ケア特論		2			30	30			
			ウィメンズヘルス看護学特論演習		2			45		45		
			ウィメンズヘルス看護学特論実習		2			60		60		
			ウィメンズヘルス看護学特別研究		8			240		60	90	90
専門科目	看護学分野	助産学領域	助産学特論		2			30	30			
			助産援助特論		2			30		30		
			助産学特論演習		2			45		45		
			助産学特論実習		2			60		60		
			助産学特別研究		8			240		60	90	90
専門科目	看護学分野	小児看護学領域	小児看護学特論Ⅰ		2	2		30	30			
			小児看護学特論Ⅱ		2	2		30	30			
			小児病態・治療論		2	2		30		30		
			小児看護援助特論Ⅰ		2	2		30		30		
			小児看護援助特論Ⅱ		2	2		30		30		
			小児看護援助特論Ⅲ		2	2		30		30		
			小児看護学特論演習		2			45		45		
			小児看護学演習Ⅰ			2		60		60		
			小児看護学演習Ⅱ			2		60			60	
			小児看護学特論実習		2			60		60		
			小児看護学高度実践実習Ⅰ			2		90			90	
			小児看護学高度実践実習Ⅱ			3		135			135	
			小児看護学高度実践実習Ⅲ			5		225			225	
			小児看護学特別研究		8			240		60	90	90
			小児看護学課題研究				2	60		15	15	30

注) 修了に必要な単位は、修士論文コースは32単位以上、高度実践看護コースは38単位以上。

表2 博士前期課程 教育課程：単位数・時間数・開講年次（3年コース）

区分	授業科目	修士論文コース		高度実践看護コース		時間数	1年次		2年次		3年次	
		必修	選択	必修	選択		春	秋	春	秋	春・秋	
共通科目	キリスト教倫理特論		2		2	30	(30)		30			
	保健医療倫理学特論		2		2	30		30		(30)		
	健康増進・医療経済政策特論		2		2	30		30		(30)		
	臨床疫学特論－EBM実践入門－		2		2	30	30		(30)			
	実験的研究法		2		2	30	30		(30)			
	社会調査特論		2		2	30	30		(30)			
	人体構造・機能学特論		2		2	30		30		(30)		
	心理学特論		2		2	30	30		(30)			
	教育方法学特論		2		2	30	30		(30)			
	保健科学英語特論		2		2	30	30		(30)			
	マネジメント論		2		2	30		30		(30)		
	教育工学特論		2		2	30	30		(30)			
基礎科目	A	看護理論	2		2	30	30					
		看護研究方法	2		2	30	30					
		看護倫理	2		2	30		30		(30)		
		看護管理論	2		2	30	30		(30)			
		看護政策論	2		2	30	30		(30)			
		看護コンサルテーション論	2		2	30		30				
	B	フィジカルアセスメント	2	2		30	30					
		病態生理学	2	2		30	30					
		臨床薬理学	2	2		30		30				
専門科目	看護学分野	基礎看護学特論		2		30	30		(30)			
		看護教育特論		2		30	30		(30)		(30)	
		看護技術開発		2		30	30		(30)			
		基礎看護学特論演習		2			45		45		(45)	
		基礎看護学特論実習		2			60		60		(60)	
		基礎看護学特別研究		8		240		30	30	60	120	
専門科目	看護学分野	看護管理学特論		2		30	30					
		専門看護管理特論		2		30		30				
		看護管理学特論演習		2		45	45		(45)			
		看護管理学特論実習		2		60		(60)	60	(60)		
		看護管理学特別研究		8		240		30	30	60	120	
専門科目	看護学分野	地域看護学特論		2		30	30		(30)			
		地域看護学援助特論Ⅰ		2		30	30		(30)			
		地域看護学援助特論Ⅱ		2		30	30		(30)			
		地域看護学特論演習		2		45		45		(45)		
		地域看護学特論実習		2		60		60		(60)		
		地域看護学特別研究		8		240		30	30	60	120	
専門科目	看護学分野	在宅看護学特論		2	2	30	30					
		在宅看護学援助特論Ⅰ		2	2	30	30					
		在宅看護学援助特論Ⅱ		2	2	30	30		(30)			
		在宅看護学援助特論Ⅲ		2	2	30		30		(30)		
		在宅看護学援助特論Ⅳ		2	2	30		30				
		在宅看護学特論演習		2		45		45	(45)			
		在宅看護学高度実践演習Ⅰ			2	60		60				
		在宅看護学高度実践演習Ⅱ			2	60		60				
		在宅看護学特論実習		2		60			60			
		在宅看護学高度実践実習Ⅰ			2	90		90				
		在宅看護学高度実践実習Ⅱ			3	135			135			
		在宅看護学高度実践実習Ⅲ			3	135				135		
		在宅看護学高度実践実習Ⅳ			2	90				90		
		在宅看護学特別研究		8		240		30	30	60	120	
		在宅看護学課題研究				2	60			15	15	30

区分			授業科目	修士論文コース		高度実践看護コース		時間数	1年次		2年次		3年次	
				必修	選択	必修	選択		春	秋	春	秋	春・秋	
専門科目	看護学分野	老年看護学領域	老年看護学特論	2	2			30	30					
			高齢者保健医療福祉政策論	2	2			30	30					
			老年病態・検査・治療・管理論	2	2			30	30					
			老年看護援助特論Ⅰ	2	2			30	30					
			老年看護援助特論Ⅱ	2	2			30		30				
			老年慢性看護論			2		30		30				
			認知症高齢者看護特論			2		30				30		
			老年看護学特論演習			2		60	60					
			老年看護学特論実習			2		60			60			
			老年看護学高度実践実習Ⅰ			6		270			270			
			老年看護学高度実践実習Ⅱ			4		180				180		
専門科目	看護学分野	精神看護学領域	老年看護学特別研究			8		240		30	30	60		120
			老年看護学課題研究					2	60			15	15	30
専門科目	看護学分野	精神看護学領域	精神看護学特論			2		30	30					
			地域精神保健活動特論			2		30		30				
			精神看護学特論演習			2		45		45	(45)			
			精神看護学特論実習			2		60			60	(60)		
			精神看護学特別研究			8		240		30	30	60		120
専門科目	看護学分野	慢性看護学領域	慢性看護学特論			2	2	30	30					
			慢性看護学援助特論Ⅰ			2	2	30	30					
			慢性看護学援助特論Ⅱ			2	2	30	30		(30)			
			慢性看護学援助特論Ⅲ			2	2	30		30		(30)		
			慢性看護学援助特論Ⅳ			2	2	30		30				
			慢性看護学特論演習			2		45		45	(45)			
			慢性看護学高度実践演習Ⅰ				2	60		60				
			慢性看護学高度実践演習Ⅱ				2	60			60			
			慢性看護学特論実習			2		60			60			
			慢性看護学高度実践実習Ⅰ				2	90		90				
			慢性看護学高度実践実習Ⅱ				4	180			180			
			慢性看護学高度実践実習Ⅲ				4	180					180	
専門科目	看護学分野	急性看護学領域	慢性看護学特別研究			8		240		30	30	60		120
			慢性看護学課題研究					2	60			15	15	30
専門科目	看護学分野	急性看護学領域	急性看護学特論			2	2	30	30					
			急性看護学援助特論Ⅰ			2	2	30	30					
			急性看護学援助特論Ⅱ			2	2	30		30				
			急性フィジカルアセスメント			2	2	30	30		(30)			
			急性病態生理論			2	2	30	30		(30)			
			急性看護学特論演習Ⅰ			2		45		45	(45)			
			急性看護学特論演習Ⅱ				2	60		60				
			急性看護学援助特論演習				2	60			60			
			急性看護学特論実習			2		60			60	(60)		
			急性看護学高度実践実習Ⅰ				6	270			270			
			急性看護学高度実践実習Ⅱ				4	180				180		
			急性看護学特別研究			8		240		30	30	60		120
			急性看護学課題研究					2	60			15	15	30

区分			授業科目	修士論文コース		高度実践看護コース		時間数	1年次		2年次		3年次	
				必修	選択	必修	選択		春	秋	春	秋	春・秋	
専門科目	看護学分野	がん看護学領域	がん看護学特論	2	2			30	30					
			がん看護援助特論	2	2			30	30		(30)			
			がん看護病態特論	2	2			30	30					
			緩和ケア特論	2	2			30		30				
			緩和ケア援助特論	2	2			30		30		(30)		
			がん看護学特論演習	2				45		45	(45)			
			がん看護学演習Ⅰ			2		60		60	(60)			
			がん看護学演習Ⅱ			2		60			60			
			がん看護学特論実習	2				60		60	(60)			
			がん看護学高度実践実習Ⅰ			2		90			90			
			がん看護学高度実践実習Ⅱ			2		90			90			
			がん看護学高度実践実習Ⅲ			6		270				270		
専門科目	看護学分野	ヘルス看護学領域	がん看護学特別研究	8				240		30	30	60	120	
			がん看護学課題研究					2	60			15	15	30
			ウィメンズヘルス看護学特論	2				30	30					
			ウィメンズヘルスケア特論	2				30	30					
			ハイリスク周産期ケア特論	2				30			30			
			ウィメンズヘルス看護学特論演習	2				45		45	(45)			
専門科目	看護学分野	助产学領域	ウィメンズヘルス看護学特論実習	2				60			60	(60)		
			ウィメンズヘルス看護学特別研究	8				240		30	30	60	120	
			助産学特論	2				30	30					
			助産援助特論	2				30		30				
			助産学特論演習	2				45		45	(45)			
専門科目	看護学分野	小児看護学領域	助産学特論実習	2				60			60	(60)		
			助産学特論	8				240		30	30	60	120	
			小児看護学特論Ⅰ	2	2			30	30					
			小児看護学特論Ⅱ	2	2			30	30					
			小児病態・治療論	2	2			30		30				
			小児看護援助特論Ⅰ	2	2			30		30				
			小児看護援助特論Ⅱ	2	2			30		30				
			小児看護援助特論Ⅲ	2	2			30		30				
			小児看護学特論演習	2				45		45	(45)			
			小児看護学演習Ⅰ		2			60		60				
			小児看護学演習Ⅱ		2			60			60			
			小児看護学特論実習		2			60		60		(60)		
			小児看護学高度実践実習Ⅰ			2		90			90			
			小児看護学高度実践実習Ⅱ			3		135			135			
			小児看護学高度実践実習Ⅲ			5		225			225			
			小児看護学特別研究	8				240		30	30	60	120	
			小児看護学課題研究					2	60			15	15	30

注) 修了に必要な単位は、修士論文コースは32単位以上、高度実践看護コースは38単位以上。

#### (4) 履修方法 (表3、4参照)

##### 1) 履修方法

博士前期課程を修了するために必要な修得単位は、修士論文コースでは 32 単位以上、高度実践看護コースでは 38 単位以上です。各コースのそれぞれの詳細については、次に示すとおりです。

###### ①修士論文コース

修士論文コースの修了に要する単位の内訳は、基盤科目から看護理論（必修）・看護研究方法（必修）の4単位、基盤科目（選択）・共通科目（選択）から6単位以上、専攻領域の専門科目からは看護学特論・特論演習を含めて8単位以上と専攻領域以外の専門科目2単位以上の10単位以上、そして特別研究8単位です。

###### <共通科目・基盤科目>

共通科目（選択）	基盤科目（選択）	基盤科目（必修）
キリスト教倫理特論	<A> 看護倫理	<A> 看護理論
保健医療倫理学特論	看護管理論	看護研究方法
健康増進・医療経済政策特論	看護政策論	
臨床疫学特論－EBM 実践入門－	看護コンサルテーション論	
実験的研究法	<B> フィジカルアセスメント	
社会調査特論	病態生理学	
人体構造・機能学特論	臨床薬理学	
心理学特論		
教育方法学特論		
保健科学英語特論		
マネジメント論		
教育工学特論		
6 単位以上を選択		4 単位

###### <専門科目>

分野	看護学
領域	基礎看護学 看護管理学 地域看護学 在宅看護学 老年看護学 精神看護学 慢性看護学 急性看護学 がん看護学 ウイメンズヘルス看護学 助産学 小児看護学
専攻領域の専門科目	看護学特論 看護学特論演習 合計 8 単位以上
専攻領域以外の専門科目	特論科目（表3◆印）・看護技術開発の中から 2 単位以上を選択
	特別研究 8 単位

なお、研究計画書の提出には、「看護理論」、「看護研究方法」の計 4 単位を取得していることが条件となります。

## ②高度実践看護コース

高度実践看護コースの修了に要する単位の内訳は、基盤科目Aからは看護理論（必修）・看護研究方法（必修）の2科目4単位を含む8単位以上、基盤科目Bからはフィジカルアセスメント（必修）・病態生理学（必修）・臨床薬理学（必修）の3科目6単位、専攻領域の専門科目から24単位以上です。

なお、研究計画書の提出には、「看護理論」、「看護研究方法」の計4単位を取得していることが条件となります。

### <共通科目・基盤科目>

共通科目	基盤科目 A	基盤科目 B
キリスト教倫理特論 保健医療倫理学特論 健康増進・医療経済政策特論 臨床疫学特論－EBM 実践入門－ 実験的研究法 社会調査特論 人体構造・機能学特論 心理学特論 教育方法学特論 保健科学英語特論 マネジメント論 教育工学特論	◎看護理論 ◎看護研究方法 看護倫理 看護管理論 看護政策論 看護コンサルテーション論 ◎：必修科目	◎フィジカルアセスメント ◎病態生理学 ◎臨床薬理学 ◎：必修科目
要件無し	4科目8単位以上を選択	3科目6単位

### <専門科目>

分野 領域	看護学		
	老年看護学	在宅看護学	慢性看護学
専攻領域の専門科目	老年看護学特論 高齢者保健医療福祉政策論 老年病態・検査・治療・管理論 老年看護援助特論 I 老年看護援助特論 II 老年慢性看護論 認知症高齢者看護特論	在宅看護学特論 在宅看護学援助特論 I 在宅看護学援助特論 II 在宅看護学援助特論 III 在宅看護学援助特論 IV	慢性看護学特論 慢性看護学援助特論 I 慢性看護学援助特論 II 慢性看護学援助特論 III 慢性看護学援助特論 IV
	老年看護学高度実践実習 I 老年看護学高度実践実習 II	在宅看護学高度実践演習 I 在宅看護学高度実践演習 II	慢性看護学高度実践演習 I 慢性看護学高度実践演習 II
		在宅看護高度実践実習 I 在宅看護高度実践実習 II 在宅看護高度実践実習 III 在宅看護高度実践実習 IV	慢性看護学高度実践実習 I 慢性看護学高度実践実習 II 慢性看護学高度実践実習 III
	老年看護学課題研究	在宅看護学課題研究	慢性看護学課題研究
	24 単位以上	24 単位以上	24 単位以上

分野	看護学		
領域	急性看護学	がん看護学	小児看護学
専攻領域の専門科目	急性看護学特論	がん看護学特論	小児看護学特論 I
	急性看護学援助特論 I	がん看護援助特論	小児看護学特論 II
	急性看護学援助特論 II	がん看護病態特論	小児病態・治療論
	急性フィジカルアセスメント	緩和ケア特論	小児看護援助特論 I
	急性病態生理論	緩和ケア援助特論	小児看護援助特論 II
	急性看護学特論演習 II	がん看護学演習 I	小児看護学演習 I
	急性看護学援助特論演習	がん看護学演習 II	小児看護学演習 II
	急性看護学高度実践実習 I	がん看護学高度実践実習 I	小児看護学高度実践実習 I
	急性看護学高度実践実習 II	がん看護学高度実践実習 II	小児看護学高度実践実習 II
	急性看護学高度実践実習 III	がん看護学高度実践実習 III	小児看護学高度実践実習 III
急性看護学課題研究		がん看護学課題研究	小児看護学課題研究
24 単位以上		24 単位以上	24 単位以上

## 2) 履修の過程

- ・履修登録は、春セメスター科目および秋セメスター科目を 4 月の指定の期日までに WEB 上で行ってください。ただし、秋セメスターの履修科目の追加・取消については 8 月末日までとします。なお、授業科目の選択にあたっては、オリエンテーション時等に、指導教員と相談の上決定してください。（大学院学則第 24 条 3 項）
- ・単位の修得に関わりなく聴講を希望する場合は、担当教員の許可を得て聴講願を提出してください。
- ・学部の授業を聴講する場合は、指導教員および当該授業科目の担当教員の許可を得て聴講願を出してください。（大学院学則第 26 条）

## 3) 単位の認定

授業科目の単位の認定は、試験または研究報告により、その科目が合格と認定された場合に、担当教員により行われます。（大学院学則第 28 条）

### ①受験資格

試験の受験資格は、履修届を提出し、実授業時間に 2/3 以上出席した場合に得られますが、実習については別に定めます。また、授業料の滞納がなく、休・停学中でない場合に限ります。

### ②評価方法

評価方法については、開講時に担当教員から提示されます。

### ③成績評価

試験の評価は、A、B、C、D とし、D を不合格とします。評価基準は 100 点満点で、100~80 : A、79 ~70 : B、69~60 : C、59 点以下が D です。（大学院学則第 29 条）

## (5) 課程修了の認定・学位の授与

### 1) 課程修了の認定

本研究科に 2 年以上在学して修士論文コースにおいては 32 単位以上、高度実践看護コースにおいては 38 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文（高度実践看護コースの場合は課題研究論文）の審査及び最終試験に合格した者に課程修了を認定します。（大学院学則第 33 条）

### 2) 学位の授与

課程修了を認定した者に対し、修士（看護学）の学位を授与します。

表3-① 専攻領域別履修方法（2023年度入学生）修士論文コース

区分	授業科目	修論コース			看護学分野									修了に必要な単位数					
		必修	単位数	選択	看護管理	看護	地域看護	在宅看護	老年看護	精神看護	急性看護	がん看護	小児看護	助産	基盤看護	専攻領域専門科目	総単位数		
共通科目	キリスト教倫理特論	◇	2		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
	保健医療倫理学特論 健康知識・医療経済政策特論 臨床研究法入門－実験的研究法－	◇	2		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	4 単位		
基盤科目	社会調査特論	◇	2		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	6 単位		
	人体構造・機能学特論 心理学特論 教育方法学特論 保健科学生物特論 マネジメント論 教育学特論 看護理論 看護研究方法 看護倫理 看護管理論 看護政策論 看護コラボレーション論 フィジカルアセスメント 病理生理学 臨床薬理学 基礎看護学特論 看護教育特論 看護技術開発 基礎看護学特論演習 基礎看護学特論実習 看護管理学特論 専門看護管理特論 看護管理学特論演習 看護管理学特論実習 看 地 在 老	②	2		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	32 単位以上		
A	看護倫理論	◇	2		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	看護倫理 看護政策論 看護コラボレーション論 フィジカルアセスメント 病理生理学 臨床薬理学 基礎看護学特論 看護教育特論 看護技術開発 基礎看護学特論演習 基礎看護学特論実習 看護管理学特論 専門看護管理特論 看護管理学特論演習 看護管理学特論実習 看 地 在 老	②	2		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◎		
B	看護倫理論	◇	2		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◎		
	看護倫理 看護政策論 看護コラボレーション論 フィジカルアセスメント 病理生理学 臨床薬理学 基礎看護学特論 看護教育特論 看護技術開発 基礎看護学特論演習 基礎看護学特論実習 看護管理学特論 専門看護管理特論 看護管理学特論演習 看護管理学特論実習 看 地 在 老	③	2		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◎		
看護学分野	地域看護 在宅看護 老人看護	◆	2		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	8 単位以上		
専門科目	高齢者保健医療福祉政策論 老年病態・検査・治療・管理論 老年看護援助特論Ⅲ 老年看護援助特論Ⅳ 老年看護援助演習 老年看護援助実習 老年看護援助特論Ⅰ 老年看護援助特論Ⅱ 老年看護援助演習 老年看護援助実習 老年看護援助特論Ⅰ 老年看護援助特論Ⅲ 老年看護援助特論Ⅳ 老年看護援助演習 老年看護援助実習 精神看護学特論 精神看護学特論演習 精神看護学特論実習	◆	2		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	2 単位以上		
	◆印の科目：必修科目 ○印の科目：共通科目の選択科目 ☆印の科目：専攻領域の学 ◆印の科目：専攻領域以外の特論科目（◆印） ◆印の科目：専攻領域から ◆印の科目：専攻領域以外の学生が ◆印の科目：専攻領域の学生が ◆印の科目：専攻領域の学生のみが ◆印の科目：専攻領域の学生のみが選択できない																		
	△印の科目：選択科目 ○印の科目：専攻領域の学生が △印の科目：専攻領域の学生のみが選択できる科目 △印の科目：専攻領域の学生のみが選択できる																		

注1 表3の記号について  
◎印の科目：必修科目△印の科目：選択科目  
○印の科目：専攻領域の学生が  
△印の科目：専攻領域の学生のみが選択できる科目  
☆印の科目：専攻領域の学生のみが選択できる◆印の科目：専攻領域から  
◆印の科目：専攻領域以外の学生が  
◆印の科目：専攻領域の学生が  
◆印の科目：専攻領域の学生のみが選択できない◆印の科目：専攻領域以外の学生が  
◆印の科目：専攻領域の学生が  
◆印の科目：専攻領域の学生のみが選択できる

◆印の科目：専攻領域の学生のみが選択できない

◆印の科目：専攻領域の学生のみが選択できる

△印の科目：専攻領域の学生のみが選択できる

△印の科目：専攻領域の学生のみが選択できる

△印の科目：専攻領域の学生のみが選択できる

表3-② 専攻領域別履修方法（2023年度入学生）

区分	授業科目	修論コース		看護学分野										修了に必要な単位数	
		単位数	必修	看護学	基礎 看護学	看護 看護学									
共通科目	キリスト教倫理特論	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	保健医療倫理学特論	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	健康増進・医療経済政策特論	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	臨床医学特論－BMJ実践入門－	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	実験的研究法	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	社会調査特論	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	人体構造・機能学特論	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	心理学特論	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	教育方法学特論	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	保健科学英語特論	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
基盤科目	マネジメント論	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	教育工学特論	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	看護理論	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	看護研究方法	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	看護倫理	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	看護管理論	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	看護政策論	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	看護コンサルテーション論	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	フィジカルアセスメント	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	病態生理学	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
専門科目	臨床実習医学	2	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○	◇	○
	慢性看護学特論	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	慢性看護学援助特論 I	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	慢性看護学援助特論 II	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	慢性看護学援助特論 III	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	慢性看護学援助特論 IV	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	慢性看護学特論演習	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	慢性看護学特論実習	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	急性看護学特論	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	急性看護学援助特論 I	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
看護学分野	急性看護学援助特論 II	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	急性看護学特論	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	急性病状生物学特論	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	急性看護学特論演習 I	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	急性看護学特論演習 II	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	がん看護学特論	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	がん看護病態特論	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	緩和ケア特論	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	緩和ケア援助特論	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	がん看護学特論演習	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
特別研究（修士論文コース）		8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8単位

注1 表3の記号について  
 ◇印の科目：必修科目  
 ○印の科目：共通科目および基盤科目の選択科目  
 △印の科目：専攻領域の学びを選択しならなければならない科目（但し、他の専攻領域の学びは選択できない）  
 ◆印の科目：専攻領域の学びに専攻領域以外の科目が選択できる科目（表3-①および表3-③の科目を含む）  
 ☆印の科目：専攻領域の学びのみが選択できる科目  
 ●印：看護技術開発

注2 ①、②、③の合計が  
 修士論文コースは16単位以上であること

表3-③ 専攻領域別履修方法（2023年度入学生）

区分	授業科目	修論コース		看護学分野									修了に必要な単位数
		単位数	必修	看護学	看護学	看護学	看護学	看護学	看護学	看護学	看護学	看護学	
共通科目	キリスト教倫理特論	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	保健医療倫理学特論	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	健康増進・医療経済政策特論	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	臨床医学特論－IBM実践入門－	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	実験的研究法	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	社会調査特論	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	人体構造・機能学特論	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
基盤科目	心理学特論	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	教育方法特論	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	保健科学英語特論	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	マネジメント論	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	教育工学特論	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	看護理論	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	看護研究方法	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
看護領域	看護倫理	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	看護管理論	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	看護政策論	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	看護コンサルテーション論	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	フィジカルアセスメント	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	病態生理学	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	臨床実習医学	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
看護学分野	ヘルプ学論	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	ヘルプ・ヘルス看護学特論	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	ヘルプ・ヘルス看護学演習	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	ヘルプ・ヘルス看護学特論実習	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	助産学特論	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	助産授助特論	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	助産学特論演習	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
専門科目	小児看護学特論Ⅰ	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児看護学特論Ⅱ	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児看護学実習	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小児看護学・治療論	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児看護実習	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児看護助勢論Ⅰ	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児看護助勢論Ⅱ	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
看護領域	小児看護助勢論Ⅲ	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児看護学特論実習	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小児看護学特論実習	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	特別研究（修士論文コース）	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	修士論文コース	32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	看護	8単位	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	助産	8単位	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1：表3の記号について  
 ◎印の科目：必修科目  
 ○印の科目：選択科目  
 ◆印の科目：共通科目および基盤科目の選択科目  
 ▲印の科目：専攻領域の学  
生は選択しない他の専攻領  
域の学生は選択できない  
 ♦印の科目：専攻領域なら  
びに専攻領域以外の学生が  
選択できる科目（表3-①およ  
び表3-②の科目を含む）  
 ☆印の科目：専攻領域の学  
生のみが選択できる科目  
 ○印の科目：専攻領域の学  
生が選択できる科目  
 ◆印の科目：専攻領域なら  
びに専攻領域以外の学生が  
選択する上級科目  
 ▲印の科目：専攻領域の学  
生が選択する上級科目  
 ●印の科目：専攻領域の学  
生が選択する上級科目  
 ■印の科目：専攻領域の学  
生が選択する上級科目  
 ▲印の科目：専攻領域の学  
生が選択する上級科目

注2：①、②、③の合計が  
修士論文コースは16単位以上  
であることを示す



表4-② 専攻領域別履修方法（2023年度入学生）

		高度実践看護コース									
		授業科目					高度実践看護コース				
基盤科目	A	修論コース		在宅看護学		老年看護学		慢性看護学		急性看護学	
		単位数	必修	選択	必修	選択	高専基礎看護	高専実践看護	高専実践看護	高専実践看護	高専実践看護
キリスト教倫理特論		2		2		◇	◇	◇	◇	◇	◇
保健医療倫理学特論		2		2		◇	◇	◇	◇	◇	◇
ヘルスプロモーション健康政策特論		2		2		◇	◇	◇	◇	◇	◇
保健医療経済政策特論		2		2		◇	◇	◇	◇	◇	◇
臨床疫学特論－EBM実践入門－		2		2		◇	◇	◇	◇	◇	◇
実験的研究方法		2		2		◇	◇	◇	◇	◇	◇
社会調査特論		2		2		◇	◇	◇	◇	◇	◇
現代ヒビリティーション学特論		2		2		◇	◇	◇	◇	◇	◇
人体構造・機能学特論		2		2		◇	◇	◇	◇	◇	◇
心理学特論		2		2		◇	◇	◇	◇	◇	◇
教育方法学特論		2		2		◇	◇	◇	◇	◇	◇
保健科学英語特論		2		2		◇	◇	◇	◇	◇	◇
マネジメント論		2		2		◇	◇	◇	◇	◇	◇
看護理論		2		2		◎	◎	◎	◎	◎	◎
看護倫理		2		2		◇	◇	◇	◇	◇	◇
看護管理論		2		2		◇	◇	◇	◇	◇	◇
看護政策論		2		2		◇	◇	◇	◇	◇	◇
看護コンサルテーション論		2		2		◇	◇	◇	◇	◇	◇
フィジカルアセスメント		2		2		◎	◎	◎	◎	◎	◎
病態生理学		2		2		◎	◎	◎	◎	◎	◎
臨床病理学		2		2		◎	◎	◎	◎	◎	◎
慢性看護学特論		2		2		◆	◆	◆	◆	◆	◆
慢性看護学援助特論Ⅰ		2		2		◆	◆	◆	◆	◆	◆
慢性看護学援助特論Ⅱ		2		2		◆	◆	◆	◆	◆	◆
慢性看護学援助特論Ⅲ		2		2		◆	◆	◆	◆	◆	◆
慢性看護学援助特論Ⅳ		2		2		◆	◆	◆	◆	◆	◆
慢性看護学高度実践演習Ⅰ		2		2		○	○	○	○	○	○
慢性看護学高度実践演習Ⅱ		2		2		○	○	○	○	○	○
慢性看護学高度実践演習Ⅰ		2		2		○	○	○	○	○	○
慢性看護学高度実践演習Ⅱ		2		2		○	○	○	○	○	○
慢性看護学高度実践演習Ⅲ		2		2		○	○	○	○	○	○
慢性看護学問題研究		2		2		☆	☆	☆	☆	☆	☆
急性看護学特論		2		2		◆	◆	◆	◆	◆	◆
急性看護学援助特論Ⅰ		2		2		◆	◆	◆	◆	◆	◆
急性看護学援助特論Ⅱ		2		2		◆	◆	◆	◆	◆	◆
急性フジカルアセスメント		2		2		◆	◆	◆	◆	◆	◆
急性病態生物学		2		2		○	○	○	○	○	○
急性看護学演習Ⅱ		2		2		○	○	○	○	○	○
急性看護学演習Ⅰ		2		2		○	○	○	○	○	○
急性看護学高度実践演習Ⅰ		6		6		○	○	○	○	○	○
急性看護学高度実践演習Ⅱ		4		2		○	○	○	○	☆	☆
急性看護学問題研究		2		2		○	○	○	○	○	○
がん看護学特論		2		2		◆	◆	◆	◆	◆	◆
がん看護病態特論		2		2		◆	◆	◆	◆	◆	◆
緩和ケア特論		2		2		◆	◆	◆	◆	◆	◆
がん看護学演習Ⅰ		2		2		○	○	○	○	○	○
がん看護学高度実践演習Ⅰ		2		2		○	○	○	○	○	○
がん看護学高度実践演習Ⅱ		6		6		○	○	○	○	○	○
がん看護学高度実践演習Ⅲ		6		2		○	○	○	○	☆	☆

38 単位以

24 単位以上

- 修了に必要な単位数  
共通科目・基盤科目  
専攻領域の専門科目  
総単位数
- ①② 基盤科科 目 A.B. から 必6 修単位  
単位を含む 4 単位
- 注1 表4の記号について  
○印の科目：専攻領域の学生は選択しない  
◎印の科目：必修科目  
◆印の科目：共通科目および基盤科目の選択科目
- 印の科目：専攻領域の学生は選択しない  
◎印の科目：選択できない  
◆印の科目：専攻領域ならびに専攻領域以外の学生が選択できる科目表4-①および表4-③の科目を含む
- ☆印の科目：専攻領域の学生のみが選択できる科目

表4-③ 専攻領域別履修方法（2023年度入学生）

		高度実践看護コース						高度実践実践コース					
		授業科目			修論コース			看護コース			老年看護学		
		単位数	必修	選択	必修	単位数	必修	選択	高度実践看護	高度実践看護	高度実践看護	高度実践看護	高度実践看護
共通科目	キリスト教倫理特論	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	保健医療倫理特論	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	ヘルスプロモーション健康政策特論	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	保健医療経済政策特論	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	臨床疫学特論-BBM実践入門－実験的研究法	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	社会調査特論	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	現代リハビリテーション学特論	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	人体構造・機能学特論	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	心理学特論	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	教育方法学特論	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
基礎科目	保健科学英語特論	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	マネジメント論	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	看護理論	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	看護研究方法:	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	看護倫理	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	看護管理論	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	看護政策論	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	看護コラボレーション論	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	看護コラボレーションセミナー	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	看護生理学	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
B	病態生理学	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	臨床病理学	2	2		◇	2	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	ウイメンズヘルス看護学特論	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	ウイメンズヘルスケア特論	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	ハイリスク周産期ケア特論	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	ウイメンズヘルス看護学特論演習	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	ウイメンズヘルス看護学特論実習	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	助産学特論	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	助産授助特論	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	助産学特論演習	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
専門科目	助産学特論実習	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児看護学特論 I	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児看護学特論 II	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児看護学分野	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児病態・治療論	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児看護援助特論 I	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児看護援助特論 II	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児看護援助特論 III	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児看護学演習 I	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児看護学演習 II	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
専門科目	小児看護学富度実践実習 I	3	3		◆	3	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児看護学富度実践実習 II	5	5		◆	5	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児看護学富度実践実習 III	2	2		◆	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	小児看護学課題研究	☆	☆		◆	☆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆

注1 表4の記号について  
 ◎印の科目：必修科目  
 ◇印の科目：共通科目および基盤科目の選択科目

○印の科目：専攻領域の学生は選択しない科目（但し、他の専攻領域の学生は選択できない）  
 ◆印の科目：専攻領域ならびに専攻領域以外の学生が選択できる科目（表4-①および表4-②の科目を含む）  
 ☆印の科目：専攻領域の学生のみが選択できなきる科目

## 2. 博士後期課程

### (1) 学年暦、博士論文スケジュール

<2023年度学年暦>

事 項	月 日
大学院新入生オリエンテーション・在学生ガイダンス	4月8日(土)
春セメスター授業開始	4月15日(土)
創立記念日	5月1日(月)
秋セメスター授業開始	9月16日(土)
(春セメスター卒業式・修了式) ※	9月20日(水)
クリスマス礼拝	12月20日(水)
卒業式・修了式	3月7日(木)

※は9月修了の場合

<博士論文スケジュール>

詳細は、下記を参照してください。

- ・VII-4-(7)「特別研究」のスケジュールと学修内容
- ・4月のオリエンテーション時配布の博士論文審査プロセス表

	年次	3月修了	9月修了
研究計画発表会 (研究計画書が完成するまで原則としてこの会で発表する)	1年次	5月、9月、12月、3月	
研究計画書提出		6月、10月、1月	
研究計画審査会	2年次	7月、11月、2月	
研究計画書 最終版提出		7月下旬、11月下旬、2月下旬	
(研究計画書 承認通知)		7月下旬、12月上旬、3月上旬	
研究・論文執筆			
論文提出		10月下旬	4月下旬 (4年目以降の場合)
論文内容発表会 予備審査会		11月中旬	5月中旬
学位授与申請・論文提出		12月中旬	6月下旬
論文審査・最終試験		1月	7月
(合否通知)		2月中旬	7月下旬～8月初旬
論文発表会			3月上旬
学位授与		3月	9月

## (2) 教育目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

### [教育目的]

建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を基盤に、高い倫理観を身につけ、学識を深め、看護学について自立して研究活動を行う優れた専門性と人間性を備え、創造性、応用力を持ち、多職種連携・協働ができ、広く世界に通用する高度専門職業人を育成する。

### [教育目標]

生涯にわたり看護学の発展に貢献できる高度専門職業人に必要な学識・技能を修得するために、建学の精神に基づいた高い倫理観を纏い、学際的・国際的な視野を持つとともに、自立した研究活動に必要な専門性、創造性、応用力を身につけ、多職種連携・協働の中でリーダーシップを発揮する能力を育成する。

### [卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）]

修了においては、以下に掲げることに到達することを目標とし、修了に必要な所定の単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に対し修了を認定し、学位を授与します。

1. 「生命の尊厳と隣人愛」の精神を基盤とする倫理観を身につけ、看護学分野の質の高い実践、教育・研究に反映し自らの行動に反映することができる。
2. エビデンスに基づいた実践や研究を行うために、看護学分野及び関連諸科学における主要な理論・概念を深め、高度な専門知識・能力を習得し問題解決を図ることができる。
3. 看護学分野及び関連諸科学の幅広い視野をもち、俯瞰的なものの見方と専門的応用力を発揮して、新たな知を創造することができる。
4. 看護学分野の専攻領域の研究課題を自ら発見し、先行研究のレビューを行い、独創的な研究テーマを設定して、研究計画を立案することができる。
5. 研究計画に沿ってデータ収集を行い、結果のまとめ・データ分析・考察を適切に行い、論文としてまとめ発表することができる。
6. 他の専門職者や研究者との連携・協働を通してリーダーシップを発揮し、人々の健康、福祉、安寧に貢献することができる。
7. 学術的かつ国際的な視野をもち、グローバルな活躍をめざし、海外の専門家や学生と交流ができる。

### (3) 教育課程について

#### [教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)]

教育理念・目的及び卒業認定・学位授与の方針、並びに教育目標を達成するため、次のように科目を配置します。

1. 多職種と連携する資質を磨き、実務者として高度な知識と指導力を身につけるための科目を置く（共通科目）。
2. 専門性を深化させ独創的研究を行い、質の高い研究を完成させることを通して新たな知を創造するための科目を置く（専門科目）。

#### [教育課程の構成]

##### ○共通科目

「インタークロスオーバー特講」（必修科目）と「インタークロスオーバー演習」を配置し、保健医療福祉の連携をはかり、総合的なチームアプローチの推進に資する研究・教育を開拓していくことで、実務者としての高度な知識と指導力を養います。

「インタークロスオーバー特講」では欧米圏を中心に発展しているインタークロスオーバー（IPW）の歴史、理論と実践手法、そのための教育であるインタークロスオーバーエデュケーション（IPE）について講義し、グループワークやディスカッションを通して、実際的な多職種連携・協働の在り方を学びます。

「インタークロスオーバー演習」では保健医療福祉分野の専門職者として、グループ研究を行うことにより、様々な分野からの総合した意見交換を通しての実践的なプログラム構築を試みることによって、専門性の役割と協働についての理解を深めながら IPW の実践能力を深めます。

「リーダーシップ特講」では、受講者の経験を素材に、経験を内省し議論して、理論と実践をつなげることを目指し、多専門職が協働する保健医療福祉の実践において、各専門職の違いを超えて調和のとれたビジョンを描き、各人の力の結合を実現するための方法を講義します。この講義を通して、保健医療福祉の実践場面において活躍することのできるリーダーシップを備えた指導者・管理者の育成を目指します。

「保健科学研究方法特講Ⅰ」では、人々の健康課題あるいは健康現象を探求する研究方法論および方法に関する知識を深め、妥当性と信頼性の高い研究を計画できる能力を養います。特に統合的文献レビュー、概念分析法などを中心に学修します。

「保健科学研究方法特講Ⅱ」では、1つの要因では説明できない保健科学に関連する複雑な現象を解説する量的研究方法について、多変量解析法の理論の紹介及び理論の講義を通して学修します。また実際に統計パッケージ SPSS を用いて生活習慣調査などのデータに適用して解析できる能力を養います。

「保健科学英語特講」ではインタークロスオーバー特講に関して先行する英国や北欧の文献に接し、理論や実例についての知見を深め、高度専門職者としての素養を高め、また自ら論文を英文で作成するためのスキルを養います。

##### ○専門科目

人々の価値観が多様化し、高度に複雑化する社会環境の中で、生命と人権の尊重を基盤として、看護に求められる社会的使命を遂行し、看護学を創造的・実践的に開発・発展させ、地域社会及び国際社会のあらゆる健康レベルの人々に貢献できる優れた専門性と研究能力等を備えた高度専門職業人の育成を目指します。看護学研究科ではその実現のために、「看護学分野」を置いています。

## 「看護学分野」

看護支援を必要とする個人、家族、集団に対して、それぞれの特性や家族的・文化的背景を考慮した高いQOLをめざし、対象にあわせた健康回復、健康維持、予防への援助を行うための理論や看護援助技法を学修し、研究方法論の開発を行うとともに、実際的な看護現象の中で、実証的に研究する方法並びに実践に応用する能力を修得します。

### ◎基礎看護学領域

諸理論に基づいた看護実践技法の新たな開発を目指すために、基礎看護学に有用な実証的な研究手法と看護実践を発展的に応用する能力を修得します。

### ◎看護管理学領域

看護管理の実践は割り切れる事の少ない複雑なプロセスです。そのなかで看護管理学は、アートの領域を尊重しながらも、科学によって見えてくるものを追求しつづけます。人が生き生きと働いて成果を得る看護経営管理を、理論と実践をダイナミックに統合しながら求めていきます。

### ◎地域看護学領域

本領域においては、公衆衛生看護ならびに地域における保健・福祉・医療の連携の組織化及び、家族ケアの専門性について探求することを目的とします。具体的には、ヘルスケアシステムや公衆衛生看護に関する行政的対応、家族ケアに関する基礎理論を踏まえ、当事者・家族や地域住民を支援するあり方を追求します。

### ◎老年看護学領域

本領域においては、高齢者およびその家族が持てる機能を發揮してQOLを維持向上して生活することを支援する、常に新しい知見を取り入れた理論・技法・資源等を活用する老年看護の専門性について探求することを目的とします。

具体的には老年看護学特講・演習およびインター・プロフェッショナル特講等を踏まえて、高齢者ケアの改善・向上・開発を目指した研究テーマを選定し、データ収集・解析を行い、論文作成過程を通して、老年看護の高度専門職業人として自立して研究できる能力を修得することを目指します。

### ◎精神看護学領域

本領域は、すべての年齢層の人々における精神的健康の増進や精神疾患を抱える人々への支援およびそれらの法制度を含む社会的背景について、精神力動論から脳科学までの幅広い基盤となる専門領域の知識を用いながら課題や解決を探求できる自立的な研究者を目指します。

### ◎慢性看護学領域

慢性的な病気や障害を抱えて生活する人およびその家族に対する看護は、病者と家族がもてる力を發揮して質の高い生活を営むことができるよう、その人の主体性を尊重し、専門的な知識・技術を活用して支援することにその焦点があります。病気の予防から死に至るまでの長期にわたって病者と家族を支援するための理論や研究方法論を開発するとともに、自立して看護研究を行う能力、保健・医療・福祉の専門職と連携・協働しながら実践活動を充実・発展させていく能力を修得します。

### ◎急性看護学領域

生命危機状態のために治療下にある患者・家族に救命救急・集中治療・集学的治療・回復リハビリテーションの過程において患者・家族の尊厳を尊重し、心身の苦痛の緩和のための看護の概念を明らかにするとともに、質の高い看護方法の開発を目指します。看護を取り巻く多職種との連携・協働のあり方も視野に入れ自立して看護研究を行う能力、保健・医療・福祉の専門職との連携を図りながら実践活動を体系的に構築し実証的に研究する方法と実践に応用する能力を修得します。

#### ◎がん看護学領域

がん患者とその家族の持つ身体・心理・社会・靈的ならびに倫理的問題を家族的・文化的背景やがん医療の現状を踏まえて多角的にとらえ、高いQOLを目指した問題解決のための方法論や技法、多職種との連携・協働のあり方を探求し、実際的な看護現象の中で帰納的・演繹的アプローチを通してがん看護学の体系化を試みるとともに、実証的に研究する方法並びに実践に応用する能力を修得します。

#### ◎リプロダクティブ・ヘルス看護学領域

リプロダクティブ・ヘルス／ライツならびにウィメンズヘルスの概念に基づき、女性のライフサイクル全体を視野に入れた健康支援にむけて、研究課題を発見し、新たな理論や看護援助技法、研究方法論の開発のために研究や実践を探究します。具体的には、助産ケア、医療者間および関係諸機関のパートナーシップを基盤とした連携・協働、助産師の役割、親子の関係性の発達、ハイリスク新生児のケア、母乳育児支援、養育困難な両親と児へのケアなどの女性や母子の健康問題を取り上げながら、ケアの向上ならびに高いQOLを目指して、看護実践を高めるための方法を学びます。

#### ◎小児看護学領域

健康障害や発達障害をもつ小児とその親・家族に対して、成長・発達、健康回復、健康維持、予防への援助を行うため小児看護学領域で重要と考えられる概念や理論を分析し、看護援助技法、研究方法論の開発を行います。また、小児看護学における研究動向と重要課題について、実証的に研究する方法並びに実践に応用する能力を修得します。

★科目名と単位数は 表5に示すとおりです。

表5 博士後期課程 教育課程：単位数・時間数・開講年次

区分	科目名	単位数		履修要件	時間数	1年次		2年次		3年次			
		必修	選択			春	秋	春	秋	春	秋		
共通科目	インター・プロフェッショナルワーク特講	2		必修を含む3科目5単位以上を履修する。	30	30		(30)					
	インター・プロフェッショナルワーク演習		1		30		30		(30)				
	リーダーシップ特講		2		30	30		(30)		(30)			
	保健科学研究方法特講Ⅰ		2		30	30		(30)		(30)			
	保健科学研究方法特講Ⅱ		2		30	30		(30)		(30)			
	保健科学英語特講		2		30		(30)		30		(30)		
専門科目 看護学分野	<基礎看護学領域>												
	基礎看護学特講		2		30	30							
	基礎看護学特講演習		1		30		30						
	<看護管理学領域>												
	看護管理学特講		2		30	30							
	看護管理学特講演習		1		30		30						
	<地域看護学領域>												
	地域看護学特講		2		30	30							
	地域看護学特講演習		1		30		30						
	<老年看護学領域>												
	老年看護学特講		2		30	30							
	老年看護学特講演習		1		30		30						
	<精神看護学領域>												
	精神看護学特講		2		30	30							
	精神看護学特講演習		1		30		30						
	<慢性看護学領域>				各自が選択した研究領域の特講2単位、特講演習1単位および特別研究6単位の合計9単位以上を履修する。	30	30						
	慢性看護学特講		2		30	30							
	慢性看護学特講演習		1		30		30						
	<急性看護学領域>					30	30						
	急性看護学特講		2		30	30							
	急性看護学特講演習		1		30		30						
	<がん看護学領域>					30	30						
	がん看護学特講		2		30	30							
	がん看護学特講演習		1		30		30						
	<リプロダクティブ・ヘルス看護学領域>					30	30						
	リプロダクティブ・ヘルス看護学特講		2		30	30							
	リプロダクティブ・ヘルス看護学特講演習		1		30		30						
	<小児看護学領域>					30	30						
	小児看護学特講		2		30	30							
	小児看護学特講演習		1		30		30						
	看護学特別研究		6		180	30	30	30	30	30	30	30	

注)修了に必要な単位は14単位

#### (4) 履修方法

課程修了に必要な単位数は各領域とも 14 単位です。14 単位の内訳は、共通科目から必修科目を含む 3 科目 5 単位以上、各自が選択した研究領域の専門科目から特講 2 単位、特講演習 1 単位及び特別研究 6 単位の合計 9 単位以上です。

以下に履修例を示します。

##### a ) 看護学分野 基礎看護学領域を専攻する場合(例)

区分	履修科目	単位数		時間数	1 年次		2 年次		3 年次	
		必修	選択		春	秋	春	秋	春	秋
共通科目	インタープロフェッショナルワーク特講	2		30	30		(30)			
	インタープロフェッショナルワーク演習		1	30		30		(30)		
	保健科学研究方法特講 I		2	30	30		(30)		(30)	
専門科目	基礎看護学特講		2※	30	30					
	基礎看護学特講演習		1※	30		30				
	看護学特別研究		6※	180	30	30	30	30	30	30
履修単位数及び時間数合計		14 単位 330 時間								

※基礎看護学領域を専攻する場合は必修

##### b ) 看護学分野 地域看護学領域を専攻する場合(例)

区分	履修科目	単位数		時間数	1 年次		2 年次		3 年次	
		必修	選択		春	秋	春	秋	春	秋
共通科目	インタープロフェッショナルワーク特講	2		30	30		(30)			
	インターパロフェッショナルワーク演習		1	30		30		(30)		
	保健科学研究方法特講 II		2	30				30		(30)
専門科目	地域看護学特講		2※	30	30					
	地域看護学特講演習		1※	30		30				
	看護学特別研究		6※	180	30	30	30	30	30	30
履修単位数及び時間数合計		14 単位 330 時間								

※地域看護学領域を専攻する場合は必修

##### c ) 看護学分野 リプロダクティブ・ヘルス看護学領域を専攻する場合(例)

区分	履修科目	単位数		時間数	1 年次		2 年次		3 年次	
		必修	選択		春	秋	春	秋	春	秋
共通科目	インターパロフェッショナルワーク特講	2		30	30		(30)			
	インターパロフェッショナルワーク演習		1	30		30		(30)		
	保健科学英語特講		2	30				30		(30)
専門科目	リプロダクティブ・ヘルス看護学特講		2※	30	30					
	リプロダクティブ・ヘルス看護学特講演習		1※	30		30				
	看護学特別研究		6※	180	30	30	30	30	30	30
履修単位数及び時間数合計		14 単位 330 時間								

※リプロダクティブ・ヘルス看護学領域を専攻する場合は必修

## (5) 課程修了の認定・学位の授与

### 1) 課程修了の認定

本研究科に3年以上在籍し、所定の単位(14単位以上)を修得し、かつ、特別研究科目において必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格した者に課程修了を認定します。  
(大学院学則第34条)

### 2) 学位の授与

課程修了を認定した者に対し、博士(看護学)の学位を授与します。  
なお、単位修得満期退学をした者に対しては、所定の手続きを経て退学後2年以内に論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格すれば博士(看護学)の学位を授与します。

## (6) 満期退学について

所定の条件を満たす学生は単位修得満期退学することができます。  
「単位修得満期退学者の再入学に関する内規」を参照してください。



# リハビリテーション科学研究科

## IV リハビリテーション科学研究科

### 1. 博士前期課程

#### (1) 学年暦、修士論文スケジュール

<2023年度学年暦>

事 項	月 日
大学院新入生オリエンテーション・在学生ガイダンス	4月8日(土)
春セメスター授業開始	4月15日(土)
創立記念日	5月1日(月)
秋セメスター授業開始	9月16日(土)
(春セメスター卒業式・修了式※)	9月20日(水)
クリスマス礼拝	12月20日(水)
卒業式・修了式	3月7日(木)

\*は9月修了の場合

<修士論文・課題研究論文スケジュール>

(詳細は4月のオリエンテーション時配布の修士論文審査プロセス表を参照)

	2年コース		長期在学(3年)コース		
	1年次生	2年次生	1年次生	2年次生	(3年次生)
5月*					
6月					
7月*	研究進捗状況 報告会/研究 計画検討会			研究進捗状況報 告会/研究計画検 討会	
10月					
11月*					
12月					
1月		修士論文提出 課題研究論文提 出			修士論文提出 課題研究論文提 出
		論文審査・最終 試験			論文審査・最終 試験
2月*	研究進捗状況 報告会/研究 計画検討会		研究進捗状況報 告会/研究計画 検討会		
3月	研究進捗状況 報告会/研究 計画検討会	論文発表会	研究進捗状況報 告会/研究計画 検討会	研究計画検討会	論文発表会

\*は課題研究コースのみ

## (2) 教育目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

### [教育目的]

建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を基盤とする倫理観を身につけ、広い視野に立つて学識を深め、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学など、リハビリテーション分野における高い研究・実践力を持つ高度専門職業人を育成する。

### [教育目標]

高い倫理観を身につけ、リハビリテーション分野における最新の専門知識や技能を習得した高度専門職業人を育成する。また、諸課題の現状を分析し、解決方法の検討し実行できる人材を育成する。研究方法を学び、論理的思考力や科学的検証力を高める。多職種連携や協働の重要性を理解し、コミュニケーション力が高い専門職業人を育成する。

### [卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）]

修了においては、以下に掲げることに到達することを目標とし、修了に必要な所定の単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に対し修了を認定し、学位を授与します。

1. 「生命の尊厳と隣人愛」の精神を基盤とする倫理観を身に付け、リハビリテーション科学の研究・実践及び自らの活動に反映することができる。
2. リハビリテーション科学について最新の専門知識・技能を習得し、問題解決に向け科学的で論理的な活動が企画できる。
3. 幅広い知識と視野を持ち、専門応用力を通じて、現在の学術及び臨床課題を抽出し解決する方法を提案できる。
4. リハビリテーション科学に関する研究課題を自ら探索し、先行研究の調査と詳読を経て、研究テーマを設定し、研究計画を立案することができる。
5. 研究計画に沿ってデータ収集を行い、結果のまとめ・分析・考察を行い、論文としてまとめ発表することができる。
6. 他の専門職者や研究者との連携・協働を通してコミュニケーションを図り、人々の健康、福祉、教育の課題解決に取りくむことができる。
7. 学際かつ国際的な視野をもち、海外の専門家や学生と交流ができる。

### (3) 教育課程について

#### [教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)]

教育理念・目的及び卒業認定・学位授与の方針、並びに教育目標を達成するため、次のように科目を配置します。

1. 建学の精神に基づいた高い倫理観と関連諸学の幅広い知識を修得するための科目を置く（共通科目）。
2. 各専門分野の基盤となる主要な概念と理論、専門的臨床技能及び研究方法等について体系的に修得するための科目を置く（基盤科目）。
3. 各専門分野の最新の研究動向と知見を修得した上で、研究課題に取り組み、質の高い研究論文を完成させるための科目を置く（専門科目）。

#### [教育課程の構成]

前期課程では、理学療法学分野、作業療法学分野、言語聴覚学分野を3つの柱として教育、研究を行います。教育課程は、共通科目、基盤科目、専門科目から構成されています。

##### ○共通科目

リハビリテーション科学、看護学、社会福祉学と関連の深い諸科学について理解を深めるため、3研究科博士前期課程に共通の授業科目として「キリスト教倫理特論」「保健医療倫理学特論」「実験的研究法」「教育方法学特論」「保健科学英語特論」など12科目を配置しています。

##### ○基盤科目

「リハビリテーション研究入門」「嚥下障害リハビリテーション学」「リハビリテーション教育演習」など6科目を配置しています。

##### ○専門科目

専門分野は、理学療法学分野、作業療法学分野、言語聴覚学分野によって構成され、更に下記のように、6領域に分かれます。それぞれの領域は、特論、特論演習、課題研究、特別研究により構成されています。また、リハビリテーション教育を集中的に学ぶことができるよう設定した履修コースを設けています（リハビリテーション教育学コース）。なお、リハビリテーション教育の履修コースの場合は、課題研究を選択します。

##### 「理学療法学分野」

理学療法学分野は、理学療法科学領域と理学療法開発学領域の2領域に分かれて授業が展開されますが、博士前期課程の院生に対する指導は、主研究指導教員を中心に、理学療法学分野の複数教員が協力しながら行います。また、各領域で理学療法教育の学修ができるよう、教員を配置しています。

##### ◎理学療法科学領域

解剖学、生理学、神経科学、運動学および運動生理学を中心とした理学療法の基礎学問を学び、実験的な研究手法を用いて理学療法分野の基本となる課題を解決するため、また理学療法士の養成教育、生涯学習における新しい教育手法、教育効果を証明するための科学的な検証技術を学修します。さらに、研究機器の測定方法、データの読み方および解析手法など、実験的研究で必要な技術について学修します。

##### ◎理学療法開発学領域

神経系、運動器系および内部系障害の理学療法について、臨床での疑問、課題を解決するための科学的理論を背景とする検証技術を学修し、新たな理学療法の評価および治療法を開発するための基本的な基盤を作ります。さらに、質的および量的研究、ケーススタディ、観察および介入研究などの臨床研究で必要な研究方法、効果検証を学修します。

### ◎理学療法教育学コース（推奨科目履修コース）

理学療法教育に関する学修をし、教育管理に関する基本的な基盤を習得します。ケーススタディやフィールドワークを通じて、理学療法教育の課題を抽出し解決する方法を学びながら実践します。また、インストラクショナルデザイン等、具体的な教育手法についても学修します。本コースは、理学療法科学領域、理学療法開発学領域のいずれかに所属し、履修推奨科目を履修します。研究は、課題研究（フィールドワーク）を選択します。

### 「作業療法学分野」

作業療法学分野は、作業療法科学領域と作業療法開発学領域の2領域に分かれて授業が展開されますが、博士前期課程の院生に対する指導は、主研究指導教員を中心に、作業療法学分野の複数教員が協力しながら行います。また、各領域で作業療法教育の学修ができるよう、教員を配置しています。

### ◎作業療法科学領域

私たち人間は、紀元前から仕事、家事、遊び、スポーツなどの作業（すること、活動）を続けてきました。この作業が人の健康に寄与するという信念が一気に花開いたのが20世紀です。作業（活動）を通して、病気や障害のある人々の健康、社会参加を援助する専門職として作業療法が誕生し、世界各国で教育制度、資格制度、診療報酬制度が出来、協会が誕生し、エビデンスが求められて学会、研究会が発足し、様々な理論が生まれました。本作業療法科学領域では、これまでに到達した作業療法の哲学、理論及び研究について研鑽を深めること、そして作業療法の基盤となる作業科学、即ち、作業的存在としての人間の研究、作業の意味、機能、形態の研究を推進します。博士前期課程では、主要な理論、概念、研究方法について理解を深め、研究課題に取り組み、基礎的研究能力を習得します。

### ◎作業療法開発学領域

作業療法に関する最新の研究動向に触れ、臨床への応用と解決すべき課題について検討します。研究対象は個人・家族・地域など、専門領域やテーマに応じて様々な設定が考えられるため、まずは関連領域の研究論文のレビューを通じて、現時点の到達点の確認、未解決の課題の発見を目指します。そして研究疑問をどのように検証可能な形で表現するか、データに基づく分析とはどのようなものか、その結果をどのように読み解くのかなど、臨床研究の基本的要素を理解し、修士論文計画書に結びつく基礎を確立することを目指します。

### ◎作業療法教育学コース（推奨科目履修コース）

作業療法教育に関する学修をし、教育管理に関する基本的な基盤を習得します。ケーススタディやフィールドワークを通じて、作業療法教育の課題を抽出し解決する方法を学びながら実践します。また、インストラクショナルデザイン等、具体的な教育手法についても学修します。本コースは、作業療法科学領域、作業療法開発学領域のいずれかに所属し、履修推奨科目を履修します。研究は、課題研究（フィールドワーク）を選択します。

### 「言語聴覚学分野」

言語聴覚学分野は、言語聴覚障害学領域と摂食嚥下障害学領域の2領域に分かれて授業が展開されますが、博士前期課程の院生に対する指導は、主研究指導教員を中心に、言語聴覚学分野の複数教員が協力しながら行います。また、各領域で言語聴覚教育の学修ができるよう、教員を配置しています。

### ◎言語聴覚障害学領域

失語症、高次脳機能障害、言語発達障害、聴覚障害に対する基礎研究や評価、検査法の研究開発を行います。また様々な要因によって起こる障害に対する病態解析、さらに回復のメカニズムと言語聴覚療法（治療アプローチ）について研究します。科学的な視点を持ちながら、人の心に寄り添った治療法を開発実践できる人材の育成を目指します。

#### ◎摂食嚥下障害学領域

正常な発声発語や摂食嚥下メカニズムや摂食嚥下障害の最新知見を学ぶと共に、評価法や訓練法の開発研究を実施します。同時に、加齢や各病態における発声発語や摂食嚥下の基礎的研究を行います。さらに、生理学、神経学、医学、歯学、栄養学など摂食嚥下障害に関連する学術領域を学際的に学修することによって、総合的視点に立った研究や臨床の実施法を学びます。これらを通じて、科学的視点を有し高い臨床技能を持った高度専門職の育成を目指します。

#### ◎言語聴覚教育学コース（推奨科目履修コース）

言語聴覚教育に関する学修をし、教育管理に関する基本的な基盤を習得します。ケーススタディやフィールドワークを通じて、言語聴覚教育の課題を抽出し解決する方法を学びながら実践します。また、インストラクショナルデザイン等、具体的な教育手法についても学修します。本コースは、言語聴覚障害学領域、摂食嚥下障害学領域のいずれかに所属し、履修推奨科目を履修します。研究は、課題研究（フィールドワーク）を選択します。

★科目名と単位数は、表1および表2に示すとおりです。

表1 博士前期課程 教育課程：単位数・時間数・開講年次（2年コース）

区分	授業科目	単位数 選択	時間 数	1年次		2年次		履修要件
				春	秋	春	秋	
共通科目	キリスト教倫理特論	2	30	30		(30)		6科目12単位以上選択
	保健医療倫理学特論	2	30		30		(30)	
	健康増進・医療経済政策特論	2	30		30		(30)	
	臨床疫学特論－EBM実践入門－	2	30	30		(30)		
	実験的研究法	2	30	30		(30)		
	社会調査特論	2	30	30		(30)		
	人体構造・機能学特論	2	30		30		(30)	
	心理学特論	2	30	30		(30)		
	教育方法学特論	2	30	30		(30)		
	保健科学英語特論	2	30	30		(30)		
	マネジメント論	2	30		30		(30)	
	教育工学特論	2	30	30		(30)		
基礎科目	リハビリテーション研究入門	2	30	30		(30)		
	内部障害リハビリテーション学	2	30	30		(30)		
	生活環境リハビリテーション学	2	30	30		(30)		
	嚥下障害リハビリテーション学	2	30		30		(30)	
	インストラクショナルデザイン特論	2	30		30		(30)	
	リハビリテーション教育演習	2	30		30		(30)	
専門科目	理学療法科学領域	理学療法科学特論 I	2	30	30			専攻領域の特論 I・II 4単位、演習 2単位と専攻領域以外の特論の中から 2科目 4単位以上および専攻分野の特別研究又は課題研究を履修する。
		理学療法科学特論 II	2	30		30		
		理学療法科学特論演習	2	30	30			
	理学療法開発学領域	理学療法開発学特論 I	2	30	30			
		理学療法開発学特論 II	2	30		30		
		理学療法開発学特論演習	2	30	30			
	作業療法科学領域	理学療法学特別研究	8	120	30	30	30	
		理学療法教育学課題研究	8	120	30	30	30	
	作業療法開発学領域	作業療法科学特論 I	2	30	30			
		作業療法科学特論 II	2	30		30		
		作業療法科学特論演習	2	30	30			
		作業療法開発学特論 I	2	30	30			
	言語聴覚学領域	作業療法開発学特論 II	2	30		30		
		作業療法開発学特論演習	2	30	30			
		作業療法学特別研究	8	120	30	30	30	
	言語聴覚学分野	作業療法教育学課題研究	8	120	30	30	30	
		言語聴覚障害学特論 I	2	30	30			
	摂食嚥下障害学領域	言語聴覚障害学特論 II	2	30		30		
		言語聴覚障害学特論演習	2	30	30			
		摂食嚥下障害学特論 I	2	30	30			
	摂食嚥下障害学領域	摂食嚥下障害学特論 II	2	30		30		
		摂食嚥下障害学特論演習	2	30	30			
		言語聴覚学特別研究	8	120	30	30	30	
		言語聴覚教育学課題研究	8	120	30	30	30	

※領域別専門科目について

所属する学生がいない場合は、「特論演習」、「特別研究」、「課題研究」は開講しません。

表2 博士前期課程 教育課程：単位数・時間数・開講年次（3年コース）

区分	授業科目	単位数 選択	時間 数	1年次		2年次		3年次		履修要件
				春	秋	春	秋	春	秋	
共通科目	キリスト教倫理特論	2	30	30		(30)				6科目12単位以上選択
	保健医療倫理学特論	2	30		30		(30)			
	健康増進・医療経済政策特論	2	30		30		(30)			
	臨床疫学特論－EBM実践入門－	2	30	30		(30)				
	実験的研究法	2	30	30		(30)				
	社会調査特論	2	30	30		(30)				
	人体構造・機能学特論	2	30		30		(30)			
	心理学特論	2	30	30		(30)				
	教育方法学特論	2	30	30		(30)				
	保健科学英語特論	2	30	30		(30)				
	マネジメント論	2	30		30		(30)			
	教育工学特論	2	30	30		(30)				
基礎科目	リハビリテーション研究入門	2	30	30		(30)				
	内部障害リハビリテーション学	2	30	30		(30)				
	生活環境リハビリテーション学	2	30	30		(30)				
	嚥下障害リハビリテーション学	2	30		30		(30)			
	インストラクショナルデザイン特論	2	30		30		(30)			
	リハビリテーション教育演習	2	30		30		(30)			
専門科目	理学療法学 科学領域	理学療法科学特論 I	2	30	30					専攻領域の特論I・II 4単位、演習2単位と専攻領域以外の特論の中から2科目4単位以上および専攻分野の特別研究又は課題研究を履修する。
		理学療法科学特論 II	2	30		30				
		理学療法科学特論演習	2	30	30					
	理学療法 開発学 領域	理学療法開発学特論 I	2	30	30					
		理学療法開発学特論 II	2	30		30				
		理学療法開発学特論演習	2	30	30					
	作業療法 科学領域	作業療法科学特別研究	8	120			30	30	30	30
		作業療法教育学課題研究	8	120			30	30	30	30
	作業療法 開発学 領域	作業療法科学特論 I	2	30	30					
		作業療法科学特論 II	2	30		30				
		作業療法科学特論演習	2	30	30					
		作業療法開発学特論 I	2	30	30					
		作業療法開発学特論 II	2	30		30				
	言語聴覚 学 領域	作業療法開発学特論演習	2	30	30					
		作業療法特別研究	8	120			30	30	30	30
		作業療法教育学課題研究	8	120			30	30	30	30
		言語聴覚障害学特論 I	2	30	30					
	摂食嚥下 障害学 領域	言語聴覚障害学特論 II	2	30		30				
		言語聴覚障害学特論演習	2	30	30					
		摂食嚥下障害学特論 I	2	30	30					
		摂食嚥下障害学特論 II	2	30		30				
		摂食嚥下障害学特論演習	2	30	30					
	言語聴覚 学 領域	言語聴覚学特別研究	8	120			30	30	30	30
		言語聴覚教育学課題研究	8	120			30	30	30	30

※領域別専門科目について

所属する学生がいない場合は、「特論演習」「特別研究」、「課題研究」は開講しません。

#### (4) 履修方法

共通科目と基盤科目から、6科目12単位以上を選択・履修し、専攻領域の特論Ⅰ・Ⅱ4単位、演習2単位と専攻領域以外の特論の中から2科目4単位以上および専攻分野の特別研究もしくは課題研究を履修するものとします。

##### ① 特別研究

文献検討、臨床課題等から、研究テーマ・目的を設定します。その後、具体的な研究計画を立案して年間に4回開催される研究計画検討会のいずれかで発表し検討をします。その後、リハビリテーション研究科委員会で研究計画について検討し可否を決定します。研究計画承認後に倫理委員会での審議を経て、研究を実施し研究論文を執筆します。研究については、指導教員と副指導教員の2名体制で指導を行います。

##### <共通科目・基盤科目>

共通科目（選択）		基盤科目（選択）
キリスト教倫理特論	心理学特論	リハビリテーション研究入門
保健医療倫理学特論	教育方法学特論	内部障害リハビリテーション学
健康増進・医療経済政策特論	保健科学英語特論	生活環境リハビリテーション学
臨床疫学特論－EBM実践入門－	マネジメント論	嚥下障害リハビリテーション学
実験的研究法	教育工学特論	インストラクショナルデザイン特論
社会調査特論		リハビリテーション教育演習
人体構造・機能学特論		
6科目12単位以上を選択		

##### <専門科目>

分野	理学療法学	
領域	理学療法科学	理学療法開発学
専攻領域の 専門科目	理学療法科学特論Ⅰ	理学療法開発学特論Ⅰ
	理学療法科学特論Ⅱ	理学療法開発学特論Ⅱ
合計		6単位
専攻領域以外 の専門科目	特論Ⅰ 特論Ⅱ	
	合計	
8単位		

分野	作業療法学	
領域	作業療法科学	作業療法開発学
専攻領域の 専門科目	作業療法科学特論Ⅰ	作業療法開発学特論Ⅰ
	作業療法科学特論Ⅱ	作業療法開発学特論Ⅱ
合計		6単位
専攻領域以外 の専門科目	特論Ⅰ 特論Ⅱ	
	合計	
8単位		

分野	言語聴覚学	
領域	言語聴覚障害学	摂食嚥下障害学
専攻領域の専門科目	言語聴覚障害学特論 I	摂食嚥下障害学特論 I
	言語聴覚障害学特論 II	摂食嚥下障害学特論 II
言語聴覚障害学特論演習		摂食嚥下障害学特論演習
合計		6 単位
専攻領域以外の専門科目	特論 I	
	特論 II	
合計		4 単位
言語聴覚学特別研究		8 単位

## ② 課題研究

文献検討、教育経験で得た実践課題、フィールドワークを通じて研究課題を抽出します。具体的な検討課題について研究計画を立案して、年間 8 回開催される研究計画検討会で発表し検討します。その後、リハビリテーション研究科委員会で研究計画について検討し可否を決定します。研究計画承認後に倫理委員会での審議を経て、課題研究を実施し課題研究論文を執筆します。課題研究については、指導教員と副指導教員の 2 名体制で指導を行います。

### <共通科目・基盤科目>

共通科目（選択）	基盤科目（選択）
キリスト教倫理特論	心理学特論
保健医療倫理学特論	教育方法学特論◎
健康増進・医療経済政策特論	保健科学英語特論
臨床疫学特論－EBM 実践入門－	マネジメント論
実験的研究法	教育工学特論◎
社会調査特論	
人体構造・機能学特論	
12 単位以上を選択	

◎印は、特に履修を推奨する科目です。

### <専門科目>

分野	理学療法学	
領域	理学療法科学	理学療法開発学
専攻領域の専門科目	理学療法科学特論 I	理学療法開発学特論 I
	理学療法科学特論 II	理学療法開発学特論 II
理学療法科学特論演習		理学療法開発学特論演習
合計		6 単位
専攻領域以外の専門科目	特論 I	
	特論 II	
合計		4 単位
理学療法教育学課題研究		8 単位

分野	作業療法学	
領域	作業療法科学	作業療法開発学
専攻領域の専門科目	作業療法科学特論 I 作業療法科学特論 II 作業療法科学特論演習	作業療法開発学特論 I 作業療法開発学特論 II 作業療法開発学特論演習
	合計	6 単位
専攻領域以外の専門科目	特論 I 特論 II	
	合計	4 単位
作業療法教育学課題研究		8 単位

分野	言語聴覚学	
領域	言語聴覚障害学	摂食嚥下障害学
専攻領域の専門科目	言語聴覚障害学特論 I 言語聴覚障害学特論 II 言語聴覚障害学特論演習	摂食嚥下障害学特論 I 摂食嚥下障害学特論 II 摂食嚥下障害学特論演習
	合計	6 単位
専攻領域以外の専門科目	特論 I 特論 II	
	合計	4 単位
言語聴覚教育学課題研究		8 単位

## 1) 履修の過程

- ・履修登録は、春セメスター科目および秋セメスター科目を4月の指定の期日までにWEB上で行ってください。ただし、秋セメスターの履修科目的追加・取消については8月末日までとします。なお、授業科目の選択にあたっては、オリエンテーション時等に指導教員と相談の上決定してください。(大学院学則第24条3項)
- ・単位の修得に関わりなく聴講を希望する場合は、担当教員の許可を得て聴講願を提出してください。
- ・学部の授業を聴講する場合は、指導教員および当該授業科目の担当教員の許可を得て聴講願を出してください。(大学院学則第26条)

## 2) 単位の認定

授業科目の単位の認定は、試験または研究報告により、その科目が合格と認定された場合に、担当教員により行われます。(大学院学則第28条)

### ①受験資格

試験の受験資格は、履修届を提出し、実授業時間に2/3以上出席した場合に得られますが、実習については別に定めます。また、授業料の滞納がなく、休学中でない場合に限ります。

### ②評価方法

評価方法については、開講時に担当教員から提示されます。

### ③成績評価

試験の評価は、A、B、C、Dとし、Dを不合格とします。評価基準は100点満点で、100~80 : A、79~70 : B、69~60 : C、59点以下がDです。(大学院学則第29条)

## (5) 課程修了の認定・学位の授与

### 1) 課程修了の認定

本研究科に2年以上在学して30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文（もしくは課題研究論文）審査及び最終試験に合格した者に課程修了を認定します。（大学院学則第33条）

### 2) 学位の授与

課程修了を認定した者に対し、修士（リハビリテーション科学）の学位を授与します。

## 2. 博士後期課程

### (1) 学年暦、博士論文スケジュール

<2023年度学年暦>

事 項	月 日
大学院新入生オリエンテーション・在学生ガイダンス	4月8日(土)
春セメスター授業開始	4月15日(土)
創立記念日	5月1日(日)
秋セメスター授業開始	9月16日(土)
(春セメスター卒業式・修了式)※	9月20日(水)
クリスマス礼拝	12月20日(水)
卒業式・修了式	3月7日(木)

※は9月修了の場合

<博士論文スケジュール>

詳細は、下記を参照してください。

- ・VII-4-(7)「特別研究」のスケジュールと学修内容
- ・4月のオリエンテーション時配布の博士論文審査プロセス表

1. 研究進捗状況報告会/研究計画検討会
2. 研究計画書提出
3. 研究計画審査会
4. 研究計画書 最終版提出
5. 倫理申請書 提出
6. (研究計画書 承認通知)  
(倫理申請書 承認通知)
7. 研究・論文執筆
8. 論文提出
9. 論文内容発表会
10. 予備審査会
11. 学位授与申請・論文提出
12. 論文審査・最終試験
13. (合否通知)
14. 博士論文発表会(博士前期課程と合同)
15. 学位授与

## (2) 教育目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

### [教育目的]

建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を基盤に、高い倫理観を身につけ、学識を深め、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学等、リハビリテーション科学分野について自立して研究活動を行い得る優れた専門性と人間性を備え、創造性、応用力を持ち、多職種連携・協働ができ、広く世界に通用する高度専門職業人を育成する。

### [教育目標]

リハビリテーション分野で自立した研究活動ができる、優れた専門性と人間性を備えた高度専門職業人を育成する。また、高い倫理観を身につけ、現状の諸課題を分析した上で自ら問題解決を図る活動ができる人材を育成する。自ら研究を計画実行し新規性が高い事実を理論化し公表できる人材を育成する。海外を含めた多くの専門職や研究者との連携を通じて、リーダーシップを発揮し人々の健康、福祉、安寧に貢献する人材を育成する。

### [卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）]

修了においては、以下に掲げることに到達することを目標とし、修了に必要な所定の単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に対し修了を認定し、学位を授与します。

1. 「生命の尊厳と隣人愛」の精神を基盤とする倫理観を身に付け、リハビリテーション科学の研究・実践及び自らの行動に反映することができる。
2. リハビリテーション科学及び近接領域について高度な専門知識・技能を習得し、探求心と論理的思考力によって自ら問題解決を図ることができる。
3. 幅広い視野と教養を持ち、俯瞰的なものの見方と専門応用力を通じて、新たな知を創造する方法を提案できる。
4. リハビリテーション科学に関する研究課題を自ら発見し、先行研究の調査と詳読を経て、独創的な研究テーマを設定して、研究計画を立案することができる。
5. 研究計画に沿って実施し、自立した研究者・専門職者として論文としてまとめ発表することができる。
6. 他の専門職者や研究者との連携・協働を通してリーダーシップを発揮し、人々の健康、福祉、安寧及び学問の発展に貢献することができる。
7. 学術的かつ国際的な視野をもち、グローバルリーダーとして国内外の専門家や学生と交流ができる。

### (3) 教育課程について

#### [教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）]

教育理念・目的及び卒業認定・学位授与の方針、並びに教育目標を達成するため、次のように科目を配置します。

1. 多職種と連携する資質を磨き、倫理観、学識、幅広い知識、人間性及び指導力を身につけるための科目を置く（共通科目）。
2. 専門性を深化させ独創的研究を行い、質の高い研究を完成させることを通して新たな知を創造するための科目を置く（専門科目）。

#### [教育課程の構成]

##### ○共通科目

「インタープロフェッショナルワーク特講」（必修科目）と「インターパロフェッショナルワーク演習」を配置し、保健医療福祉の連携をはかり、総合的なチームアプローチの推進に資する研究・教育を展開していくことで、実務者としての高度な知識と指導力を養います。

「インターパロフェッショナルワーク特講」では欧米圏を中心に発展しているインターパロフェッショナルワーク（IPW）の歴史、理論と実践手法、そのための教育であるインターパロフェッショナルエデュケイション（IPE）について講義し、グループワークやディスカッションを通して、実際的な多職種連携・協働の在り方を学びます。

「インターパロフェッショナルワーク演習」では保健医療福祉分野の専門職者として、グループ研究を行うことにより、様々な分野からの総合した意見交換を通しての実践的なプログラム構築を試みることによって、専門性の役割と協働についての理解を深めながら IPW の実践能力を深めます。

「リーダーシップ特講」では、受講者の経験を素材に、経験を内省し議論して、理論と実践をつなげることを目指し、多専門職が協働する保健医療福祉の実践において、各専門職の違いを超えて調和のとれたビジョンを描き、各人の力の結合を実現するための方法を講義します。この講義を通して、保健医療福祉の実践場面において活躍することのできるリーダーシップを備えた指導者・管理者の育成を目指します。

「保健科学研究方法特講Ⅰ」では、人々の健康課題あるいは健康現象を探求する研究方法論および方法に関する知識を深め、妥当性と信頼性の高い研究を計画できる能力を養います。特に統合的文献レビュー、概念分析法などを中心に学修します。

「保健科学研究方法特講Ⅱ」では、1つの要因では説明できない保健科学に関連する複雑な現象を解説する量的研究方法について、多変量解析法の理論の紹介及び理論の講義を通して学修します。また実際に統計パッケージ SPSS を用いて生活習慣調査などのデータに適用して解析できる能力を養います。

「保健科学英語特講」ではインターパロフェッショナルワークに関して先行する英国や北欧の文献に接し、理論や実例についての知見を深め、高度専門職者としての素養を高め、また自ら論文を英文で作成するためのスキルを養います。

##### ○専門科目

生命と人権の尊重及び隣人愛を基盤として、リハビリテーションに求められる社会的使命を遂行し、リハビリテーション科学を創造的・実践的に開発・発展させ、地域社会及び国際社会のあらゆる健康レベルの人々に貢献できる優れた専門性と研究能力等を備えた高度専門職業人の育成を目指します。

リハビリテーション科学研究科ではその実現のために「理学療法学」「作業療法学」及び「言語聴覚学」の3分野を置いています。

#### 「理学療法学分野」

理学療法学分野は、理学療法科学領域と理学療法開発学領域の2領域に分かれて授業が展開されますが、博士後期課程の院生に対する指導は、主研究指導教員を中心に、理学療法学分野の複数教員が協力しながら行います。

##### ◎理学療法科学領域

解剖学、生理学、神経科学、運動学および運動生理学を中心とした理学療法学分野の基本となる課題、理学療法士の養成教育、生涯学習における新しい教育手法、教育効果を証明するための科学的な検証方法を学修します。博士後期課程では、新たな学問領域を創造する能力を育成し、当該領域のさらなる理論と技術発展に寄与し、国際社会でも活躍できる研究者ならびに高度専門職者を養成することを目指します。

##### ◎理学療法開発学領域

神経系、運動器系および内部系障害の理学療法について、臨床での疑問、課題を解決するための科学的理論を背景とする検証技術を学修し、新たな理学療法の評価および治療法を開発する方法を学修します。博士後期課程では、新たな学問領域を創造する能力を育成し、当該領域のさらなる理論と技術発展に寄与し、国際社会でも活躍できる研究者ならびに高度専門職者を養成することを目指します。

#### 「作業療法学分野」

作業療法学分野は、作業療法科学領域と作業療法開発学領域の2領域に分かれて授業が展開されますが、博士後期課程の院生に対する指導は、主研究指導教員を中心に、作業療法学分野の複数教員が協力しながら行います。

##### ◎作業療法科学領域

人間は、紀元前から仕事、家事、余暇活動、スポーツなどの作業（すること、活動）を続けてきました。この「作業が人の健康に寄与する」という信念が一気に開花したのが20世紀です。作業（活動）を通して、病気や障害のある人々の健康、社会参加を援助する専門職として作業療法が誕生し、時代の要請や医療の進歩と共に一気に発展し、専門職としての様々な社会制度が整備され、大学、大学院教育が発足し、学会、研究会が誕生し、研究の進展と共に様々な理論が生まれました。本作業療法科学領域博士後期課程では、作業療法の哲学、理論及び研究についての研鑽を深め、広義の作業科学、即ち、作業の意味、機能、形態に関しオリジナリティあふれる研究課題に取り組み、自立して研究する能力の獲得を推進します。

##### ◎作業療法開発学領域

博士前期課程で学んだ研究方法論を知識基盤とし、作業療法関連領域における実践的課題の吟味と解決方法を探求します。量的研究では、よりアウトカムを意識し、質的研究では、より独創性のある研究計画書作成への足掛かりとすることを目指します。それにより新たな介入方法の確立や理論構築をする能力を高め、関連領域のさらなる発展に寄与する研究者ならびに高度専門職者を養成することを目指します。

#### 「言語聴覚学分野」

言語聴覚学分野は、言語聴覚障害学領域と摂食嚥下障害学領域の2領域に分かれて授業が展開されますが、博士後期課程の院生に対する指導は、主研究指導教員を中心に、言語聴覚学分野の複数教員が協力しながら行います。

### ◎言語聴覚障害学領域

言語障害、聴覚障害に関する評価方法や指導法について、科学的な根拠を検証し、新しい技術や理論の構築を目指します。また、発声・発語障害を持つひとの全人的 QOL を高めるための援助技術や理論について、実証的に研究し新たな枠組みを開発します。

### ◎摂食嚥下障害学領域

発声発語障害や摂食嚥下領域における最新知見を収集した上で分析し、発声発語・摂食嚥下領域の新たな理論や臨床技術を研究開発します。それらを通じて、発声発語障害・摂食嚥下障害の評価治療水準を高めることができる研究者、教育者の育成を目指します。また、発声発語障害者・摂食嚥下障害者が安心して暮らせる社会システムの構築など、社会規模で課題解決を遂行できる研究者の育成を目指します。

★科目名と単位数は表 3 に示すとおりです。

**表 3 博士後期課程 教育課程：単位数・時間数・開講年次**

区分	科目名	単位数		時間数	履修要件	1年次		2年次		3年次		
		必修	選択			春	秋	春	秋	春	秋	
共通科目	インターープロフェッショナルワーク特講	2		30	必修を含む3科目5単位以上を履修する。	30		(30)				
	インターープロフェッショナルワーク演習		1	30			30		(30)			
	リーダーシップ特講		2	30		30		(30)		(30)		
	保健科学研究方法特講 I		2	30		30		(30)		(30)		
	保健科学研究方法特講 II		2	30		30		(30)		(30)		
	保健科学英語特講		2	30			(30)		30		(30)	
専門科目	<理学療法科学領域>				各自が選択した研究領域の特講2単位、特講演習1単位および特別研究6単位の合計9単位以上を履修する。							
	理学療法科学特講		2	30		30						
	理学療法科学特講演習		1	30		30						
	<理学療法開発学領域>											
	理学療法開発学特講		2	30		30						
	理学療法開発学特講演習		1	30		30						
	理学療法学特別研究		6	180		30	30	30	30	30	30	
	<作業療法科学領域>											
	作業療法科学特講		2	30		30						
	作業療法科学特講演習		1	30		30						
	作業療法学特別研究		6	180		30	30	30	30	30	30	
専門科目	<作業療法開発学領域>											
	作業療法開発学特講		2	30		30						
	作業療法開発学特講演習		1	30		30						
	作業療法学特別研究		6	180		30	30	30	30	30	30	
	<言語聴覚障害学領域>											
	言語聴覚障害学特講		2	30		30						
	言語聴覚障害学特講演習		1	30		30						
	<摂食嚥下障害学領域>											
	摂食嚥下障害学特講		2	30		30						
	摂食嚥下障害学特講演習		1	30		30						
	言語聴覚学特別研究		6	180		30	30	30	30	30	30	

注) 修了に必要な単位は 14 単位

#### (4) 履修方法

課程修了に必要な単位数は各分野・領域とも 14 単位です。14 単位の内訳は、共通科目から必修科目を含む 3 科目 5 単位以上、各自が選択した研究領域の専門科目から特講 2 単位、特講演習 1 単位及び特別研究 6 単位の合計 9 単位以上です。

以下に履修例を示します。

##### a ) 理学療法学分野 理学療法科学領域を専攻する場合(例)

区分	履修科目	単位数		時間数	1 年次		2 年次		3 年次	
		必修	選択		春	秋	春	秋	春	秋
共通科目	インター プロフェッショナルワーク特講	2		30	30		(30)			
	インター プロフェッショナルワーク演習		1	30		30		(30)		
	保健科学研究方法特講 I		2	30	30		(30)		(30)	
専門科目	理学療法科学特講		2※	30	30					
	理学療法科学特講演習		1※	30	30					
	理学療法学特別研究		6※	180	30	30	30	30	30	30
履修単位数及び時間数合計		14 単位 330 時間								

※理学療法科学領域を専攻する場合は必修

##### b ) 作業療法学分野 作業療法開発学領域を専攻する場合(例)

区分	履修科目	単位数		時間数	1 年次		2 年次		3 年次	
		必修	選択		春	秋	春	秋	春	秋
共通科目	インター プロフェッショナルワーク特講	2		30	30		(30)			
	インター プロフェッショナルワーク演習		1	30		30		(30)		
	保健科学研究方法特講 II		2	30	30		(30)		(30)	
専門科目	作業療法開発学特講		2※	30	30					
	作業療法開発学特講演習		1※	30	30					
	作業療法学特別研究		6※	180	30	30	30	30	30	30
履修単位数及び時間数合計		14 単位 330 時間								

※作業療法開発学領域を専攻する場合は必修

##### c ) 言語聴覚学分野 言語聴覚障害学領域を専攻する場合(例)

区分	履修科目	単位数		時間数	1 年次		2 年次		3 年次	
		必修	選択		春	秋	春	秋	春	秋
共通科目	インター プロフェッショナルワーク特講	2		30	30		(30)			
	インター プロフェッショナルワーク演習		1	30		30		(30)		
	保健科学英語特講		2	30				30		(30)
専門科目	言語聴覚障害学特講		2※	30	30					
	言語聴覚障害学特講演習		1※	30	30					
	言語聴覚学特別研究		6※	180	30	30	30	30	30	30
履修単位数及び時間数合計		14 単位 330 時間								

※言語聴覚障害学領域を専攻する場合は必修

## (5) 課程修了の認定・学位の授与

### 1) 課程修了の認定

本研究科に3年以上在籍し、所定の単位(14単位以上)を修得し、かつ、特別研究科目において必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格した者に課程修了を認定します。(大学院学則第34条)

### 2) 学位の授与

課程修了を認定した者に対し、博士(リハビリテーション科学)の学位を授与します。

なお、単位修得満期退学をした者に対しては、所定の手続きを経て退学後2年以内に論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格すれば博士(リハビリテーション科学)の学位を授与します。

## (6) 満期退学について

所定の条件を満たす学生は単位修得満期退学することができます。

「単位修得満期退学者の再入学に関する内規」を参照してください。



# 社会福祉学研究科

社会  
福  
祉  
学  
研  
究  
科

## V 社会福祉学研究科

### 1. 博士前期課程

#### (1) 学年暦、修士論文スケジュール

<2023年度学年暦>

事 項	月 日
大学院新入生オリエンテーション・在学生ガイダンス	4月8日(土)
春セメスター授業開始	4月15日(土)
創立記念日	5月1日(月)
秋セメスター授業開始	9月16日(土)
(春セメスター卒業式・修了式※)	9月20日(水)
クリスマス礼拝	12月20日(水)
卒業式・修了式	3月7日(木)

※は9月修了の場合

<修士論文スケジュール>

(詳細は4月のオリエンテーション時配布の修士論文審査プロセス表を参照)

	2年コース		長期在学(3年)コース		
	1年次生	2年次生	1年次生	2年次生	3年次生
5月		研究計画検討会		研究計画検討会	
5月 6月		研究計画書提出 ※		研究計画書提出 ※	研究計画書提出 ※
10月	研究計画検討会	修士論文検討会	研究計画検討会	研究計画検討会	修士論文検討会
11月	研究計画書提出 ※			研究計画書提出 ※	
1月		修士論文提出			修士論文提出
		論文審査・最終試験			論文審査・最終試験
	研究計画書提出 ※		研究計画書提出 ※	研究計画書提出 ※	
3月		修士論文発表会			修士論文発表会

※はいずれかで行う。

## (2) 教育目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

### [教育目的]

建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を基盤とする倫理観を身につけ、広い視野に立って学識を深め、社会福祉学及び介護福祉学における高い研究・実践力を持つ高度専門職業人を育成する。

### [教育目標]

社会福祉学の理論、思想・歴史、援助論と制度・政策論について、ミクロからメゾ、マクロまで広い視野に立って学識を授け、社会福祉の諸領域において専門性の高い実践を遂行できる高度専門職業人を育成する。

### [卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）]

修了においては、以下に掲げることに到達することを目標とし、修了に必要な所定の単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に対し修了を認定し、学位を授与します。

1. 「生命の尊厳と隣人愛」の精神を基盤とする福祉の思想、倫理観を身に付け、実践・研究・教育に反映することができる。
2. 社会福祉分野における専門知識を習得し、福祉の人間学についての探究心を深め、論理的かつ科学的な思考力を身に付けることができる。
3. 自らの研究分野以外の幅広い視野を持ち、専門応用力を身につけ、専門性の高い活動を実践することができる。
4. 先行研究をレビューした上で、自らの研究課題を発見し、その仮説を構築し研究計画を立案することができる。
5. 研究計画に沿って仮説を実証するための研究方法を身につけ、データ収集、データ分析・考察を適切に行い、論文としてまとめ発表することができる。
6. 高度専門職連携をすすめ、その連携・協働を通して、人々の健康・福祉・安寧に貢献できる。
7. 学術的かつ国際的な視野をもち、海外の専門家や学生と交流ができる。

### (3) 教育課程について

#### [教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)]

教育理念・目的及び卒業認定・学位授与の方針、並びに教育目標を達成するため、次のように科目を配置します。

1. 建学の精神に基づいた高い倫理観と社会福祉学に求められる関連諸科学の幅広い知識を修得するための科目を置く（共通科目）。
2. 社会福祉原理・援助領域に必要な各専門分野の基盤となる主要な概念と理論及び研究方法等について体系的に修得するための科目を置く（基盤科目）。
3. 各専門分野の最新の研究動向と知見を修得した上で、研究課題に取り組み、質の高い研究論文を完成させるための科目を置く（専門科目）。

#### [教育課程の構成]

人々を取り巻く生活環境が複雑化し、生活課題は困難度を深めています。他方で、人々の生活のニーズは高度化していますが、社会福祉政策は増大する要求に十分応えることができておらず、社会福祉を取り巻く課題は大きくなっています。そのような状況を踏まえて、実践課題とその解決への道筋が探られ、研究を通して明確にされなければなりません。

3研究科博士前期課程共通の授業科目として「共通科目」、社会福祉学研究科の「基盤科目」、及び各研究領域の「専門科目」を配置しています。

##### ○共通科目

社会福祉学・看護学およびリハビリテーション科学の3研究科と関連の深い諸科学について理解を深めるために、「社会調査特論」「心理学特論」「マネジメント論」など他研究科博士前期課程と共通する12の科目を配置しています。

##### ○基盤科目

研究の基礎となる科目、また共通の科目として、「社会福祉原論」「ソーシャルワーク論」「福祉思想」「社会福祉政策論」「社会福祉実践研究」「社会福祉実習」の6科目を配置しています。このうち、「社会福祉原論」「ソーシャルワーク論」「社会福祉実践研究」は社会福祉学研究科の基礎となる科目であることから、必修科目として専攻領域に関係なく履修します。

##### ○専門科目

「社会福祉・ソーシャルワーク領域」「介護福祉領域」「子ども家庭福祉領域」の3領域を置いています。各研究領域の概要は次のとおりです。

##### ◎社会福祉・ソーシャルワーク領域

「社会福祉とは何か」に関する理論・政策・歴史研究、研究方法等の価値と思想について概括的に取り上げます。特に、貧困・格差が人権と人間の尊厳にどのような影響を与えていたのか、その克服に向けた課題を研究します。

ソーシャルワークのグローバル定義を受けとめ、人権と社会正義、貧困と傷つきやすい抑圧された人々のソーシャルインクルージョン（社会的の包含）をめざす、貧困とソーシャルワーク、コミュニティワークを取り上げます。社会的に差別をされ、困難な状況にある利用者のエンパワーメントを取り戻す研究を行います。

##### ◎介護福祉領域

生活を支える専門職の視点で、組織マネジメント、他職種との連携、地域包括ケア、自立に向けた介護実践などについて、国内外の関連した基本的研究の動向を学び、背景要因や目的、研究方法、実践方法などについて検討・考察します。学修した内容を発展させ、介護福祉に関する学問的構築に寄与します。

### ◎子ども家庭福祉領域

現代の児童・家庭福祉において最も喫緊な課題は、児童虐待や発達障害等、ドメスティック・バイオレンス(DV)やアディクション等の機能不全の家族への支援でしょう。欧米では生態学的認識論や社会構成主義に基づくシステム論的家族療法やナラティブセラピー等の解決方法が、社会福祉領域に広汎に用いられ効果を發揮しています。よって本学の「子ども家庭福祉」領域では、社会福祉学・心理学・精神保健学・教育学的立場から、問題の発見そして解決を志向して援助方法を研究していきます。そのため特論I(問題の把握)、特論II(解決方法)、特論演習(事例検討)という段階を踏み、オリジナルな研究論文(特別研究)として作成し、それもって社会貢献を果たしていきます。

★科目名と単位数は表1、表2に示すとおりです。

表1 博士前期課程 教育課程：単位数・時間数・開講年次（2年コース）

区分	授業科目	単位数		時間数	1年次		2年次		履修要件	
		必修	選択		春	秋	春	秋		
共通科目	キリスト教倫理特論		2	30	30		(30)		①必修6単位と共通科目、基礎科目から3科目6単位以上を履修する。	
	保健医療倫理学特論		2	30		30		(30)		
	健康増進・医療経済政策特論		2	30		30		(30)		
	臨床疫学特論－EBM実践入門－		2	30	30		(30)			
	実験的研究法		2	30	30		(30)			
	社会調査特論		2	30	30		(30)			
	人体構造・機能学特論		2	30		30		(30)		
	心理学特論		2	30	30		(30)			
	教育方法学特論		2	30	30		(30)			
	保健科学英語特論		2	30	30		(30)			
基礎科目	マネジメント論		2	30		30		(30)	②専門科目から研究領域の特論Ⅰ・Ⅱ、特論演習、特別研究の4科目14単位を履修する。	
	教育工学特論		2	30	30		(30)			
	社会福祉原論	2		30	30		(30)			
	ソーシャルワーク論	2		30	30		(30)			
	福祉思想		2	30		30		(30)		
	社会福祉政策論		2	30		30		(30)		
専門科目 社会福祉学分野	社会福祉実践研究	2		30	30		(30)		③他の領域の特論科目を履修することができる。	
	社会福祉実習		2	90		90		(90)		
	（社会福祉・ソーシャルワーク領域）									
	社会福祉・ソーシャルワーク特論Ⅰ		2	30	30					
	社会福祉・ソーシャルワーク特論Ⅱ		2	30		30				
	社会福祉・ソーシャルワーク特論演習		2	30		30				
	（介護福祉領域）									
	介護福祉特論Ⅰ		2	30	30					
	介護福祉特論Ⅱ		2	30		30				
	介護福祉特論演習		2	30		30				
	（子ども家庭福祉領域）									
	子ども家庭福祉特論Ⅰ		2	30	30				④他の領域の特論科目を履修することができる。	
	子ども家庭福祉特論Ⅱ		2	30		30				
	子ども家庭福祉特論演習		2	30		30				
	社会福祉学特別研究		8	120		120				

注) 修了に必要な単位は30単位以上

表2 博士前期課程 教育課程：単位数・時間数・開講年次（3年コース）

区分	授業科目	単位数		時間数	1年次		2年次		3年次		履修要件
		必修	選択		春	秋	春	秋	春	秋	
共通科目	キリスト教倫理特論		2	30	30		(30)				①必修6単位と共通科目、基盤科目から3科目6単位以上を履修する。
	保健医療倫理学特論		2	30		30		(30)			
	健康増進・医療経済政策特論		2	30		30		(30)			
	臨床疫学特論－EBM実践入門－		2	30	30		(30)				
	実験的研究法		2	30	30		(30)				
	社会調査特論		2	30	30		(30)				
	人体構造・機能学特論		2	30		30		(30)			
	心理学特論		2	30	30		(30)				
	教育方法学特論		2	30	30		(30)				
	保健科学英語特論		2	30	30		(30)				
基盤科目	マネジメント論		2	30		30		(30)			②専門科目から研究領域の特論Ⅰ・Ⅱ、特論演習、特別研究の4科目14単位を履修する。
	教育工学特論		2	30	30		(30)				
	社会福祉原論		2		30	30		(30)		(30)	
	ソーシャルワーク論		2		30	30		(30)		(30)	
	福祉思想		2	30		30		(30)		(30)	
	社会福祉政策論		2	30		30		(30)		(30)	
専門科目 社会福祉学分野	社会福祉実践研究		2		30	30		(30)		(30)	③他の領域の特論科目を履修することができる。
	社会福祉実習		2	90		90		(90)		(90)	
	〈社会福祉・ソーシャルワーク領域〉										
	社会福祉・ソーシャルワーク特論Ⅰ		2	30	30						
	社会福祉・ソーシャルワーク特論Ⅱ		2	30		30					
	社会福祉・ソーシャルワーク特論演習		2	30				30			
	〈介護福祉領域〉										
	介護福祉特論Ⅰ		2	30	30						
	介護福祉特論Ⅱ		2	30		30					
	介護福祉特論演習		2	30					30		
	〈子ども家庭福祉領域〉										
	子ども家庭福祉特論Ⅰ		2	30	30						④他の領域の特論科目を履修することができる。
	子ども家庭福祉特論Ⅱ		2	30		30					
	子ども家庭福祉特論演習		2	30					30		
	社会福祉学特別研究		8	120				120			

注) 修了に必要な単位は30単位以上

#### (4) 履修方法

課程修了に必要な単位数は 30 単位で、その内訳は以下のとおりです。

- ①必修 6 単位と共に科目、基盤科目から 3 科目 6 単位以上を履修する。
- ②専門科目から研究領域の特論 I・II、特論演習、特別研究の 4 科目 14 単位を履修する。
- ③他の領域の特論科目を履修することができる。

##### 1) 履修の過程

- ・履修登録は、春セメスター科目および秋セメスター科目を 4 月の指定の期日までに WEB 上で行ってください。  
ただし、秋セメスターの履修科目的追加・取消については 8 月末日までとします。なお、授業科目の選択にあたっては、オリエンテーション時等に指導教員と相談の上決定してください。(大学院学則第 24 条 3 項)
- ・単位の修得に関わりなく聴講を希望する場合は、担当教員の許可を得て聴講願を提出してください。
- ・学部の授業を聴講する場合は、指導教員および当該授業科目の担当教員の許可を得て聴講願を出してください。(大学院学則第 26 条)

##### 2) 単位の認定

授業科目の単位の認定は、試験または研究報告により、その科目が合格と認定された場合に、担当教員により行われます。(大学院学則第 28 条)

###### ①受験資格

試験の受験資格は、履修届を提出し、実授業時間に 2/3 以上出席した場合に得られますが、実習については別に定めます。また、授業料の滞納がなく、休・停学中でない場合に限ります。

###### ②評価方法

評価方法については、開講時に担当教員から提示されます。

###### ③成績評価

試験の評価は、A、B、C、D とし、D を不合格とします。評価基準は 100 点満点で、100~80 : A、79 ~70 : B、69~60 : C、59 点以下が D です。(大学院学則第 29 条)

#### (5) 課程修了の認定・学位の授与

##### 1) 課程修了の認定

本研究科に 2 年以上在学して 30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文審査及び最終試験に合格した者に課程修了を認定します。(大学院学則第 33 条)

##### 2) 学位の授与

課程修了を認定した者に対し、修士(社会福祉学)の学位を授与します。

## 2. 博士後期課程

### (1) 学年暦、博士論文スケジュール

<2023年度学年暦>

事 項	月 日
大学院新入生オリエンテーション・在学生ガイダンス	4月8日(土)
春セメスター授業開始	4月15日(土)
創立記念日	5月1日(月)
秋セメスター授業開始	9月16日(土)
(春セメスター卒業式・修了式) ※	9月20日(水)
クリスマス礼拝	12月20日(水)
卒業式・修了式	3月7日(木)

※は9月修了の場合

<博士論文スケジュール>

詳細は、下記を参照してください。

- ・VII-4-(7)「特別研究」のスケジュールと学修内容
- ・4月のオリエンテーション時配布の博士論文審査プロセス表

	年次	3月修了	9月修了
研究計画検討会 (研究計画書提出後も、原則としてこの会で発表する)	1年次	5月中旬、10月下旬	
研究計画書提出	2年次	5月下旬、11月下旬、1月下旬	
研究計画審査会		6月、12月	
研究計画書 最終版提出		6月下旬、12月下旬、2月下旬	
(研究計画書 承認通知)		7月上旬、1月上旬、3月上旬	
研究・論文執筆	以降		
論文提出		10月下旬	4月下旬 (4年目以降の場合)
論文内容発表会 予備審査会		11月中旬	5月上旬
学位授与申請・論文提出		12月中旬	6月下旬
論文審査・最終試験		1月	7月
(合否通知)		2月中旬	7月下旬～8月初旬
博士論文発表会		3月上旬	
学位授与		3月	9月

## (2) 教育目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

### [教育目的]

建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を基盤に、高い倫理観を身につけ、学識を深め、社会福祉学の各専門分野について自立して研究活動を行い得る優れた専門性と人間性を備え、創造性、応用力を持ち、多職種連携・協働ができ、広く世界に通用する高度専門職業人を育成する。

### [教育目標]

博士学位論文の作成指導を通して、研究者として自立した研究活動に必要な、または、専門性の高い実践を遂行するために必要な、高度な研究能力、応用能力およびその基礎となる豊かな学識を備えた人材を育成する。

### [卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）]

修了においては、以下に掲げることに到達することを目標とし、修了に必要な所定の単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に対し修了を認定し、学位を授与します。

1. 「生命の尊厳と隣人愛」の精神を基盤とする福祉の思想、高い倫理観を身に付け、実践・研究・教育に反映することができる。
2. 社会福祉学分野における高度な専門知識を習得し、福祉の人間学について探究心と論理的かつ科学的な思考力を身に付けることができる。
3. 自らの研究分野以外の幅広い領域を俯瞰的に把握し、専門応用力を駆使して、生活問題を切り拓く、新たな知を創ることができる。
4. 自立した研究者として、独創的な研究テーマを設定し、その仮説を構築し、研究計画を立案することができる。
5. 自らの研究を発展させ、研究計画に沿って仮説を実証するための研究方法を身につけ、データ収集、データ分析・考察を適切に行い、論文としてまとめ発表することができる。
6. 高度専門職連携をすすめ、その連携・協働を通してリーダーシップを發揮し、人々の健康・福祉・安寧に貢献できる。
7. 学術的かつ国際的な視野をもち、グローバルな活躍をめざし、海外の専門家や学生と学術的な研究交流ができる。

### (3) 教育課程について

#### [教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)]

教育理念・目的及び卒業認定・学位授与の方針、並びに教育目標を達成するため、次のように科目を配置します。

1. 社会福祉の高度専門職として、多職種連携ができる資質を磨き、高度な知識と指導力を身に付けるための科目を置く（共通科目）。
2. 社会福祉学の自立した研究者として、専門性を進化させ独創的研究を行い、質の高い研究を完成させるこことを通して新たな知を創造するための科目を置く（専門科目）。

#### [教育課程の構成]

##### ○共通科目

「インタークロスショナルワーク特講」（必修科目）と「インタークロスショナルワーク演習」を配置し、保健医療福祉の連携をはかり、総合的なチームアプローチの推進に資する研究・教育を展開していくことで、実務者としての高度な知識と指導力を養います。

「インタークロスショナルワーク特講」では欧米圏を中心に発展しているインタークロスショナルワーク（IPW）の歴史、理論と実践手法、そのための教育であるインタークロスショナルエデュケーション（IPE）について講義し、グループワークやディスカッションを通して、実際的な多職種連携・協働の在り方を学びます。

「インタークロスショナルワーク演習」では保健医療福祉分野の専門職者として、グループ研究を行うことにより、様々な分野からの総合した意見交換を通しての実践的なプログラム構築を試みることによって、専門性の役割と協働についての理解を深めながら IPW の実践能力を深めます。

「リーダーシップ特講」では、受講者の経験を素材に、経験を内省し議論して、理論と実践をつなげることを目指し、多専門職が協働する保健医療福祉の実践において、各専門職の違いを超えて調和のとれたビジョンを描き、各人の力の結合を実現するための方法を講義します。この講義を通して、保健医療福祉の実践場面において活躍することのできるリーダーシップを備えた指導者・管理者の育成を目指します。

「保健科学研究方法特講Ⅰ」では、人々の健康課題あるいは健康現象を探求する研究方法論および方法に関する知識を深め、妥当性と信頼性の高い研究を計画できる能力を養います。特に統合的文献レビュー、概念分析法などを中心に学修します。

「保健科学研究方法特講Ⅱ」では、1つの要因では説明できない保健科学に関連する複雑な現象を解説する量的研究方法について、多変量解析法の理論の紹介及び理論の講義を通して学修します。また実際に統計パッケージ SPSS を用いて生活習慣調査などのデータに適用して解析できる能力を養います。

「保健科学英語特講」ではインタークロスショナルワークに関して先行する英国や北欧の文献に接し、理論や実例についての知見を深め、高度専門職者としての素養を高め、また自ら論文を英文で作成するためのスキルを養います。

##### ○専門科目

人権の尊重および隣人愛を基盤に、社会福祉学を実践的に発展させ、地域社会および国際社会において、真摯に貢献できる優れた見識と研究能力を備え、高度の専門性と倫理観を持つ高度専門職業人の育成を目指します。社会福祉学分野に社会福祉・ソーシャルワーク領域、高齢者福祉領域、子ども家庭福祉領域の3領域を置いています。

### ◎社会福祉・ソーシャルワーク領域

人間の生活・尊厳をどう回復するかの学びとしての「社会福祉原論」による理論研究とともに、諸分野で取り上げる支援方法を横断的に論じる「ソーシャルワーク」の研究領域があります。

社会福祉を取り巻く課題に関して、社会福祉の理念、社会保障・社会福祉の制度・政策、それらの国際動向などの把握と理論をベースに、ソーシャルワークの実践、およびその動向に着目し、それらの実践から学び、帰納的に理論体系化することを指向して研究を行い、実践と理論を体系的に習得します。

### ◎高齢者福祉領域

平均寿命、65歳以上人口割合が世界1位の日本は、今後も人口の高齢化は進みます。とりわけ超高齢社会における高齢者(障害高齢者含む)の生活と介護の課題について、社会保障と福祉サービスの視点から考察していきます。また、欧米先進諸国とアジア諸国の現状と比較しつつ、家族・社会・社会保障との関係をグローバルな視点から理解を深め、長寿社会の課題を考究していきます。

### ◎子ども家庭福祉領域

子ども・家庭福祉には未だ研究が十分になされていない領域が多数存在します。生活上に発生する子どもと家庭の問題は、時代の波をまともに受けるが故に複合的で重層的な問題として形成され、解決策が追いつかないと言えます。刻々と変化する社会環境に翻弄される子どもと家庭を支えるために、家族を含む地域社会の果たす役割、教育機関や医療機関の役割、国際情勢を鑑みながら国の施策や自治体の役割等への提言を、社会福祉学の視点から行っています。そのため特講(問題の所在等)、特講演習(批判的検討等)、特別研究(独自性のある問題解決方法等)とすすみ、それをもって社会貢献を目指します。

★科目名と単位数は 表4に示すとおりです。

表4 博士後期課程 教育課程：単位数・時間数・開講年次

区分	科目名	単位数		時間数	1年次		2年次		3年次		履修要件
		必修	選択		春	秋	春	秋	春	秋	
共通科目	インター・プロフェッショナルワーク特講	2		30	30		(30)				必修を含む3科目5単位以上を履修する。
	インター・プロフェッショナルワーク演習		1	30		30		(30)			
	リーダーシップ特講		2	30	30		(30)		(30)		
	保健科学研究方法特講Ⅰ		2	30	30		(30)		(30)		
	保健科学研究方法特講Ⅱ		2	30	30		(30)		(30)		
	保健科学英語特講		2	30		(30)		30		(30)	
専門科目 社会福祉学分野	〈社会福祉・ソーシャルワーク領域〉										各自が選択した研究領域の特講を2単位、特講演習1単位および特別研究6単位の合計9単位以上を履修する。
	社会福祉・ソーシャルワーク特講		2	30	30						
	社会福祉・ソーシャルワーク特講演習		1	30		30					
	〈高齢者福祉領域〉										
	高齢者福祉特講		2	30	30						
	高齢者福祉特講演習		1	30		30					
	〈子ども家庭福祉領域〉										
	子ども家庭福祉特講		2	30	30						
	子ども家庭福祉特講演習		1	30		30					
	社会福祉学特別研究		6	180	30	30	30	30	30	30	

注) 修了に必要な単位は14単位

#### (4) 履修方法

課程修了に必要な単位数は各領域とも 14 単位です。14 単位の内訳は、共通科目から必修を含む 3 科目 5 単位以上、各自が選択した研究領域の専門科目から特講 2 単位、特講演習 1 単位及び特別研究 6 単位の合計 9 単位以上です。

#### (5) 課程修了の認定・学位の授与

##### 1) 課程修了の認定

本研究科に 3 年以上在籍し、所定の単位(14 単位以上)を修得し、かつ、特別研究科目において必要な研究指導を受けた上で、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格した者に課程修了を認定します。（大学院学則第 34 条）

##### 2) 学位の授与

課程修了を認定した者に対し、博士(社会福祉学)の学位を授与します。

なお、単位修得満期退学をした者に対しては、所定の手続きを経て退学後 2 年以内に論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格すれば博士(社会福祉学)の学位を授与します。

#### (6) 満期退学について

所定の条件を満たす学生は単位修得満期退学することができます。

「単位修得満期退学者の再入学に関する内規」を参照してください。



# 共 通

---

共

通



## VI 修士論文、課題研究論文について（博士前期課程共通）

### 1. 学位論文提出の資格

本大学院博士前期課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者は、学位論文審査を受けることができます。また、看護学研究科およびリハビリテーション科学研究科では、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができます。

### 2. 指導体制

原則として、専攻する専門領域の教授が主指導教員として研究指導を行います。主指導教員は、入学時に学生ごとに決定します。また、各学生には副指導教員をおきます。このほか論文作成のために、学内のその他の教員や他の研究機関の教員から指導を受けたい場合には、主指導教員に相談してください。その他指導教員に関しては、下記「大学院複数指導体制に関する運用の申し合せ」によります。

論文テーマの変更等の事情により主指導教員の変更が必要な場合は、所定の手続きを経て行うことができます。

#### (1) 大学院複数指導体制

- 主指導教員は、院生の研究指導及び学修全般について責任を持ちます。
- 副指導教員は、以下のいずれかとし、それぞれの担当教員資格を有する教員とします。
  - <副指導教員(A)>  
主指導教員に協力して、研究指導の補助・履修指導等及び院生の学修が円滑に行われるための役割を担います。
  - <副指導教員(B)>  
主指導教員に協力して、院生の学修が円滑に行われるための役割を担います。
- 院生は必要に応じて、主指導教員と話し合いの上、他の本学教員に研究上の助言を受けることができます。
- ハラスメントへの配慮について  
主指導教員及び副指導教員は、それぞれの役割において、意識するしないにかかわらず、院生にハラスメントととられるような言動がないよう常に注意します。
- 副指導教員の選出方法について  
副指導教員は、1名を必須とし、研究科長が主指導教員と院生の意見を聞き、当該教員の同意を得て研究科委員会に提案して承認を得ます。

### 3. 論文作成のプロセス（「VI-10. 「特別研究・課題研究」のスケジュールと学修内容」参照）

#### (1) 研究計画書作成までのプロセス

<2年コースの場合>

主として学生の関心事に関わる文献検討を行い、特別研究(修士論文)の方向性を定めます。理学療法・作業療法・言語聴覚教育学課題研究では、フィールドリサーチを行い、養成校教育・臨床教育現場の現状を把握します。問題意識に関する検討を行い、研究の方向性を定め、研究計画を検討するために、1年次の各研究科で決めた時期に修士論文研究計画検討会もしく

は課題研究計画検討会を開催します。各検討会終了後、研究科で決めた期限までに研究計画書を提出します。

<3年コースの場合>

主として学生の関心事に関わる文献検討を行い、特別研究(修士論文)の方向性を定めます。理学療法・作業療法・言語聴覚教育学課題研究では、フィールドリサーチを行い、養成校教育・臨床教育現場の現状を把握します。問題意識に関する検討を行い、研究の方向性を定め、研究計画を検討するために、1~2年次の各研究科で決めた時期に修士論文研究計画検討会もしくは課題研究計画検討会を開催します。各検討会終了後、研究科で決めた期限までに研究計画書を提出します。

(2) 学外の機関または学内で研究を行う場合の手続き

a. 研究・研修内容は、実施前に指導教員の指導を受けてください。

b. 他機関・施設において研究・研修などを行う場合

指導教員と相談の上、各自の責任においてあらかじめ交渉し、内諾を得て指導教員に報告します。その際に、公文書が必要であるかどうかの確認をし、必要なときには公文書の宛先・宛名を確かめます。

※看護学研究科：聖隸浜松病院、聖隸三方原病院では研究計画書作成後、総看護部長宛の公文書が必要です。

c. 公文書が必要な場合

宛先・宛名を添えて指導教員に申し出て、教務事務センターに公文書の作成を依頼し、それに指導を受けた研究計画書(①研究テーマ、②研究目的、③研究方法・対象・期間、④研究内容の概要)を添付して、相手機関に提出します。

なお、公文書の作成には少なくとも1週間を要するので、期間の余裕をもって依頼してください。

d. 学内で本学学生を対象とする研究を行う場合

指導教員に相談して行ってください。

(3) 倫理に関する留意事項とコンプライアンス教育について

a. 倫理申請について

研究を行うにあたっては、研究の対象となる人の生命、健康、プライバシーを守り、尊厳及び権利を尊重するという一般的な研究倫理の適用に加えて、特に研究対象が脆弱性を有することを念頭においていた倫理的配慮が必要となります。

上記のように研究倫理に関わる、人を対象とする研究の実施に当たっては、本学倫理委員会に申請し承認を受けてください。

b. コンプライアンス教育について

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）の平成26年2月18日改正に伴い、機関におけるコンプライアンス教育の実施等が義務化されました。その一環で本学では全ての研究者（学内研究費等の研究分担者を含む）および大学院生は日本学術振興会の研究倫理eラーニング「eL CoRE」の受講および「科学の健全な発展のために」の通読を必須としています（いずれも無料）。「eL CoRE」を受講し要件を満たすと修了証が得られます。研究計画書を提出する際には、入学年度に関わらず、その修了証を添付するようにしてください。また、日本学術振興会の「科学の健全な発展のために」の通読も研究計画書の提出までに必要です。「eL CoRE」の受講方法および「科学の健全な発展のために」の詳細については別途お伝えします。

#### (4) 研究計画書について

##### a. 提出について

各研究科で定められた日時までに教務事務センター窓口に直接提出してください。

提出については、各研究科の論文審査プロセス表を参照してください。

##### b. 構成について

「VI-13. 研究計画書、論文、論文要旨の書式・作成方法等について」を参照してください。

研究計画書の構成は、指導教員と相談して決めてください。

参考のため幾つかの例を次に示します。

##### 例：

###### 量的研究の場合：

###### 第Ⅰ章 序論

1. 研究の背景

2. 研究目的

研究課題あるいは仮説

用語の定義

###### 第Ⅱ章 文献レビュー

概念枠組

###### 第Ⅲ章 研究方法(研究対象・関係機関との調整方法、予備調査の方法を含む)

1. 研究対象と場

2. データ収集方法

3. データ分析方法

4. 研究における倫理的配慮

###### 文献

###### 質的研究の場合：

###### 第Ⅰ章 序論

1. 研究の背景あるいは問題(現象)の記述

2. 研究目的

###### 第Ⅱ章 文献レビュー

###### 第Ⅲ章 研究方法(研究対象・関係機関との調整方法、予備調査の方法を含む)

1. 質的方法を選択する理由

2. 研究の場と対象

3. データ収集過程

4. データ分析方法

5. 研究における倫理的配慮

###### 文献

##### ※研究倫理審査

研究計画書のうち倫理審査を受けるべきことがらに関しては、本学の倫理委員会に申請し承認を受けてください。倫理委員会への申請方法等に関しては、「聖隸クリストファー大学倫理委員会規程」及び「研究倫理のためのチェックリスト」を参考にしてください。なお、研究計画書の提出と倫理審査は独立して扱いますので、どちらが先になんてもかまいませんが、原則としては、研究計画書を提出し承認を受けてから倫理審査を受審されることを推奨しています。

## 4. 論文の提出

### (1) 提出期限・提出先・提出書類

学位の審査を希望する者は、修士論文・課題研究論文、及び関係書類を提出してください。

提出期限	1月中旬あるいは7月中旬の指定日の18時まで
提出先	教務事務センター窓口に直接提出
提出書類	<p>①修士論文または課題研究論文…4部 正1部（フラットファイルに綴じずに封筒に入れる） 副3部（フラットファイルに綴じ込む）</p> <p>②論文要旨……………4部 (フラットファイルには綴じ込まない。1部ずつクリップ留め。)</p> <p>③学位申請書</p> <p>④修士論文審査願</p>

「IV-13. 研究計画書、論文、論文要旨の書式・作成方法等について」も参照してください。

## 5. 論文の形式・構成

### (1) 論文の構成

以下の例を参考に指導教員と相談の上、まとめてください。図表は本文中の適切な場所に挿入してください。また、「VI-13. 研究計画書、論文、論文要旨の書式・作成方法等について」及び博士後期課程「VII-4-(4)-4 主論文の構成」に示した①～④の書籍を参考にしてください。

表紙  
要旨  
目次  
第I章 序論  
第II章 文献検討  
　　概念枠組  
第III章 研究方法  
第IV章 結果  
第V章 考察  
　　結論  
文献  
資料

※必要に応じて小見出しをつけます。見出しの区分は次を参考にしてください。

第I章  
1.  
1)  
(1)

## 6. 論文要旨について

「13. 研究計画書、論文、論文要旨の書式・作成方法等について」を参照してください。

## 7. 論文審査及び最終試験

原則として2年次もしくは3年次の1月下旬に行います。

また、所定の年次を過ぎて春セメスターで修了する場合は、7月下旬に行います。

## 8. 論文審査基準

### (1) 修士論文審査基準(全研究科)・課題研究論文審査基準(リハビリテーション科学研究科)

論文の審査に当たっては、次に掲げる各項目を評価基準として考慮します。

1. 研究には新しい知見や工夫が含まれている
2. 研究計画が適切である
3. データ・資料の取り扱いが適切である
4. 先行研究の取り扱いが適切である
5. 論文構成が体系的で、論旨は明確で一貫性がある
6. 表現、表記法が適切である
7. 研究における倫理的配慮がなされている

また、評価基準（査読基準）は次の通りです。

研究論文評価表（3研究科博士後期課程・博士前期課程共通）

評価	A B C D 4段階評価 (A: 100-80, B: 79-70, C: 69-60, D: 59以下)	
	総合評価 合格、修正後合格（誤字脱字、文法表現等の修正など）、修正後再審査、不合格	
項目	論文評価項目（3研究科共通）	
研究課題	1. 研究の表題は研究内容を適切に示している	
研究の意義	2. 研究する問題は各領域において重要な内容であり、研究の意義が示されている	
文献検討・フィールドリサーチ	3. 文献検討・フィールドリサーチは、研究する問題と関連している	
研究内容	研究目的	4. 研究目的、研究の問い合わせが明確である
	研究方法	5. 研究目的に照らして研究方法が適切である
	概念/用語	6. 使用されている概念・用語は適切である
		7. 重要な用語が定義されている
	倫理的配慮	8. 倫理的配慮がなされている
	資料の記載法	9. 図表は本文の説明と適合しており、図表の体裁（タイトル、形式）が整い、数値や単位の表記が正しい
	資料の分析と解釈	10. 分析の結果が明確に示されている
		11. 解釈はデータに裏付けられている
	結果の導き方	12. 結果の導き方は論理的に飛躍や矛盾がない
考察	13. 考察は研究結果に基づいている	
研究の限界	14. 研究の限界、今後の研究の展開などが述べられている	
論文全体	論文構成	15. 論文は論理的に構成されている
	文章	16. 文章は理解しやすく適切である
要旨	17. 要旨の内容は適切である	

共

通

## (2) 課題研究論文審査基準（看護学研究科高度実践看護コース）

課題論文の審査に当たっては、次に掲げる各項目を評価基準として考慮します。

1. 看護実践にそくした課題が含まれている
2. 研究計画が適切である
3. データ・資料の取り扱いが適切である
4. 先行研究の取り扱いが適切である
5. 客観的で論理的である
6. 表現、表記法が適切である
7. 研究における倫理的配慮がなされている

また、評価基準（査読基準）は次の通りです。

課題研究論文評価表（看護学研究科高度実践看護コース）

評 価	A B C D 4段階評価 (A : 100 - 80、B : 79 - 70、C : 69 - 60、D : 59以下)
	総合評価 合格、修正後合格（誤字脱字、文法表現等の修正など）、修正後再審査、不合格

項 目	論文評価項目（看護学研究科高度実践看護コース）	
研究課題	1. 研究の表題は、研究内容を適切に示している	
研究の意義	2. 研究する問題は各領域において看護実践の重要な内容であり、研究の意義が示されている	
文献検討	3. 文献検討は、研究する課題と関連している	
研究内容	研究目的	4. 研究目的、研究の問い合わせが明確である
	研究方法	5. 研究目的に照らして研究方法が適切である
	概念/用語	6. 重要な用語が定義されている
	倫理的配慮	7. 倫理的配慮がなされている
	資料の記載法	8. 図表は本文の説明と適合しており、図表の体裁（タイトル、形式）が整い、数値や単位の表記が正しい
	資料の分析	9. 分析の結果が明確に示されている
	結果の導き方	10. 結果の導き方は論理的に飛躍や矛盾がない
考察	11. 考察は研究結果に基づいている	
論文全体	論文構成	12. 論文は論理的に構成されている
	文章	13. 文章は理解しやすく適切である
要旨	14. 要旨の内容は適切である	

## 9. 修士論文・課題研究論文発表会

3月上旬に行います（博士後期課程と合同実施）。

当日の資料として、発表者の要旨集を教務事務センターが準備します。

## 10. 「特別研究・課題研究」のスケジュールと学修内容

	1年次		2年次	
	春セメスター	秋セメスター	春セメスター	秋セメスター
文献検討	↔	↔		
フィールドリサーチ	↔	↔		
研究計画立案	↔	↔		
研究計画検討会	↔	↔		
研究計画書提出・審査			↔	
研究計画書承認			↔	
計画書倫理審査申請書作成			↔	
計画書倫理審査申請			↔	
計画書倫理審査承認			↔	
研究開始： データ収集 データ分析 論文執筆 論文提出			↔ ↔ ↔	1月中旬
論文審査・最終試験				1月末
論文審査結果承認(合否判定)				1月末
大学院委員会等の承認を得て合否決定				3月初
合格論文発表会				3月初
履修単位(1単位：30時間)	特別研究(8単位)	2	2	4
	課題研究(8単位)	2	2	2
	課題研究(2単位)		1	1
各時期の学修内容	①自身の課題に焦点を当てて、文献検討を行い、 ②研究計画検討会で発表し、発表や指導教員からの批評・ 助言をもとに推敲する。 ③研究計画書を完成させる。 ④倫理審査申請書を作成する。 ⑤倫理審査申請書を倫理委員会に申請する。 ⑥データを収集する。 ⑦データを分析し、論文を作成する。 ⑧研究内容を発表する。 ⑨論文審査と最終試験を受ける。			

共

通

## 11. 修士論文・課題研究論文の提出と保管

学位授与決定後、以下の手続きを行ってください。

### 1) 論文の提出

提出期限	2月末日あるいは9月の所定の日まで
提出先	教務事務センター
提出書類	修士論文・課題研究論文…正1部 ・誤字の修正や、必要な場合は内容の訂正を行い、要旨を表紙の次に綴じ込む。 ・封筒に入れ、封をして提出。（封筒表に研究科・学籍番号・氏名を記入） ・修正がない場合、提出は不要。

※この論文は、提出された状態で製本に出します。よく確認した上で提出してください。

製本した後、図書館に保管します。製本は図書館で行います。

### 2) 「学位論文の保管及び公開許諾書(修士)」の提出

修士論文・課題研究論文は「未公表の著作物」であるため、著作者の許諾を得て図書館に保管し、利用者の閲覧、複写や、データベースでの公開を行います。

提出期限	2月末日あるいは9月の所定の日まで（上記論文提出と併せて）
提出先	図書館事務センター
提出書類	「学位論文の保管及び公開許諾書(修士)」…1部 ・様式は教務事務センターHPからダウンロードして自筆により作成。 ・リハビリテーション科学研究科と社会福祉学研究科では主指導教員の承諾印も必要です。 ・リハビリテーション科学研究科と社会福祉学研究科では公開及びその範囲(閲覧、複写、データベースでの公開)を著作者が選択することができます(看護学研究科の公開範囲は閲覧のみとします)。

## 12. 文献の記載方法

文献の記載方法は、下記の「A P A論文作成マニュアル」の第4章：引用文献リスト、もしくは日本心理学会「執筆・投稿の手引き」の3.6：引用・言及、によるものとします。

A P A(アメリカ心理学会)「A P A論文作成マニュアル」(医学書院)

日本心理学会「執筆・投稿の手引き」(<http://www.psych.or.jp/publication/inst.html>)

## 13. 研究計画書、論文、論文要旨の書式・作成方法等について

### (1) 共通事項

- a. パソコンを用いて作成
- b. A4判上質紙を使用
- c. 上下左右の余白は30mm、1ページの字数は40字×35行(1,400字)
- d. 横書き、明朝体、文字の大きさは10.5ポイント

### (2) 研究計画書

- a. ※研究科により異なりますので、各研究科の論文審査プロセスに従ってください。
- b. 1枚目にタイトル、所属(研究科・分野・領域)、学籍番号、氏名、指導教員名、提出年月日を記載。
- c. 研究の説明書(研究協力のお願い)、同意書、質問紙等を添付。(a.の枚数制限には含まれない)
- d. e-learning(eL CoRE)修了証を添付。

### (3) 論文

- a. 論文タイトル及び論文中の見出しの文字については明朝体14ポイント、強調文字。
- b. 図表は本文中の適切な場所に挿入。
- c. 論文に綴じ込む「要旨」は表紙の次につける。  
1行目中央に14ポイント強調文字で「要旨」と記載し、1行空けて本文とする。  
研究の背景、目的、方法、結果、考察、結論について、項目を立ててまとめる。  
書式は、「(4)論文要旨」に準じる。
- d. 正1部はフラットファイルに綴じないでそのまま封筒に入れて提出。
- e. 副3部はA4紙フラットファイルに「表紙(資料1参照)、要旨、目次、本文、付録」の順に綴じる。

#### 資料 1-1 修士論文・課題研究論文用ファイルの表紙の書き方

(自筆あるいは印字シールを用いる)

○○年度聖隸クリストファー大学大学院 ○○研究科 修士論文 (または課題研究論文)
<b>論文題目</b> (枠で囲むこと)
研究科 専攻分野 専攻領域 <u>学籍番号</u> _____ 氏名 _____

中と並んで、表紙と同じ内容の白表紙をつける。年度は西暦で記載する。

#### 資料 1-2 論文に綴じ込む「要旨」の書き方

<b>要旨</b>
I. 研究の背景 II. 研究の目的 III. 研究の方法 IV. 研究の結果 V. 研究の考察 VI. 研究の結論

#### (4) 論文要旨

- a. A4 片面 2枚以内
- b. 1ページ目上部に論文題目、所属（研究科・専攻分野・専攻領域）、学籍番号、氏名を記載。
- c. 論文題目は12ポイント強調文字とし用紙中央に配置。
- d. 副題のあるときはハイフン（-）を用いて2段目に書く。
- e. 専攻分野・専攻領域、学籍番号及び氏名は右寄せ。
- f. 氏名から1行空けて本文。
- g. 本文は研究の背景、目的、方法、結果、考察、結論について、項目を立ててまとめる。

<p style="text-align: center;">論文題目 - 副題 -</p> <p style="text-align: center;">研究科 専攻分野 専攻領域 学籍番号 氏名</p> <p style="text-align: center;">I. 研究の背景</p> <p style="text-align: center;">II. 研究の目的</p> <p style="text-align: center;">III. 研究の方法</p> <p style="text-align: center;">IV. 研究の結果</p> <p style="text-align: center;">V. 研究の考察</p> <p style="text-align: center;">VI. 研究の結論</p>
--

## VII 博士論文について（博士後期課程共通）

### 1. 学位論文提出の資格

本大学院博士後期課程に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者は、学位論文審査を受けることができます。

### 2. 指導体制

原則として、入学試験出願時に相談の上選択した領域の教授が主指導教員となります。主指導教員は、学生に対し研究指導を行うとともに、授業科目の選択に関する助言等の履修指導を行います。更に、下記の「大学院複数指導体制に関する運用の申し合せ」に基づき副指導教員をおきます。

論文テーマの変更等の事情により主指導教員の変更が必要な場合は、所定の手続きを経て行うことができます。

#### (1) 大学院複数指導体制

●主指導教員は、院生の研究指導及び学修全般について責任を持ちます。

●副指導教員は、以下のいずれかとし、それぞれの担当教員資格を有する教員とします。

<副指導教員(A)>

主指導教員に協力して、研究指導の補助・履修指導等及び院生の学修が円滑に行われるための役割を担います。

<副指導教員(B)>

主指導教員に協力して、院生の学修が円滑に行われるための役割を担います。

●院生は必要に応じて、主指導教員と話し合いの上、その他の本学教員に研究上の助言を受けることができます。

●ハラスメントへの配慮について

主指導教員及び副指導教員は、それぞれの役割において、意識するしないにかかわらず、院生にハラスメントととられるような言動がないよう常に注意します。

●副指導教員の選出方法について

副指導教員は、1名を必須とし、研究科長が主指導教員と院生の意見を聞き、当該教員の同意を得て研究科委員会に提案して承認を得ます。

### 3. 研究指導

<3年コースの場合>

博士論文作成のための研究指導は、3年間を通して段階的に行います。1年目の春・秋セメスターを通して、学生は関連する特講及び演習科目の履修を行いながら、それぞれの関心や問題領域に応じ、それに関わる文献検討を行い、各自の研究課題、目的を設定して、研究計画書を作成します。研究計画書完成までの間、各研究科で決めた時期に研究進捗状況または研究計画を発表します。いずれかの研究計画検討会において研究計画を発表し、改訂の後研究計画書を提出し、

計画書の内容の審査を受けます。また並行して、本学の倫理委員会の審査や必要に応じて病院等関係施設の倫理委員会の審査を申請します。研究計画書の審査に合格し、倫理委員会の承認を得た後、データ収集を開始します。

その後研究指導を受けながら論文を執筆し、3年目の10月下旬から11月上旬に博士論文を提出します。博士論文の提出後、論文内容発表会で概要を発表し、質疑を行います。予備審査を通過した者は、12月中旬に学位授与申請・論文の提出を行った後、1月に論文審査と最終試験を受けます。論文審査と最終試験の合否は、3年目の2月に開かれる研究科委員会において決定します。論文審査と最終試験の合格者は3月に行われる博士論文発表会において3年間にわたる研究成果を発表します。

#### <4年コースの場合>

博士論文作成のための研究指導は、4年間を通して段階的に行います。1年目と2年目の春セメスターを通して、学生は関連する特講及び演習科目の履修を行いながら、それぞれの関心や問題領域に応じ、それに関わる文献検討を行い、各自の研究課題、目的を設定して、研究計画書を作成します。研究計画書完成までの間、各研究科で決めた時期に研究進捗状況または研究計画を発表します。いずれかの研究計画検討会において研究計画を発表し、改訂の後研究計画書を提出し、計画書の内容の審査を受けます。また並行して、本学の倫理委員会の審査や必要に応じて病院等関係施設の倫理委員会の審査を申請します。研究計画書の審査に合格し、倫理委員会の承認を得た後、データ収集を開始します。

その後研究指導を受けながら論文を執筆し、4年目の10月下旬から11月上旬に博士論文を提出します。博士論文の提出後、論文内容発表会で概要を発表し、質疑を行います。予備審査を通過した者は、12月中旬に学位授与申請・論文の提出を行った後、1月に論文審査と最終試験を受けます。論文審査と最終試験の合否は、4年目の2月に開かれる研究科委員会において決定します。論文審査と最終試験の合格者は3月に行われる博士論文発表会において4年間にわたる研究成果を発表します。

## 4. 博士論文作成と学位授与までのプロセス

各研究科の「博士論文審査プロセス表」(別紙)を参照してください。

### (1) 倫理委員会への倫理審査申請およびコンプライアンス教育について

#### 1) 倫理審査について

- ①予備調査がある場合は、適宜倫理審査の申請をしてください。
- ②本研究の倫理審査申請：研究計画書の提出と倫理審査は独立して扱いますので、どちらが先になんともかまいません。指導教員と相談し適宜申請してください。
- ③倫理委員会開催月は次の通りです。  
4月、5月、7月、10月、12月、1月、3月の第2水曜日 申請締め切りは開催日の2週間前
- ④申請にあたっては、倫理審査申請ガイドを参照の上、作成してください。

#### 2) コンプライアンス教育について

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）の平成26年2月18日改正に伴い、機関におけるコンプライアンス教育の実施等が義務化されました。その一環で本学では全ての研究者（学内研究費等の研究分担者を含む）および大学院生は日本学術振興会の研究倫理eラーニング「eL CoRE」の受講および「科学の健全な発展のために」の通読を必須としています（いずれも無料）。「eL CoRE」を受講し要件を満たすと修了証が得られます。研究計画書を提出する際には、入学年度に関わらず、その修了証を添付するようにしてください。また、日本学術振興会の「科学の健全な発展のために」の通読も研究計画書の提出までに必要です。「eL CoRE」の受講方法および

「科学の健全な発展のために」の詳細については別途お伝えします。

## (2) 研究計画書について

提出期限	各研究科で定められた日時
提出先	教務事務センター窓口に直接提出
提出書類	①研究計画書………1部 ②研究計画書概要…1部 <b>※枚数については各研究科の論文審査プロセスを確認してください。</b>
研究計画書の構成について	・p. 70-71博士前期課程「VI-13. 研究計画書、論文、論文要旨の書式・作成方法等について」も参考に、指導教員と相談して決めてください。 ・研究計画書の枚数は特に制限はありません。 ・p. 75 「VII-4-(4)-3)論文等の形式」に示す①～③に準じます。

## (3) 手続きについて

### 1) 論文提出期限、提出先

提出期限	在学3年目（長期コースの場合は在学4年目）の10月下旬から11月上旬の指定日18時まで
提出先	教務事務センター
提出書類	①博士論文………5部 ②論文内容の要旨…6部 ※A4用紙片面4枚以内 ③副論文………6部 ④博士論文提出書
論文内容の要旨について	・図表を挿入する場合もこの枚数に収める ・1枚目上部に論文題目、専攻分野、学籍番号、氏名を記載

### 2) 論文内容発表会

予備審査の一環として臨時研究科委員会を開催し、論文内容発表会を行います。

参加者は研究科委員会構成員および論文提出者とします。

- ①時間：1人あたり発表時間15分、質疑10分とします。
- ②発表順は学籍番号順とします。
- ③提出された論文要旨は教務事務センターから予め参加者に配布します。
- ④発表者は論文要旨を基に発表してください。パワーポイントを使用しても差し支えありません。

### 3) 学位授与申請について

予備審査終了後に提出してください。

論文等の形式については「VII-4-(4)-3)論文等の形式」に準じます。

提出期限	12月の指定の日時まで
提出先	教務事務センター
提出書類	①博士論文（主論文）…6部 ②論文内容の要旨………6部 ※A4用紙片面2枚以内 ③学位申請書 ④博士論文審査願 ⑤学位授与申請・修正論文の提出時チェックリスト（博士後期課程）

### 4) 合格論文の提出について

論文審査・最終試験に合格したら提出してください。

提出先	教務事務センター
提出書類	①合格論文…2部 ②論文内容の要旨………2部 ※A4用紙片面2枚以内 ※論文・要旨の提出のみでよい。（その他書式の提出は不要）

共

通

#### (4) 論文について

論文の条件、形式、構成については以下を参照してください。

##### 1) 博士学位審査論文

- ① 研究内容のすべてが記載されている論文であること。
- ② 論文は、日本語または英語とする。

##### 2) 副論文（1編以上）

- ① 査読制度のある雑誌に投稿し、査読を経て掲載（受理）されたもの（言語は問わない）。申請者は、学位申請時に査読が行われたことを証明する書類を添付すること（投稿規定のコピー可）。
- ② 申請者が筆頭者であること。
- ③ 学位申請時点から遡り過去5年以内（学位授与申請年度の5年前の4月以降）に受理・発表されたもの。

##### 3) 論文等の形式

- ① A4判上質紙、ワープロを用いて作成する。
- ② 上下左右の余白を各30mmとする。
- ③ 横書き、フォントは10.5ポイント明朝体、1ページの字数は1行40字×35行(1,400字)とする。
- ④ 論文は原則として、A4フラットファイルに綴じて提出する（最終提出時は製本して提出する）。
- ⑤ 書き方については基本的にAPAアメリカ心理学会『APA論文作成マニュアル第2版』（医学書院、2011）に従うこと。なお、学位論文は決定稿であるため、図表は文中の適切な場所に挿入すること（マニュアル第1版第6章参照）。
- ⑥ 文献リストについては、『APA論文作成マニュアル』（医学書院）または日本心理学会の投稿規定に書かれている方法に従う。
- ⑦ 句点については「、。」または「、.」とし、どちらかに統一する。
- ⑧ 学位申請時の提出論文の表紙は次のようにする。

##### 博士論文用ファイル表紙の書き方

（自筆あるいは印字シールを用いる）

○○年度聖隸クリストファー大学大学院
○○研究科 博士論文
論文題目 (枠で囲むこと)
専攻分野・専攻領域
学籍番号 _____ 氏名 _____

⑨ 中とびらに、表紙と同じ内容の白表紙をつける。

年度は西暦で記載する。

#### 4) 主論文の構成

次の例を参考に指導教員と相談の上、まとめてください。図表は本文中の適切な場所に挿入してください。

表紙  
要旨  
目次  
第Ⅰ章 序章  
第Ⅱ章 文献レビュー  
概念枠組  
第Ⅲ章 研究方法  
第Ⅳ章 結果  
第Ⅴ章 考察  
結論  
文献  
資料

※必要に応じて小見出しをつけます。見出しの区分は次を参考にしてください。

第Ⅰ章  
1.  
1)  
(1)

※各章の内容については、次の書籍などを参考にしてください。

- ①アメリカ心理学会 (2011) 『APA論文作成マニュアル』医学書院  
\* 第2章  
②バーンズ＆グローブ (2007) 『看護研究入門』エルゼビア・ジャパン  
\* pp. 635-652  
\* 量的研究の学術論文の概要については p. 649 の表 25-9  
\* 質的研究の学術論文の概要については p. 645 の表 25-6
- ③Diana M. Bailey (2001) 『保健・医療のための研究法入門』協同医書出版  
\* pp. 232-233
- ④ソーシャルワーク研究所監修 (2010) 『ソーシャルワークの研究方法』相川書房  
\* pp. 75-87

#### (5) 論文審査委員会

##### 1) 審査委員

- ①審査委員は博士後期課程の研究指導教員とし、原則として学生が所属する研究科博士後期課程の研究指導教員 4 名及び他研究科博士後期課程の研究指導教員 1 名、計 5 名とする。
- ②当該研究科委員会が必要と認めるときは、学外の教員 1 名を審査委員に加えることができる。  
ただし大学院教授、または研究機関の部長以上もしくはそれと同等の者であること。

##### 2) 審査及び最終試験について

- ①審査委員会は、論文提出者に対し、論文の内容について質疑応答によって審査を行う。
- ②最終試験は、博士後期課程全体における学びについて行う。

共

通

### 3) 論文審査基準

博士論文の審査に当たっては、次に掲げる各項目を評価基準として考慮する。

1. 研究にはオリジナリティがあり、学術・実践上に寄与するものである
2. 研究計画が適切である
3. データ・資料の取り扱いが適切である
4. 先行研究の取り扱いが適切である
5. 論文構成が体系的で、論旨は明確で一貫性がある
6. 表現、表記法が適切である
7. 研究における倫理的配慮がなされている

また、評価基準（査読基準）は下記の通りです。

研究論文評価表（3研究科博士後期課程・博士前期課程共通）

評価	A B C D 4段階評価 (A : 100 - 80, B : 79 - 70, C : 69 - 60, D : 59以下)						
	総合評価 合格、修正後合格（誤字脱字、文法表現等の修正など）、修正後再審査、不合格						
項目	論文評価項目（3研究科共通）						
研究表題	1. 研究の表題は研究内容を適切に示している						
研究の意義	2. 研究する問題は各領域において重要な内容であり、研究の意義が示されている						
文献検討	3. 文献検討は先行研究を踏まえ、研究する問題と関連している						
研究内容	研究目的	4. 研究目的、研究の問い合わせが明確である					
	研究方法	5. 研究目的に照らして研究方法が適切である					
	概念/用語	6. 使用されている概念・用語は適切である					
		7. 重要な用語が定義されている					
	倫理的配慮	8. 倫理的配慮がなされている					
	資料の記載法	9. 図表は本文の説明と適合しており、図表の体裁（タイトル、形式）が整い、数値や単位の表記が正しい					
	資料の分析と解釈	10. 分析の結果が明確に示されている					
		11. 解釈はデータに裏付けられている					
	結果の導き方	12. 結果の導き方は論理的で飛躍や矛盾がない					
考察	13. 考察は研究結果に基づいている						
研究の限界	14. 研究の限界、今後の研究の展開などが述べられている						
論文全体	論文構成	15. 論文は論理的に構成されている					
	文章	16. 文章は理解しやすく適切である					
要旨	17. 要旨の内容は適切である						

### 4) 判定（合否）について

「論文審査の結果の要旨」及び「最終試験の結果の要旨」を基に研究科委員会で判定（合否）を行う。

## （6）博士論文発表会

論文審査及び最終試験の結果合格の判定を受け、大学院委員会において学位授与が決定した者は、「博士論文発表会」において発表します。発表時間20分、質疑応答15分とします。

(7) 「特別研究」のスケジュールと学修内容

(6単位180時間)	入学者選抜時	1年次		2年次		3年次	
		春 セメスター	秋 セメスター	春 セメスター	秋 セメスター	春 セメスター	秋 セメスター
研究課題の設定		↔					
文献検討		↔					
研究計画立案		↔					
研究計画検討会		↔					
研究計画書提出・審査		↔					
研究計画書承認		↔					
研究計画書倫理審査申請		↔					
研究計画書倫理審査承認		↔					
研究開始：データ収集		↔		↔			
データ分析				↔	↔		
論文執筆						10月	
論文提出						10月末	
論文内容発表会						11月	
予備審査						11月↔12月	
予備審査結果の承認						12月	
修正論文の提出						12月末	
論文審査・最終試験						12月↔1月末	
論文審査結果承認 (合否判定)						1月末	
合格論文提出						1月末	
大学院委員会等の承認						3月初	
を得て合否決定						3月初	
合格論文発表会							
履修単位 (1単位：30時間)		1	1	1	1	1	1
各時期の学修内容	<p>①研究課題及び研究計画が3年間の在学中に実現できるかを判断する          ②提示された研究課題について、予定研究指導教員が3年間で実現可能と予測しているかどうかを確認する          ③入学希望者の研究環境が十分か否かを判断する</p> <p>①研究課題や研究方法を検討し、研究計画書を作成する          ②研究計画書を研究計画検討会で発表し、他分野の教員からの指導を受ける          ③研究計画書を完成させ、提出して、審査を受ける          ④研究計画を倫理委員会に提出し、承認を受ける</p> <p>①研究計画に沿って、調査対象者に協力を求め、研究に着手する</p> <p>②収集した資料を分析する</p> <p>①収集した資料を分析する          ②研究資料を基に、論文作成を開始する</p> <p>①研究資料を基に、論文を作成する          ②研究資料を基に、論文作成を開始する</p> <p>①論文を完成させ提出する          ②予備審査を受ける          ③予備審査過程で得た指導に基づいて論文を修正する          ④修正論文を完成させ、提出する          ⑤本審査及び最終試験を受ける          ⑥合格論文を発表する</p>						

共

通

## (8) 製本論文の提出と保管

学位授与決定後、以下の手続きを行ってください。

### 1) 論文要旨（最終版）<wordデータ>の提出

提出期限	9月末日または3月末日
提出先	教務事務センター
提出書類	メール添付にて、論文要旨（最終版）のwordデータを提出。

### 2) 最終論文の提出

提出期限	学位授与後2か月以内
提出先	①図書館事務センター…1冊（本学図書館所蔵用） ②指導教員……………1冊
提出書類	最終論文を製本(A4)して提出。（資料2参照）

### 3) 「博士学位論文の本学学術情報リポジトリによる公開及び複写許諾書」の提出

提出期限	学位授与後2か月以内
提出先	図書館事務センター
提出書類	「博士学位論文の本学学術情報リポジトリによる公開及び複写許諾書」…1部 ・様式は教務事務センターHPからダウンロードして自筆により作成。 ・主旨指導教員承認の上で提出。

学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）により博士論文は学位授与後 1 年以内に公表するこ  
とが義務付けられています。2013 年 4 月の同規則改正に伴い、聖隸クリリストファー大学が学  
位を授与した博士論文は「聖隸クリリストファー大学学術情報リポジトリ」での全文公開により  
公表し、学生個々が印刷物により公表する必要はなくなりました。

やむを得ない事由がある場合は、所属研究科の研究科委員会を経て学長の承認を得た上で、  
その事由がなくなるまでの間、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表するこ  
とができます。

また、博士論文は他の一般的著作物と同様、著作権法の規定により著作権者の許諾がなくても  
2 分の 1 未満は複写可能になっています。それ以上の複写を了承するかどうかについては、上記  
学術情報リポジトリへの全文公開許諾と合わせて「博士学位論文の本学学術情報リポジトリによ  
る公開及び複写許諾書」を提出してください。

### 資料2 博士論文の製本について

論文題目	<p>所 属</p> <p>論文題目</p> <p>○ ○ ○ ○ 年度</p> <p>氏 名</p>
聖隸クリリストファー大学大学院 所 属 氏 名	
○○○○年度	

表紙

背表紙

#### 所 属

それぞれの所属を以下のように記載する。

- ・看護学研究科博士後期課程
- ・リハビリテーション科学研究科博士後期課程
- ・社会福祉学研究科博士後期課程

#### その他の留意点

- ・原則として、黒地に金文字とする。
- ・記載事項及び記載の順序は左の通りとする。
- ・記載事項の配置、文字サイズ等は特に定めない。
- ・学位を取得した年度を西暦で記載する。

# 学則・大学院関連規程



## 聖隸クリリストファー大学大学院学則

### 第1章 総 則

#### (目的)

第 1 条 聖隸クリリストファー大学大学院（以下「本大学院」という）は、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づき、看護学、リハビリテーション科学、社会福祉学の、高度かつ専門的な理論および応用を教授研究し、深奥な学識と研究能力を養い、保健医療福祉に関わる専門教育の向上・発展に寄与するとともに人々の健康・安寧と福祉に貢献することを目的とする。

#### (自己点検・評価)

第 2 条 本大学院は、前条の目的および社会的使命を達成するために教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行うこととする。

2. 前項の点検および評価に関する規程は、別に定める。

#### (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 3 条 本大学院は、授業および研究指導の内容および方法の改善を図るために組織的な研修および研究を実施するものとする。

#### (研究科および課程)

第 4 条 本大学院に次の研究科および専攻を置く。

看護学研究科看護学専攻

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻

社会福祉学研究科社会福祉学専攻

2. 本大学院の課程は、博士課程とし、博士前期課程および博士後期課程に区分して、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

3. 博士前期課程および博士後期課程に、履修上のコースとして長期在学コースを置く。

#### (課程の目的)

第 5 条 本大学院博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学、リハビリテーション科学、社会福祉学の分野における研究能力、または高度の専門性を要する看護、リハビリテーション、福祉の実務ならびに教育に携わる者等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2. 本大学院博士後期課程は、幅広い視野で人間と社会を捉え、看護、リハビリテーション、社会福祉の各専門分野およびそれらの連携・協働について深く追求し、自立して研究活動を行い得る優れた専門性と人間性を備えた、広く世界に通用する高度専門職業人を育成することを目的とする。

3. 各研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

### 第2章 標準修業年限および収容定員

#### (標準修業年限および在学年限)

第 6 条 本大学院の博士前期課程の標準修業年限は 2 年とする。ただし、長期在学コースの修業年限は 3 年とする。

2. 本大学院の博士後期課程の標準修業年限は 3 年とする。ただし、長期在学コースの修業年限は 4 年とする。

3. 博士前期課程および博士後期課程において所定の修業年限の 2 倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

#### (収容定員)

第 7 条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

課程	研究科名	入学定員	収容定員
博士前期課程	看護学研究科	10 名	20 名
	リハビリテーション科学研究科	15 名	30 名
	社会福祉学研究科	10 名	20 名
博士後期課程	看護学研究科	5 名	15 名
	リハビリテーション科学研究科	5 名	15 名
	社会福祉学研究科	3 名	9 名

### 第3章 学年、学期および休業日

#### (学年、学期、休業日)

第8条 本大学院の学年、学期および休業日等については、聖隸クリストファー大学（以下「本学」という）学則の規定を準用する。

### 第4章 入学、休学、転学、退学等

#### (入学の時期)

第9条 入学の時期は、学期の初めとする。

#### (博士前期課程の入学資格)

第10条 博士前期課程に入学することができる者は、学校教育法第102条および同法施行規則第155条の定めるところにより、次の各号の一に該当する者とする。

- (1)学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2)学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5)我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6)専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7)文部科学大臣の指定した者
- (8)学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者で、本大学院が本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9)本大学院が、入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

#### (博士後期課程の入学資格)

第11条 博士後期課程に入学することができる者は、学校教育法第102条および同法施行規則第156条の定めるところにより、次の各号の一に該当する者とする。

- (1)修士の学位を有する者
- (2)外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4)我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5)文部科学大臣の指定した者
- (6)本大学院が、入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

#### (入学の出願)

第12条 本大学院に入学を希望する者は、所定の書類に検定料を添えて所定の期間中に提出しなければならない。出願の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

#### (入学者の選考)

第13条 入学志願者に対しては、選考を行う。

2. 選考の方法および時期については、別に定める。

#### (入学手続きおよび入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2. 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対し、入学を許可する。
3. 前2項の規定は、再入学、転入学の場合に準用する。

#### (再入学)

第15条 退学した者が再入学を願い出たときは、収容定員に余裕のある場合に限り、該当する研究科委員会の議を経て、再入学を許可することができる。

## (転入学)

第 16 条 他の大学院の学生が、本大学院に転入学しようとする時は、所属の大学の学長の承認書を添えて、転学願を提出しなければならない。

2. 前項の場合、収容定員に余裕のある場合に限り、該当する研究科委員会の議を経て、入学を許可することがある。

## (休学および休学期間)

第 17 条 疾病その他のやむを得ない事情により休学しようとするときは、保証人連署の休学願に医師の診断書または理由書を添えて提出し、学長の許可を得なければならない。

2. 引き続き休学できる期間は、原則として 1 年以内とし、休学期間は在学年限には算入しない。

## (復学)

第 18 条 休学期間に休学の理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

## (転学)

第 19 条 他の大学院に転学しようとするときには、その理由を申し出て、学長の許可を得なければならない。

## (留学)

第 20 条 本大学院が教育上有益と認めたときには、学長は、学生が外国の大学院に留学することを認めることがある。

2. 留学の期間は、1 年を原則とし、第 6 条に定める修業年限に含めるものとする。
3. その他留学に関する規程は別に定める。

## (退学)

第 21 条 退学しようとするときは、事由を記して保証人連署の上願い出、学長の許可を得なければならない。

## (除籍)

第 22 条 次の各号の一に該当する者は、学生が所属する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第 6 条に定める期間をこえた者。
- (2) 休学期間をこえてなお復学し修学できない者。
- (3) 長期にわたり行方不明の者。
- (4) 正当な理由なく所定の期限までに授業料その他の学費または在籍料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。

## 第 5 章 教育課程および履修方法

## (授業科目)

第 23 条 本大学院における教育課程は、別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 1-4、別表 1-5 および別表 1-6 のとおりとする。

## (研究指導教員)

第 24 条 研究科委員会は、授業科目の履修指導および学位論文の作成等の指導を行うために、各学生ごとに指導教員を定める。

2. 指導教員は、原則として研究指導の教授とする。
3. 学生は、履修すべき授業科目の選択に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けるものとする。

## (教育方法の特例)

第 25 条 本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

## (学部等の授業科目の聽講)

第 26 条 本大学院に在学する者は、研究指導にあたる教員と当該授業科目の担当教員の許可を得て、博士前期課程の学生は学部の授業科目を、博士後期課程の学生は博士前期課程および学部の授業科目を聽講することができる。

## 第 6 章 課程修了の認定、要件および学位

## (課程修了の認定、要件および学位)

第 27 条 本大学院の課程修了の認定、要件および学位については、本大学院学則のほか、別に定める本学学位規程による。

(単位の認定)

第 28 条 各授業科目的単位修得の認定は、試験または研究報告により担当教員が行う。

2. 病気その他の事由によって、正規の試験を受けることができなかつた者には、学生が所属する研究科の研究科委員会の議を経て、追試験を行うことができる。

(単位の評価)

第 29 条 各授業科目および学位論文の成績の評価および合否は、次のとおりとする。

- (1) 科目試験は、A、B、C、D とし A、B、C を合格とする。
- (2) 学位論文および最終試験は、合格、不合格とする。

(学位論文および最終試験の判定)

第 30 条 学位論文の審査および最終試験は、本学学位規程によって定める審査委員が行い、その成績に基づいて学生が所属する研究科の研究科委員会が判定する。

(入学前の既修得単位の認定)

第 31 条 教育上有益と認められるときは、本大学院入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、学生が所属する研究科の研究科委員会の議を経て、入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、15 単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。
3. 前項により認定する単位は、第 32 条第 2 項で認定する単位と合わせて 20 単位を超えないものとする。

(他大学院における授業科目の履修)

第 32 条 教育上有益と認められるときは、他の大学院との協議に基づき、他大学院において履修した授業科目について修得した単位を、学生が所属する研究科の研究科委員会の議を経て、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、入学前の既修得単位と合わせて 15 単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。
3. 前項により認定する単位は、第 31 条第 2 項で認定する単位と合わせて 20 単位を超えないものとする。

(博士前期課程修了の要件)

第 33 条 博士前期課程に 2 年以上在学し、授業科目について看護学研究科の修士論文コースにおいては 32 単位以上、看護学研究科の高度実践看護コースにおいては 38 単位以上、リハビリテーション科学研究科および社会福祉学研究科においては 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査および最終試験に合格した者をもって修了と認定する。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げたと学長が認める者については、本大学院博士前期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、看護学研究科の高度実践看護コース及びリハビリテーション科学研究科においては特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程修了の要件)

第 34 条 博士後期課程に 3 年以上在学し、授業科目について 14 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査および最終試験に合格した者をもって修了と認定する。

2. 前項の規定にかかわらず、優れた業績を上げたと学長が認める者の在学期間に關しては、本大学院博士後期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。ただし、博士前期課程を含め大学院の在学期間は 3 年以上でなければならない。

(学位)

第 35 条 第 33 条および第 34 条により修了と認定された者には、研究科の区分に応じ次のとおり学位を授与する。

課程	研究科名	学位名称
博士前期課程	看護学研究科	修士（看護学）
	リハビリテーション科学研究科	修士（リハビリテーション科学）
	社会福祉学研究科	修士（社会福祉学）
博士後期課程	看護学研究科	博士（看護学）
	リハビリテーション科学研究科	博士（リハビリテーション科学）
	社会福祉学研究科	博士（社会福祉学）

## 第7章 授業料等

### (授業料等の種類および額)

第36条 本大学院の授業料等、学費の種類および額は別表2-1、別表2-2、別表2-3および別表2-4のとおりとする。学費は、社会情勢によって次の年度に進むとき変更することがある。

### (授業料等の納付)

第37条 学生は前条に定める授業料等を納付しなければならない。

2. 授業料等は各期毎の定める期日までに、納付しなければならない。
3. 退学または転学する場合は、その日の属する学期の授業料等を納付しなければならない。
4. 各学期のすべての日を休学する場合は、授業料を免除する。ただし、別表3に定める在籍料を納入しなければならない。
5. 春セメスターまたは秋セメスターの中途で復学した場合は、復学した当該期の授業料等は全て納付しなければならない。

### (授業料等の不還付)

第38条 既に納入した入学検定料および入学金、授業料等は還付しない。ただし、前条第4項に該当する場合はこの限りではない。

## 第8章 教員組織および運営組織

### (教員組織)

第39条 本大学院における授業および研究指導は、原則として本学の教授がこれを担当する。ただし、必要に応じ非常勤講師をもってこれに充てることができる。

### (大学院委員会)

第40条 本大学院の運営に係る事項を審議するため、大学院委員会を置く。

2. 大学院委員会については、別に定める。

### (研究科委員会)

第41条 教学に関する事項を審議するため、各研究科に研究科委員会を置く。

2. 研究科委員会については、別に定める。

### (事務の執行)

第42条 本大学院に関する事務の執行は、本学事務組織がこれに当たる。

## 第9章 研究生および科目等履修生

### (研究生)

第43条 本大学院入学資格に該当する者で、特定の授業科目を履修し、または研究指導を志望する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない限り、出願先の研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2. 前項の他、研究生に関する規程は別に定める。

### (科目等履修生)

第44条 本大学院入学資格に該当する者で、聴講または単位取得を目的として特定の授業科目の履修を志望する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない限り、出願先の研究科委員会の議を経て、科目等履修生として受け入れを許可することがある。

2. 前項の他、科目等履修生に関する規程は別に定める。

## 第10章 外国人留学生

### (外国人留学生)

第45条 本大学院入学資格と同等以上の学力をもつ外国人で、大学院において教育をうける目的をもって入国し、本大学院に入学を志望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2. 前項の他、外国人留学生の入学等については別に定める。

## 第11章 賞罰

### (表彰)

第46条 人物および学業の特に優秀な者は、表彰することがある。

(罰則)

- 第 47 条 この学則に違反し、学生としての本分に反する行為があった場合には、大学院委員会の議を経て、学長がこれを懲戒する。
2. 懲戒は、訓告、停学および退学とする。

第 12 章 雜則

(準用規定)

- 第 48 条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関して必要な事項は、本学学則を準用する。

(改廃)

- 第 49 条 この学則の改廃は、研究科委員会の意見を聴き、大学院委員会の議を経て、理事会が行う。

- 附 則 1. この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 31 条別表 2-1 に定める入学金、授業料、教育実習費および施設維持費は平成 16 年度入学生から適用する。ただし、平成 15 年度以前の入学生については従前の例によるものとする。
- 附 則 1. この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、保健科学研究科保健科学専攻は、平成 23 年 3 月 31 日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
3. 第 8 条の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 24 年度までの間の博士後期課程の収容定員は以下の表による。

研究科名	平成 23 年度	平成 24 年度
看護学研究科	5 名	10 名
リハビリテーション科学研究科	5 名	10 名
社会福祉学研究科	3 名	6 名

- 附 則 1. この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 7 条の規定にかかわらず、2020 年度のリハビリテーション科学研究科博士前期課程の収容定員は以下の表による。

課程	研究科名	2020 年度
博士前期課程	リハビリテーション科学研究科	25 名

- 附 則 1. この学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 37 条別表 3 に定める在籍料は 2022 年度に在籍する者から適用する。

第 23 条別表 1-1 教育課程(博士前期課程)  
看護学研究科看護学専攻

区分	授業科目	修士論文 コース		高度実践 看護コース		備考
		必修	選択	必修	選択	
共通科目	キリスト教倫理特論			2		<修士論文コース> 必修 4 単位と選択科目から 6 単位以上、合計 10 単位以上を履修する。
	保健医療倫理学特論			2		
	健康増進・医療経済政策特論			2		
	臨床疫学特論－EBM 実践入門－			2		
	実験的研究法			2		
	社会調査特論			2		
	人体構造・機能学特論			2		
	心理学特論			2		
	教育方法学特論			2		
	保健科学英語特論			2		
基礎科目	マネジメント論			2		<高度実践看護コース> 基盤科目 A から 8 単位以上と基盤科目 B から 6 単位、合計 14 単位以上を履修する。
	教育工学特論			2		
	A	看護理論	2	2		
		看護研究方法	2	2		
		看護倫理	2	2		
		看護管理論	2	2		
		看護政策論	2	2		
		看護コンサルテーション論	2	2		
	B	フィジカルアセスメント	2	2		
		病態生理学	2	2		
専門科目	臨床薬理学	2	2			
	<基礎看護学領域>					<修士論文コース> 専攻領域の看護学特論、演習を含め 8 単位以上と専攻領域以外の専門科目 2 単位以上および特別研究を履修する。
	基礎看護学特論		2			
	看護教育特論		2			
	看護技術開発		2			
	基礎看護学特論演習		2			
	基礎看護学特論実習		2			
	基礎看護学特別研究		8			
	<看護管理学領域>					
	看護管理学特論		2			
看護学分野	専門看護管理特論		2			<高度実践看護コース> 専攻領域の専門科目から 24 単位以上を履修する。
	看護管理学特論演習		2			
	看護管理学特論実習		2			
	看護管理学特別研究		8			
	<地域看護学領域>					
	地域看護学特論		2			
	地域看護学援助特論 I		2			
	地域看護学援助特論 II		2			
	地域看護学特論演習		2			
	地域看護学特論実習		2			
	地域看護学特別研究		8			
	<在宅看護学領域>					
	在宅看護学特論		2	2		
	在宅看護学援助特論 I		2	2		
	在宅看護学援助特論 II		2	2		
	在宅看護学援助特論 III		2	2		
	在宅看護学援助特論 IV		2	2		
	在宅看護学特論演習		2	2		
	在宅看護学高度実践演習 I		2	2		
	在宅看護学高度実践演習 II		2	2		
	在宅看護学特論実習		2	2		
	在宅看護学高度実践実習 I		2	2		
	在宅看護学高度実践実習 II		3	3		
	在宅看護学高度実践実習 III		3	3		
	在宅看護学高度実践実習 IV		2	2		
	在宅看護学特別研究		8			
	在宅看護学課題研究			2		

区分		授業科目	修士論文 コース		高度実践 看護コース		備 考
			必修	選択	必修	選択	
専 門 科 目	看護学分野	<老年看護学領域>					
		老年看護学特論	2		2		
		高齢者保健医療福祉政策論	2		2		
		老年病態・検査・治療・管理論	2		2		
		老年看護援助特論Ⅰ	2		2		
		老年看護援助特論Ⅱ	2		2		
		老年慢性看護論			2		
		認知症高齢者看護特論			2		
		老年看護学特論演習	2				
		老年看護学特論実習	2				
専 門 科 目	看護学分野	<精神看護学領域>					
		精神看護学特論	2				
		地域精神保健活動特論	2				
		精神看護学特論演習	2				
		精神看護学特論実習	2				
		精神看護学特別研究	8				
		<慢性看護学領域>					
		慢性看護学特論	2		2		
		慢性看護学援助特論Ⅰ	2		2		
		慢性看護学援助特論Ⅱ	2		2		
専 門 科 目	看護学分野	慢性看護学援助特論Ⅲ	2		2		
		慢性看護学援助特論Ⅳ	2		2		
		慢性看護学特論演習	2				
		慢性看護学高度実践演習Ⅰ			2		
		慢性看護学高度実践演習Ⅱ			2		
		慢性看護学特論実習		2			
		慢性看護学高度実践実習Ⅰ			2		
		慢性看護学高度実践実習Ⅱ			4		
		慢性看護学高度実践実習Ⅲ			4		
		慢性看護学特別研究	8				
専 門 科 目	看護学分野	慢性看護学課題研究				2	
		<急性看護学領域>					
		急性看護学特論	2		2		
		急性看護学援助特論Ⅰ	2		2		
		急性看護学援助特論Ⅱ	2		2		
		急性フィジカルアセスメント	2		2		
		急性病態生理論	2		2		
		急性看護学特論演習Ⅰ	2				
		急性看護学特論演習Ⅱ			2		
		急性看護学援助特論演習			2		

区分	授業科目	修士論文 コース		高度実践 看護コース		備 考
		必修	選択	必修	選択	
専門科目	<がん看護学領域> がん看護学特論 がん看護援助特論 がん看護病態特論 緩和ケア特論 緩和ケア援助特論 がん看護学特論演習 がん看護学演習 I がん看護学演習 II がん看護学特論実習 がん看護学高度実践実習 I がん看護学高度実践実習 II がん看護学高度実践実習 III がん看護学特別研究 がん看護学課題研究			2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 6 8	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2
	<ウイメンズヘルス看護学領域> ウイメンズヘルス看護学特論 ウイメンズヘルスケア特論 ハイリスク周産期ケア特論 ウイメンズヘルス看護学特論演習 ウイメンズヘルス看護学特論実習 ウイメンズヘルス看護学特別研究			2 2 2 2 2 2 8	2 2 2 2 2 2 2	
	<助産学領域> 助産学特論 助産援助特論 助産学特論演習 助産学特論実習 助産学特別研究			2 2 2 2 8	2 2 2 2 2	
	<小児看護学領域> 小児看護学特論 I 小児看護学特論 II 小児病態・治療論 小児看護援助特論 I 小児看護援助特論 II 小児看護援助特論 III 小児看護学特論演習 小児看護学演習 I 小児看護学演習 II 小児看護学特論実習 小児看護学高度実践実習 I 小児看護学高度実践実習 II 小児看護学高度実践実習 III 小児看護学特別研究 小児看護学課題研究			2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 8	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 5	2

注 1) 専門科目は、1 分野 12 領域から 1 領域を専攻する。

注 2) 修了に必要な単位は修士論文コース 32 単位以上、高度実践看護コース 38 単位以上。

第 23 条別表 1-2 教育課程(博士前期課程)  
リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻

区分	授業科目	必修	選択	備 考
共 通 科 目	キリスト教倫理特論		2	6 科目 12 単位以上選択
	保健医療倫理学特論		2	
	健康増進・医療経済政策特論		2	
	臨床疫学特論－EBM 実践入門－		2	
	実験的研究法		2	
	社会調査特論		2	
	人体構造・機能学特論		2	
	心理学特論		2	
	教育方法学特論		2	
	保健科学英語特論		2	
基盤 科目	マネジメント論		2	
	教育工学特論		2	
	リハビリテーション研究入門		2	
	内部障害リハビリテーション学		2	
	生活環境リハビリテーション学		2	
	嚥下障害リハビリテーション学		2	
専 門 科 目	インストラクショナルデザイン特論		2	専攻領域の特論 I・II 4 単位、演習 2 単位と専攻領域以外の特論の中から 2 科目 4 単位以上および専攻分野の特別研究又は課題研究を履修する。
	リハビリテーション教育演習		2	
	<理学療法科学領域>			
	理学療法科学特論 I		2	
	理学療法科学特論 II		2	
	理学療法科学特論演習		2	
	<理学療法開発学領域>			
	理学療法開発学特論 I		2	
	理学療法開発学特論 II		2	
	理学療法開発学特論演習		2	
専 門 科 目	理学療法学特別研究		8	
	理学療法教育学課題研究		8	
	<作業療法科学領域>			
	作業療法科学特論 I		2	
	作業療法科学特論 II		2	
	作業療法科学特論演習		2	
専 門 科 目	<作業療法開発学領域>			
	作業療法開発学特論 I		2	
	作業療法開発学特論 II		2	
	作業療法開発学特論演習		2	
	作業療法学特別研究		8	
	作業療法教育学課題研究		8	
専 門 科 目	<言語聴覚障害学領域>			
	言語聴覚障害学特論 I		2	
	言語聴覚障害学特論 II		2	
	言語聴覚障害学特論演習		2	
	<摂食嚥下障害学領域>			
	摂食嚥下障害学特論 I		2	
専 門 科 目	摂食嚥下障害学特論 II		2	
	摂食嚥下障害学特論演習		2	
	言語聴覚学特別研究		8	
	言語聴覚教育学課題研究		8	

注) 修了に必要な単位は 30 単位以上

第23条別表1-3 教育課程(博士前期課程)

## 社会福祉学研究科社会福祉学専攻

区分	授業科目	必修	選択	備考
共通科目	キリスト教倫理特論 保健医療倫理学特論 健康増進・医療経済政策特論 臨床疫学特論－EBM実践入門－ 実験的研究法 社会調査特論 人体構造・機能学特論 心理学特論 教育方法学特論 保健科学英語特論 マネジメント論 教育工学特論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		<p>① 必修6単位と共通科目、基盤科目から3科目6単位以上を履修する</p> <p>② 専門科目から研究領域の特論Ⅰ・Ⅱ、特論演習、特別研究の4科目14単位を履修する。</p> <p>③ 他の領域の特論科目を履修することができる。</p>
基盤科目	社会福祉原論 ソーシャルワーク論 福祉思想 社会福祉政策論 社会福祉実践研究 社会福祉実習	2 2 2 2 2	2 2 2	
専門科目	<社会福祉・ソーシャルワーク領域> 社会福祉・ソーシャルワーク特論Ⅰ 社会福祉・ソーシャルワーク特論Ⅱ 社会福祉・ソーシャルワーク特論演習  <介護福祉領域> 介護福祉特論Ⅰ 介護福祉特論Ⅱ 介護福祉特論演習  <子ども家庭福祉領域> 子ども家庭福祉特論Ⅰ 子ども家庭福祉特論Ⅱ 子ども家庭福祉特論演習  社会福祉学特別研究	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 8		

注) 修了に必要な単位は30単位以上

第 23 条別表 1-4 教育課程（博士後期課程）

## 看護学研究科看護学専攻

区分	授業科目	必修	選択	備考
共通科目	インター・プロフェッショナル・ワーカー特講 インター・プロフェッショナル・ワーカー演習 リーダーシップ特講 保健科学研究方法特講Ⅰ 保健科学研究方法特講Ⅱ 保健科学英語特講	2	1 2 2 2 2 2	必修を含む3科目5単位以上を履修する。
専門科目	<基礎看護学領域> 基礎看護学特講 基礎看護学特講演習		2 1	各自が選択した研究領域の特講2単位、演習1単位および特別研究6単位、合計9単位以上を履修する。
	<看護管理学領域> 看護管理学特講 看護管理学特講演習		2 1	
	<地域看護学領域> 地域看護学特講 地域看護学特講演習		2 1	
	<老年看護学領域> 老年看護学特講 老年看護学特講演習		2 1	
	<精神看護学領域> 精神看護学特講 精神看護学特講演習		2 1	
	<慢性看護学領域> 慢性看護学特講 慢性看護学特講演習		2 1	
	<急性看護学領域> 急性看護学特講 急性看護学特講演習		2 1	
	<がん看護学領域> がん看護学特講 がん看護学特講演習		2 1	
	<リプロダクティブ・ヘルス看護学領域> リプロダクティブ・ヘルス看護学特講 リプロダクティブ・ヘルス看護学特講演習		2 1	
	<小児看護学領域> 小児看護学特講 小児看護学特講演習		2 1	
	看護学特別研究		6	

注) 修了に必要な単位は 14 単位以上

第 23 条別表 1-5 教育課程（博士後期課程）  
リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻

区分	授業科目	必修	選択	備考
共通科目	インタープロフェッショナルワーク特講 インターパロフェッショナルワーク演習 リーダーシップ特講 保健科学研究方法特講 I 保健科学研究方法特講 II 保健科学英語特講	2	1 2 2 2 2	必修を含む 3 科目 5 単位以上を履修する。
理学療法学分野	<理学療法科学領域> 理学療法科学特講 理学療法科学特講演習		2 1	各自が選択した研究領域の特講 2 単位、演習 1 単位および特別研究 6 単位、合計 9 単位以上を履修する。
	<理学療法開発学領域> 理学療法開発学特講 理学療法開発学特講演習		2 1	
	理学療法学特別研究		6	
専門科目	<作業療法科学領域> 作業療法科学特講 作業療法科学特講演習		2 1	各自が選択した研究領域の特講 2 単位、演習 1 単位および特別研究 6 単位、合計 9 単位以上を履修する。
	<作業療法開発学領域> 作業療法開発学特講 作業療法開発学特講演習		2 1	
	作業療法学特別研究		6	
言語聴覚学分野	<言語聴覚障害学領域> 言語聴覚障害学特講 言語聴覚障害学特講演習		2 1	各自が選択した研究領域の特講 2 単位、演習 1 単位および特別研究 6 単位、合計 9 単位以上を履修する。
	<摂食嚥下障害学領域> 摂食嚥下障害学特講 摂食嚥下障害学特講演習		2 1	
	言語聴覚学特別研究		6	

注) 修了に必要な単位は 14 単位以上

第 23 条別表 1-6 教育課程（博士後期課程）

社会福祉学研究科社会福祉学専攻

区分	授業科目	必修	選択	備 考
共通科目	インタープロフェッショナルワーク特講 インタープロフェッショナルワーク演習 リーダーシップ特講 保健科学研究方法特講 I 保健科学研究方法特講 II 保健科学英語特講	2	1 2 2 2 2	必修を含む 3 科目 5 単位以上を履修する。
専門科目	<社会福祉・ソーシャルワーク領域> 社会福祉・ソーシャルワーク特講 社会福祉・ソーシャルワーク特講演習		2 1	各自が選択した研究領域の特講を 2 単位、特講演習 1 単位および特別研究 6 単位の合計 9 単位以上を履修する。
社会福祉学分野	<高齢者福祉領域> 高齢者福祉特講 高齢者福祉特講演習		2 1	
	<子ども家庭福祉領域> 子ども家庭福祉特講 子ども家庭福祉特講演習		2 1	
	社会福祉学特別研究	6		

注) 修了に必要な単位は 14 単位以上

第 36 条別表 2-1 授業料等

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）

区分	金額	摘要
入学検定料	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	300,000 円	入学合格時に納付
授業料（年額）	1,048,000 円	2 期に分けて納付

長期在学コースを選択し入学した者の授業料は、次のとおりとする。

区分	金額	摘要
授業料（年額）	788,000 円	2 期に分けて納付

第 36 条別表 2-2 授業料等

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士前期課程）

区分	金額	摘要
入学検定料	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	300,000 円	入学合格時に納付
授業料（年額）	950,000 円	2 期に分けて納付

長期在学コースを選択し入学した者の授業料は、次のとおりとする。

区分	金額	摘要
授業料（年額）	713,000 円	2 期に分けて納付

第 36 条別表 2-3 授業料等

社会福祉学研究科社会福祉学専攻（博士前期課程）

区分	金額	摘要
入学検定料	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	200,000 円	入学合格時に納付
授業料（年額）	733,000 円	2 期に分けて納付

長期在学コースを選択し入学した者の授業料は、次のとおりとする。

区分	金額	摘要
授業料（年額）	550,000 円	2 期に分けて納付

第 37 条 別表 3

	金額（学期につき）
在籍料	50,000 円

第 36 条別表 2-4 授業料等

看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）

区分	金額	摘要
入学検定料	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	200,000 円	入学合格時に納付
授業料（年額）	733,000 円	2 期に分けて納付

長期在学コースを選択し入学した者の授業料は、次のとおりとする。

区分	金額	摘要
授業料（年額）	617,000 円	2 期に分けて納付

第 36 条別表 2-5 授業料等

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士後期課程）

区分	金額	摘要
入学検定料	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	200,000 円	入学合格時に納付
授業料（年額）	733,000 円	2 期に分けて納付

長期在学コースを選択し入学した者の授業料は、次のとおりとする。

区分	金額	摘要
授業料（年額）	617,000 円	2 期に分けて納付

第 36 条別表 2-6 授業料等

社会福祉学研究科社会福祉学専攻（博士後期課程）

区分	金額	摘要
入学検定料	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	200,000 円	入学合格時に納付
授業料（年額）	733,000 円	2 期に分けて納付

長期在学コースを選択し入学した者の授業料は、次のとおりとする。

区分	金額	摘要
授業料（年額）	617,000 円	2 期に分けて納付

第 37 条 別表 3

	金額（学期につき）
在籍料	50,000 円

# 聖隸クリストファー大学学則

## 第 1 章 総則

### (目的)

- 第1条 本学は、キリスト教精神による生命の尊厳と隣人愛に基づき人格を陶冶すると共に、広い知識と深い専門の学芸を教授・研究し、保健医療福祉分野の看護、リハビリテーション、福祉及び教育・保育の専門職業人を育成して、人類の健康と福祉と教育・保育に寄与することを目的とする。
2. 各学部・学科及び助産学専攻科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

### (名称・位置)

- 第2条 本学を、聖隸クリストファー大学と称し、浜松市北区三方原町3453番地に置く。

### (自己点検・評価)

- 第3条 教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。
2. 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

### (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施するものとする。

## 第 2 章 学部、修業年限及び学生定員

### (学部)

- 第5条 本学に次の学部・学科および専攻科を置く。専攻科に関する事項は、別に定める。
- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 看護学部        | 看護学科                       |
| 社会福祉学部      | 社会福祉学科                     |
| リハビリテーション学部 | 理学療法学科<br>作業療法学科<br>言語聴覚学科 |
| 国際教育学部      | こども教育学科                    |
| 助産学専攻科      |                            |

### (修業年限及び在学年限)

- 第6条 修業年限は、4年とする。
2. 学生は、修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。
3. 第18条から第21条までの規定に基づき入学または転学部・転学科した学生は、第22条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

### (学生定員)

- 第7条 本学の学生定員は、次の通りとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
看護学部	看護学科	150名		600名
社会福祉学部	社会福祉学科	60名	5名	250名
リハビリテーション 学部	理学療法学科	40名		380名
	作業療法学科	30名		
	言語聴覚学科	25名		
国際教育学部	こども教育学科	50名		200名
助産学専攻科		15名		15名

### 第 3 章 大学院

#### (大学院)

第 8 条 本学に大学院を置く。

2. 大学院の学則は、別に定める。

### 第 5 章 学年、学期及び休業日

#### (学年)

第 9 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (学期)

第 10 条 学年を、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

#### (休業日)

第 11 条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

創立記念日 5月1日

春期休業 3月第2週から 3月末日まで

夏期休業 7月第5週から 9月第2週まで

冬期休業 12月第4週から 1月第2週まで

2. 必要がある場合は、学長は前項の休業日を変更し、また休業日に授業を行うことができる。

3. 第1項に定められるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

### 第 6 章 入学、休学、転学、退学等

#### (入学の時期)

第 12 条 入学の時期は、学期の初めとする。

#### (入学資格)

第 13 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

## (入学の出願)

第 14 条 本学に入学を志望する者は、本学所定の書類に検定料を添えて所定の期間中に提出しなければならない。出願の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

## (入学者の選考)

第 15 条 前条の入学志願者に対しては、選考を行う。

2. 選考の方法については、その都度公示する。

## (入学手続き及び入学許可)

第 16 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2. 学長は、前項の手続きを完了した者に対し、入学を許可する。
3. 前 2 項の規定は、再入学、転入学、編入学の場合に準用する。

## (保証人)

第 17 条 身元保証書には、保証人 2 名の連署がなければならない。

2. 保証書の保証人は、日本の国籍を有し独立の生計を営む者で授業料の債務を履行できる者でなければならない。
3. 保証人が死亡し、またはその資格を失うに至ったときは、直ちに他の保証人を補充しなければならない。
4. 保証人の住所氏名に変更があったときは、直ちにその旨を届出なければならない。

## (再入学)

第 18 条 願いにより本学を退学した者が願い出たときは、学生定員に余裕のある場合に限り、学長は、該当する学部教授会の議を経て相当年次に再入学を許可することができる。

2. 再入学に関する規程は別に定める。

## (転入学)

第 19 条 他大学から転入学を志望する者があるときは、学歴等を審査し、学生定員に余裕のある場合に限り、学長は、該当する学部教授会の選考を経て相当年次に転入学を許可することができる。

2. 転入学を志望する者は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添えなければならない。

## (編入学)

第 20 条 編入学を志望する者があるときは、学長は、当該学部教授会の選考を経て相当年次に編入学を許可することができる。

2. 3 年次に編入学することができるのは、次の各号の一に該当する者とする。
  - (1) 大学を卒業した者、または大学において 2 年以上在学し退学した者
  - (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者
  - (3) 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有する者）
  - (4) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 92 条の 3 に定める従前の規定による高等学校、専門学校または教員養成諸学校等の課程を修了し、または卒業した者

## (転学部・転学科)

第 21 条 他の学部への転学部または同一学部内の他の学科への転学科を志望する者があるときは、学生定員に余裕のある場合に限り、学長は、転入先の学部教授会の議を経て相当年次に転学部・転学科を許可することができる。

## (再入学等の場合の取扱い)

第 22 条 前第 18 条から第 21 条までの規定に基づき入学または転学部・転学科を許可された者の本学に在学すべき年数並びに既修得単位数の取扱いについては、学生が所属する学部の教授会の

議を経て学長が決定する。

2. 前第 18 条から第 21 条までの規定に基づく入学または転学部・転学科の時期は、学期の初めとする。

(休学)

第 23 条 疾病その他やむを得ない事情により 3 か月以上修学ができないときは、保証人連署の休学願書に医師の診断書または理由書を添えて提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2. 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 24 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学の延長を認めることができる。

2. 休学の期間は通算して、4 年をこえることができない。
3. 休学の期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第 25 条 休学期間に中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第 26 条 他の大学に転学しようとするときは、その理由を申し出て、学長の許可を得なければならぬ。

(退学)

第 27 条 退学しようとするときは、事由を記して保証人連署の上願い出、学長の許可を得なければならぬ。

(除籍)

第 28 条 次の各号の一に該当する者は、学生が所属する学部の教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 所定の最長在学年限を超えた者
- (2) 所定の休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 長期にわたり行方不明の者
- (4) 正当な理由なく所定の期日までに授業料または在籍料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

## 第 7 章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第 29 条 本学の教育課程は、別表 1-1 から別表 1-7 に示すとおりとする。

2. 前項に示す教育課程から特定の科目で構成する副専攻を設置し、その学修成果を認定する。
3. 副専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目の区分)

第 30 条 看護学部においては、授業科目を教養基礎領域科目、専門基礎領域科目、看護専門領域科目及び教職に関する科目に分ける。

2. 社会福祉学部においては、授業科目を教養基礎領域科目及び専門領域科目に分け、専門領域科目は専門基礎科目及び専門科目に分類する。
3. リハビリテーション学部においては、授業科目を教養基礎領域科目及び専門領域科目に分け、専門領域科目は専門基礎科目及び専門科目に分類する。
4. 國際教育学部においては、授業科目を教養基礎領域科目及び専門領域科目に分け、専門領域科目は専門基礎科目及び専門科目に分類する。
5. 授業は、必修科目及び選択科目に分ける。

## (授業日数)

第31条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含めて、35週にわたることを原則とする。

## (授業の方法)

第32条 授業は講義、実習、実験、演習、実技等により行うものとする。

2. 前項の授業は多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。
3. 前項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。
4. 前2項の授業方法に関する事項は、別に定める。

## (単位の計算方法)

第33条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
2. 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

## (履修方法)

第34条 卒業の資格を得ようとする者は4年以上、第18条から第21条までの規定に基づき入学または転学部・転学科した学生にあっては、第22条の規定により定められた在学すべき年数以上在学し、授業科目を履修しなければならない。

2. 前項の履修方法の詳細については別に定める。
3. 所属学部内の他の学科に開設されている授業科目を履修しようとする者は、学科が別に定めるところにより履修することとし、修得した単位は卒業に必要な単位として認定受けることができる。

## (単位の認定及び評価)

第35条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、平素の成績または提出論文の評価をもって試験に代えることができる。

2. 試験の受験資格は、各科目の時間数の3分の2以上出席した者に与える。ただし、社会福祉学部社会福祉学科における介護実習については、科目の時間数の5分の4以上の出席を要する。
3. 授業科目の単位は、第29条別表1-1から別表1-8に定めるところによる。
4. 授業科目の評価はS、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とし、Dを不合格とする。

## (他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第36条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議に基づき、他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、学生が所属する学部の教授会の議を経て60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合及び外国の大学または短期大学が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。

## (大学以外の教育施設等における学修)

第37条 本学が教育上有益と認めるときは、短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなして単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとし、学生が所属する学部の教授会の議を経て認定する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 38 条 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に他の大学または短期大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定により与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 36 条並びに前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとし、学生が所属する学部の教授会の議を経て認定する。

## 第 8 章 卒業

(卒業の資格)

第 39 条 卒業の資格を得ようとする者は、所定の修業年限以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得しなければならない。

2. 卒業認定に必要な単位数は、学部・学科の区分に応じ次のとおりとする。

看護学部	教養基礎領域	建学の精神	23 単位(必修 10 単位)
		自然・人間・社会	
		国際・地域	
	教養基礎領域計 25 単位 (必修 10 単位)		
	専門基礎領域		29 単位(必修 27 単位)
	看護専門領域		72 単位(必修 72 単位)
	卒業に必要な単位数 124 単位 (必修 109 単位)		

社会福祉学科	教養基礎領域	建学の精神	17 単位(必修 11 単位)			
		自然・人間・社会				
		国際・地域				
	教養基礎領域計 25 単位 (必修 14 単位)					
	専門領域	専門基礎科目	14 単位(必修 14 単位)			
		専門科目	72 単位(必修 1 単位)			
	専門領域計 86 単位 (必修 15 単位)					
上記に加え教養基礎領域・専門領域及び他学部履修科目から 14 単位						
卒業に必要な単位数 125 単位 (必修 29 単位)						

理学療法学科 リハビリテーション学部	教養基礎領域	建学の精神	15 単位(必修 7 单位)	
		自然・人間・社会		
		国際・地域		
		上記に加え教養基礎領域から 3 単位		
	教養基礎領域計 25 単位 (必修 11 単位)			
	専門領域	専門基礎科目	31 単位(必修 31 単位)	
		専門科目	66 単位(必修 66 単位)	
		上記に加え専門領域から 3 単位		
専門領域計 100 単位 (必修 97 単位)				
卒業に必要な単位数 125 単位 (必修 108 単位)				
教養基礎領域	建学の精神	15 単位(必修 7 単位)		
	自然・人間・社会			
	国際・地域			
	上記に加え教養基礎領域から 3 単位			
	教養基礎領域計 25 単位 (必修 11 単位)			

言語聴覚学科	専門領域	専門基礎科目	32 単位(必修 32 単位)
		専門科目	65 単位(必修 63 単位)
		上記に加え専門領域から 3 単位	
		専門領域計 100 単位 (必修 95 単位)	
		卒業に必要な単位数 125 単位 (必修 106 単位)	
	教養基礎領域	建学の精神	15 単位(必修 7 単位)
		自然・人間・社会	
		国際・地域	7 単位(必修 4 単位)
	上記に加え教養基礎領域から 3 単位		
	教養基礎領域計 25 単位 (必修 11 単位)		
	専門領域	専門基礎科目	41 単位(必修 41 単位)
		専門科目	55 単位(必修 55 単位)
		上記に加え専門領域から 4 単位	
	専門領域計 100 単位 (必修 96 単位)		
	卒業に必要な単位数 125 単位 (必修 107 単位)		

国際教育学部 こども教育学科	教養基礎領域	建学の精神	17 単位(必修 8 単位)
		自然・人間・社会	
		国際・地域	8 単位(必修 3 単位)
	教養基礎領域計 25 単位 (必修 11 単位)		
	専門領域	専門基礎科目	10 単位(必修 10 単位)
		専門科目	76 単位(必修 4 単位)
	専門領域計 86 単位 (必修 14 単位)		
	上記に加え教養基礎領域・専門科目から 13 単位		
	卒業に必要な単位数 124 単位 (必修 25 単位)		

## (卒業証書及び学位の授与)

- 第 40 条 学長は、所定の修業年限以上在学し、前条第 2 項に定める単位を修得した者に対し、学生が所属する学部の教授会の議を経て卒業を認定する。
2. 学長は卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。
  3. 前項の卒業証書を授与された者に、学部の区分に応じ次のとおり学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
看護学部	看護学科	学士 (看護学)
社会福祉学部	社会福祉学科	学士 (社会福祉学)
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士 (リハビリテーション学)
	作業療法学科	
	言語聴覚学科	
国際教育学部	こども教育学科	学士 (教育学)

## (資格の取得)

- 第 41 条 本学において、卒業認定により、または所定の科目の単位を修得することにより取得できる資格は、学部、学科の区分に応じ次のとおりとする。

学 部	学 科	資 格
看護学部	看護学科	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格 養護教諭 1 種免許状

社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉士国家試験受験資格 精神保健福祉士国家試験受験資格 介護福祉士国家試験受験資格 社会福祉主任用資格 児童指導員主任用資格
リハビリテーション 学部	理学療法学科	理学療法士国家試験受験資格
	作業療法学科	作業療法士国家試験受験資格
	言語聴覚学科	言語聴覚士国家試験受験資格
国際教育学部	こども教育学科	幼稚園教諭1種免許状 小学校教諭1種免許状 保育士登録資格 社会福祉主任用資格 児童指導員主任用資格

## 第 9 章 入学金、授業料等

### (授業料等の種類及び額)

第 42 条 本学の授業料等、学費の種類及び額は、別表 2-1 から別表 2-6 に示すとおりとする。学費は、社会情勢によって次の年度に進むとき変更することがある。

### (授業料等の納入)

第 43 条 学生は、前条に規定する授業料等を納入しなければならない。

2. 授業料等は、各期毎の定める期日までに納入しなければならない。
3. 授業料等は、停学中であっても納入しなければならない。
4. 退学または転学する場合は、その日の属する学期の授業料等を納入しなければならない。
5. 各学期のすべての日を休学する場合は、授業料を免除する。ただし、別表 3 に定める在籍料を納入しなければならない。
6. 学期の中途中で復学した場合は、復学した当該期の授業料等を全額納入しなければならない。

### (授業料等の不還付)

第 44 条 既に納入した入学検定料及び入学金・授業料等は還付しない。ただし、前条第 5 項に該当する場合はこの限りではない。

2. 入学者選抜試験に合格し入学金・授業料等を納入した者のうち、やむを得ない事由により、所定の手続きに則り本学が定める期限までに入学辞退を申し出た者については、入学金を除く授業料等の納入金を返還するものとする。

## 第 10 章 教職員組織、大学部長会及び教授会等

### (教職員組織)

第 45 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

### (大学部長会)

第 46 条 大学運営の方針を策定し、執行する機関として、本学に大学部長会を置く。

2. 大学部長会に関する事項は、別に定める。

### (教授会・学部運営会議・学科会議・領域会議)

第 47 条 教育研究に関する事項を審議するため学部に教授会を置き、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2. 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議して意見を述べるものとし、学長は教授会の審議を考慮した上で最終決定を行う。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育課程の編成に関する事項

(4) その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項

3. 教授会は、前項に規定するもののほか、次の事項について審議する。

(1) 教務及び学生生活に関する事項

(2) 学籍に関する事項

(3) その他学部の教育研究に関し、学長及び学部長が必要と認める事項

4. 前3項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

5. 学部に学部運営会議を置くこととし、必要な事項は別に定める。

6. リハビリテーション学部の学科に学科会議を置くこととし、必要な事項は別に定める。

7. 看護学部に領域会議を置くこととし、必要な事項は別に定める。

#### (委員会)

第48条 大学及び学部に、必要な委員会を置くことができる。

2. 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 11 章 科目等履修生及び研究生

#### (科目等履修生)

第49条 本学において特定の授業科目につき履修を願い出る者があるときは、教育に支障のない限り、出願先の学部教授会において選考の上、学長は科目等履修生としてこれを許可することがある。

2. 前項の他、科目等履修生に関する事項は、別に定める。

#### (聴講)

第50条 本学において特定の授業科目につき聴講を願い出る者があるときは、教育に支障のない限り、出願先の学部教授会において選考の上、学長は単位認定を希望しない科目等履修生としてこれを許可することがある。

#### (研究生)

第51条 本学において特定の専門事項の研究を願い出た者については、教育と研究に支障のない限り、出願先の学部教授会において選考の上、学長は研究生としてこれを許可することがある。

2. 前項の他、研究生に関する事項は、別に定める。

#### (外国人学生)

第52条 第13条第1項の各号の一に該当する外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者があるときは、該当する学部の教授会において選考の上、学長は入学を許可することができる。

## 第 12 章 賞罰

#### (表彰)

第53条 学生として表彰に値する行為があった者は、学生が所属する学部の教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰則)

第 54 条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為のあった者は、学生が所属する学部の教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2. 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 13 章 図書館

(図書館)

第 55 条 本学に図書館を置く。

2. 図書館に関する事項は、別に定める。

第 14 章 保健

(健康診断、健康管理センター)

第 56 条 学生及び教職員のために、毎年健康診断を行う。

2. 本学に健康管理センターを設け、学生及び教職員のための健康相談に応じ、必要な場合は救急処置を行う。
3. その他健康管理センターに関し必要な事項は、別に定める

第 15 章 公開講座

(公開講座)

第 57 条 社会人の教養を高め、また看護並びにリハビリテーションの専門職及び福祉の専門職の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2. 公開講座に関し必要な事項は別に定める。

第 16 章 雜則

(施行細則)

第 58 条 この学則の実施に必要な細則は、該当する学部の教授会の意見を聴き、大学部長会の議を経て学長がこれを定める。

(変更)

第 59 条 この学則の変更は、変更内容に係る学部の教授会の意見を聴き、大学部長会の議を経て理事会が行う。

附 則 1. この学則は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 1. この学則は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 36 条に定める別表 2 に定める授業料、教育実習費、施設維持費については平成 5 年度入学生から適用する。ただし平成 4 年度入学生については従前の例によるものとする。

附 則 1. この学則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 36 条別表 2 に定める入学金、授業料、教育実習費、施設維持費については平成 6 年度入学生から適用する。ただし平成 5 年度以前の入学生については従前の例によるものとする。

3. 第 36 条別表 2 に定める入学検定料（大学入試センター試験利用入試）については平成 6 年 1 月 8 日から施行する。

附 則 1. この学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 36 条別表 2 に定める入学金、授業料、教育実習費、施設維持費については平成 7 年度入学生から適用する。ただし、平成 6 年度以前の入学生については従前の例によるものとする。

3. 第36条別表2に定める入学検定料のうち、公募制推薦入試、キリスト教学校教育同盟加盟高等学校特別推薦入試、社会人特別入試については平成6年10月24日から施行する。

- 附 則 1. この学則は平成8年4月1日から施行する。  
2. 第36条別表2に定める入学金、授業料、教育実習費、施設維持費については平成8年度入学生から適用する。ただし、平成7年度以前の入学生については従前の例によるものとする。

3. 第36条別表2に定める入学検定料のうち、編入学試験については平成7年11月1日から施行する。

- 附 則 1. この学則は平成9年4月1日から施行する。  
附 則 1. この学則は平成10年4月1日から施行する。  
附 則 1. この学則は平成12年4月1日から施行する。  
附 則 1. この学則は平成14年4月1日から施行する。  
附 則 1. この学則は平成16年4月1日から施行する。  
2. 第6条の規定にかかわらず、看護学部学生定員のうち編入学定員(2年次)については平成17年度から、編入学定員(3年次)については平成18年度から適用し、平成16年度から平成18年度までの間の収容定員は以下の表による。ただし、平成17年度以前の編入学(2年次編入学を除く)については従前の例によるものとする。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
看護学部看護学科	440名	485名	535名

3. 第42条別表2-1、2-2に定める看護学部看護学科の入学金、教育実習費及び社会福祉学部社会福祉学科の入学金、授業料、施設維持費等については平成16年度入学生から適用する。ただし、平成15年度以前の看護学部看護学科入学生の教育実習費は従前の例に、社会福祉学部社会福祉学科入学生の平成16年度以降の授業料等は以下の表によるものとする。

区分	金額	摘要
授業料(年額)	930,000円	2期に分けて納付
教育実習費(年額)	社会福祉専攻 50,000円	2期に分けて納付
	介護福祉専攻 100,000円	
施設維持費(年額)	200,000円	2期に分けて納付

- 附 則 1. この学則は平成18年4月1日から施行する。  
附 則 1. この学則は平成19年4月1日から施行する。  
2. 第6条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までの間の看護学部看護学科の収容定員は以下の表による。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
看護学部看護学科	585名	585名	585名

- 附 則 1. この学則は平成20年4月1日から施行する。  
2. 第6条の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までの間の社会福祉学部及びリハビリテーション学部の収容定員は以下の表による。

	平成21年度	平成22年度
社会福祉学部	450名	475名
リハビリテーション学部	330名	335名

- 附 則 1. この学則は平成21年4月1日から施行する。  
附 則 1. この学則は平成22年4月1日から施行する。  
附 則 1. この学則は平成23年4月1日から施行する。  
2. 第5条の規定にかかわらず、リハビリテーション学部リハビリテーション学科は、平成23年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 附 則 1. この学則は平成24年4月1日から施行する。  
附 則 1. この学則は平成25年4月1日から施行する。  
2. 第5条の規定にかかわらず、社会福祉学部臨床介護福祉学科は、平成25年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 附 則 1. この学則は平成27年4月1日から施行する。  
附 則 1. この学則は平成28年4月1日から施行する。

別表1-1（第29条関係）

## 教育課程

## 看護学部 看護学科

区分	授業科目	単位数		卒業に必要な単位数
		必修	選択	
建学の精神	聖隸の理念と歴史	2		23単位
	キリスト教概論	2		
	キリスト教人間論	1		
	キリスト教の歴史	1		
	キリスト教倫理	1		
教養基礎領域	哲学	2		
	文学	2		
	心理学	2		
	倫理学	2		
	ジェンダー論	2		
	生活福祉文化論	2		
	レクリエーション概論	2		
	音楽	1		
	健康スポーツ論	1		
	健康スポーツ実践	1		
	スポーツ I	1		
	スポーツ II	1		
	法学	2		
	日本国憲法	2		
	医療法学	1		
	経済学	2		
	教育学	2		
	社会学	2		
	現代コミュニティ論	2		
	教育原理	2		
	教育心理学	2		
	教育制度論	2		
	物理学	2		
	化学	2		
	生物学	2		
	生命科学	2		
自然・人間 ・社会	基礎演習	1		
	日本語表現法	2		
	情報処理	1		
	データサイエンス入門	1		
	キャリアデザイン	1		
	英語 I	1		
	英語 II	1		
	英語 III (看護英語)		1	1単位
	英語 IV		1	
	英語 V		1	
国際・地域	中国語		1	
	外国語		1	
	海外研修		1	
	ブラジル文化と言語		2	
	現代の国際社会		2	
	文化人類学		2	
	国際支援入門		1	
	国際支援論		1	
	国際支援アクティブラーニング I		1	
	国際支援アクティブラーニング II		1	
	地域ケア連携の基礎	1		
	地域実践アクティブラーニング I		1	
	地域実践アクティブラーニング II		1	
	地域実践アクティブラーニング III		1	
	ボランティア論		1	
	ボランティア演習		1	
	大学間交流授業		2	

区分		授業科目	単位数		卒業に必要な単位数
			必修	選択	
専門基礎領域	社会と環境	保健統計学	2	2	29単位
		疫学	2		
		公衆衛生学	2		
		保健医療行政論	2		
		社会福祉概論	2		
		家族関係論	1		
	こころと発達	養護概説		2	29単位
		生涯発達心理学	2		
		臨床心理学		2	
	体の仕組みと働き	カウンセリング		2	29単位
		解剖学 I	2		
		解剖学 II	1		
		生理学 I	2		
		生理学 II	1		
看護専門領域	疾病的成り立ちと回復	栄養生化学	2		29単位
		微生物・感染	1		
		病理・病態	2		
		疾病・治療学 I	2		
		疾病・治療学 II	2		
	基礎看護学	薬理	1		72単位
		看護学原論 I	2		
		看護学原論 II	1		
		基礎看護技術 I	2		
		基礎看護技術 II	2		
	地域在宅看護学	基礎看護技術 III	2		72単位
		基礎看護技術 IV	2		
		地域在宅看護学概論 I	1		
		地域在宅看護学概論 II	1		
		地域包括ケア看護論	2		
看護専門領域	成人看護学	地域在宅看護援助論	1		72単位
		地域在宅看護援助論演習	1		
		成人看護学概論	2		
		急性期看護援助論	1		
		急性期看護援助論演習	1		
	老年看護学	慢性看護援助論	1		72単位
		慢性看護援助論演習	1		
		老年看護学概論	2		
	母性看護学	老年看護援助論	1		72単位
		老年看護援助論演習	1		
看護専門領域	小児看護学	母性看護学概論	2		72単位
		母性看護援助論	1		
		母性看護援助論演習	1		
	精神看護学	小児看護学概論	2		72単位
		小児看護援助論	1		
		小児看護援助論演習	1		

区分		授業科目	単位数		卒業に必要な単位数
			必修	選択	
看護専門領域	看護の統合	家族看護論	1		(72単位)
		看護倫理	1		
		看護管理論 I	1		
		看護管理論 II		1	
		看護技術開発論		1	
		災害看護論	1		
		国際看護論		1	
		看護研究	2		
		卒業研究ゼミナール	2		
		地域ケア連携演習		1	
		国際保健医療福祉論		1	
		国際コミュニケーション演習		1	
		英語プレゼンテーション演習		1	
		国際看護研修		1	
		国際看護実習	2		
看護専門領域	臨地実習	基礎看護学実習 I	1		
		基礎看護学実習 II	2		
		地域在宅看護学実習	2		
		急性期看護学実習	2		
		慢性看護学実習	2		
		老年看護学実習	2		
		母性看護学実習	2		
		小児看護学実習	2		
		精神看護学実習	2		
		聖隸看護基盤実習	1		
		聖隸看護探求実習	1		
		統合実習	3		
		公衆衛生看護学概論	2		
		公衆衛生看護技術論		2	
公衆衛生看護学		公衆衛生看護技術論演習		1	
		公衆衛生看護推論		1	
		公衆衛生情報処理演習		1	
		公衆衛生看護活動論		2	
		公衆衛生看護活動論演習		1	
		公衆衛生看護管理論		1	
		公衆衛生看護総合行政演習		1	
		公衆衛生看護学実習 I	1		
		公衆衛生看護学実習 II		4	
教職に関する科目		教職概論		2	
		学校保健		2	
		健康相談活動		2	
		特別支援教育概論		1	
		道徳・特別活動・総合的な学習の時間		2	
		教育課程・方法論		2	
		生徒指導の理論と方法		1	
		教育相談の理論と方法		2	
		学校体験活動		1	
		養護実習事前事後指導		1	
		養護実習 I		1	
		養護実習 II		3	
		教職実践演習（養護教諭）		2	
計			109単位	129単位	124単位

別表1-2(第29条関係)  
社会福祉学部 社会福祉学科

授業科目			単位数		資格取得に関する授業科目単位数(再掲)					
			必修	選択	社会福祉士 国家試験受験資格	精神保健福祉士 国家試験受験資格	介護福祉士 国家試験受験資格	大学における公認心理師科目	認定心理士科目	
教養基礎領域	建学の精神	聖隸の理念と歴史 キリスト教概論 キリスト教人間論 キリスト教の歴史 キリスト教倫理	2 2	1 1 1						
		哲学 文学 心理学概論 倫理学 ジェンダー論 生活福祉文化論 レクリエーション概論 音楽 健康スポーツ論 健康スポーツ実践 スポーツI スポーツII 法学 日本国憲法 経済学 教育学 社会学 現代コミュニティ論 生物学 基礎演習I 基礎演習II 日本語表現法 情報処理 データサイエンス入門 キャリアデザイン		2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 1 1 2 1 1 1	2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 1 1 2 1 1 1	2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 1 1 2 1 1 1		2 2		
	自然・人間・社会	英語I 英語II 英語III 英語IV 英語V 中国語 外国語 海外研修 ブラジル文化と言語 現代の国際社会 文化人類学 国際支援入門 国際支援論 国際支援アクティブラーニングI 国際支援アクティブラーニングII 地域ケア連携の基礎 地域実践アクティブラーニングI 地域実践アクティブラーニングII 地域実践アクティブラーニングIII ボランティア論 ボランティア演習 大学間交流授業	1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2						

授業科目			単位数		資格取得に関する授業科目単位数（再掲）					
			必修	選択	社会福祉士 国家試験受験資格	精神保健福祉 士国家試験受 験資格	介護福祉士 国家試験受 験資格	大学における公認心理 師科目	認定心理士 科目	
専門基礎科目	ソーシャルワーク	社会福祉入門	2							
		社会福祉学概論Ⅰ	2		2	2	2			
		ソーシャルワーク総論Ⅰ	2		2	2	2			
		ソーシャルワーク演習Ⅰ	2		2	2	2			
		総合演習Ⅰ	2							
		総合演習Ⅱ	2							
	ソーシャルワーカーの実践	総合演習Ⅲ	2							
		社会福祉学概論Ⅱ		2	2	2				
		ソーシャルワーク総論Ⅱ		2	2					
		ソーシャルワーク論Ⅰ		2	2	2				
専門領域科目	社会福祉論	ソーシャルワーク論Ⅱ		2	2	2				
		ソーシャルワーク論Ⅲ		2	2	2				
		ソーシャルワーク論Ⅳ		2	2					
		社会保障論Ⅰ		2	2	2				
		社会保障論Ⅱ		2	2	2				
	高齢者福祉論	高齢者福祉論		2	2		2			
		障害者福祉論		2	2	2	2			
		児童・家庭福祉論		2	2					
		地域福祉論Ⅰ		2	2	2		2		
		地域福祉論Ⅱ		2	2	2				
専門領域科目	公的扶助論	公的扶助論		2	2					
		社会福祉経営論		2	2					
		医療福祉論		2	2					
		司法福祉論		2	2	2				
		社会福祉調査論		2	2	2				
	精神保健福祉論	人体の構造と機能及び疾病		2	2	2		2	2	
		精神保健福祉の原理Ⅰ		2	2	2				
		精神保健福祉の原理Ⅱ		2	2	2				
		精神保健福祉制度論		2	2	2				
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ		2	2	2				
専門領域科目	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ		2	2	2				
		精神障害リハビリテーション論		2	2	2				
		精神疾患とその治療Ⅰ		2	2	2				
		精神疾患とその治療Ⅱ		2	2	2				
		精神保健Ⅰ		2	2	2				
	精神保健Ⅱ	精神保健Ⅱ		2	2	2				
		スクール（学校）ソーシャルワーク論		2	2					
専門領域科目	介護福祉関連科目	介護福祉論		1			1			
		人間の尊厳と自立		2			2			
		介護福祉管理論		1			1			
		介護の基本Ⅰ		2			2			
		介護の基本Ⅱ		2			2			
		介護の基本Ⅲ		2			2			
		介護の基本Ⅳ		2			2			
		介護の基本Ⅴ		2			2			
		介護の基本VI		2			2			
		介護過程Ⅰ		2			2			
専門領域科目		介護過程Ⅱ		2			2			
		発達と老化Ⅰ		2			2			
		発達と老化Ⅱ		2			2			
		認知症の理解Ⅰ		2			2			
		認知症の理解Ⅱ		2			2			
		障害の理解		2			2			
		こころとからだⅠ		2			2			
		こころとからだⅡ		2			2			
		こころとからだⅢ		2			2			
		医療的ケアⅠ		2			2			
		医療的ケアⅡ		2			2			

授業科目			単位数		資格取得に関する授業科目単位数（再掲）				
			必修	選択	社会福祉士 国家試験受 験資格	精神保健福祉 士国家試験受 験資格	介護福祉士 国家試験受 験資格	大学におけ る公認心理 師科目	認定心理士 科目
専門科目	社会福祉実践科目	ソーシャルワーク演習II		2	2				
		ソーシャルワーク演習III		2	2				
		ソーシャルワーク演習IV		2	2				
		ソーシャルワーク演習V		2	2				
		ソーシャルワーク演習VI		1	1				
		ソーシャルワーク実習I		4	4				
		ソーシャルワーク実習II		1	1				
		ソーシャルワーク実習指導I		1	1				
		ソーシャルワーク実習指導II		2	2				
		精神保健福祉演習I		2	2				
		精神保健福祉演習II		2	2				
		精神保健福祉演習III		2	2				
		精神保健福祉実習指導I		1	1				
		精神保健福祉実習指導II		2	2				
		精神保健福祉実習		5	5				
		生活支援技術I		2				2	
		生活支援技術II		2				2	
		生活支援技術III		2				2	
		生活支援技術IV		2				2	
		生活支援技術V		2				2	
		介護過程III		1				1	
		介護過程IV		1				1	
		介護過程V		1				1	
		コミュニケーション技術I		1				1	
		コミュニケーション技術II		1				1	
		介護総合演習I		1				1	
		介護総合演習II		1				1	
		介護総合演習III		1				1	
		介護総合演習IV		1				1	
		介護実習I		2				2	
		介護実習II		4				4	
		介護実習III		4				4	
		医療的ケアIII		1				1	
		生活サポート演習I		1					
		生活サポート演習II		1					
		インターネットシップI		2					
		インターネットシップI 実習指導		2					
		スクールソーシャルワーク演習		1					
		スクールソーシャルワーク実習指導		2					
		スクールソーシャルワーク実習		2					
		医療ソーシャルワーク演習		1					
		地域ケア連携演習		1					
		国際コミュニケーション演習		1					
		英語プレゼンテーション演習		1					
		国際福祉実習I		2					
		国際福祉実習II		2					
		国際福祉実習III		2					
		国際福祉実習IV		2					
		福祉実習I		2					
		福祉実習II		2					
		福祉実習III		2					
		福祉実習IV		2					
		インターネットシップII		2					
		インターネットシップIII		1					
		ライフサイクルとソーシャルワーク		2					
		社会福祉演習		2					
		臨床原論							
		会員キリスト教社会福祉		1					
		社会福祉発達史		1					
		臨床心理学概論		2					
		発達心理学		2					
		アダプティド・スポーツ		2					
		福祉特別支援教育		1					
		ジョブコーチ論		1					
		トップマネジメント論		1					
		開発児童・家庭支援とソーシャルワーク		2					
		自立支援論		2					
		福祉サービス工学入門		2					
		介護福祉実践演習		1					
		共生型サービス論		2					
		国際保健医療福祉論		1					
		多文化共生とソーシャルワーク		2					

授業科目			単位数		資格取得に関する授業科目単位数(再掲)				
			必修	選択	社会福祉士 国家試験受 験資格	精神保健福祉 士国家試験受 験資格	介護福祉士 国家試験受 験資格	大学におけ る公認心理 師科目	認定心理士 科目
専門領域	専門科目	心理	公認心理師の職責	2				2	2
			心理学研究法	2				2	2
			心理学統計法	2				2	2
			心理学実験Ⅰ	2				2	2
			心理学実験Ⅱ	2				2	2
			知覚・認知心理学	2				2	2
			学習・言語心理学	2				2	2
			感情・人格心理学	2				2	2
			神経・生理心理学	2				2	2
			社会・集団・家族心理学	2				2	2
			障害者・障害児心理学	2				2	2
			心理的アセスメント	2				2	2
			心理学的支援法	2				2	2
			健康・医療心理学	2				2	2
			福祉心理学	2				2	2
			教育心理学(教育・学校心理学)	2				2	2
			司法・犯罪心理学	2				2	2
			産業・組織心理学	2				2	2
			関係行政論	2				2	2
			心理演習	2				2	2
			心理実習	2				2	2

別表1-3（第29条関係）  
リハビリテーション学部 共通  
学部共通 教養基礎領域

区分	授業科目	単位数		卒業に必要な単位数
		必修	選択	
教養基礎領域	聖隸の理念と歴史	2		15単位
	キリスト教概論	2	1	
	キリスト教人間論		1	
	キリスト教の歴史		1	
	キリスト教倫理		1	
	哲学		2	
	文学		2	
	心理学		2	
	倫理学		2	
	ジェンダー論		2	
	生活福祉文化論		2	
	レクリエーション概論		2	
	音楽		1	
	健康スポーツ論		1	
	健康スポーツ実践		1	
	スポーツ I		1	
	スポーツ II		1	
	法学		2	
	日本国憲法		2	
国際・地域	経済学		2	25単位
	教育学		2	
	社会学		2	
	現代コミュニティ論		2	
	生物学		2	
	基礎化学		1	
	基礎物理学		1	
	統計学・疫学概論		2	
	社会福祉原論		2	
	基礎演習	1		
	発達心理学		2	
	日本語表現法		2	
	情報処理		1	
	データサイエンス入門	1		
	保健医療福祉倫理学		1	
	キャリアデザイン	1		
国際・地域	英語 I	1		7単位
	英語 II	1		
	入門リハビリテーション英語（英語III）	1		
	英語IV		1	
	英語V		1	
	中国語		1	
	外国語		1	
	海外研修		1	
	ブラジル文化と言語		2	
	現代の国際社会		2	
	文化人類学		2	
	国際支援入門		1	
	国際支援論		1	
	国際支援アクティブラーニング I		1	
	国際支援アクティブラーニング II		1	
	地域ケア連携の基礎	1		
	地域実践アクティブラーニング I		1	
	地域実践アクティブラーニング II		1	
	地域実践アクティブラーニング III		1	
	ボランティア論		1	
	ボランティア演習		1	
	大学間交流授業		2	

別表1-4 (第29条関係)  
リハビリテーション学部 理学療法学科  
専門領域

区分	授業科目	単位数		卒業に必要な 単位数
		必修	選択	
専門基礎科目	解剖学	2		31 単位
	運動器解剖学	2		
	神経解剖学	2		
	人体機能学（動物性機能）	2		
	人体機能学（植物性機能）	1		
	運動学 I	1		
	運動学 II	1		
	運動学演習	1		
	人間発達学	1		
	病理学概論 I	1		
	病理学概論 II	1		
	臨床心理学	1		
	臨床医学・医療学概論	1		
	内科系医療学	2		
	整形外科系医療学	2		
	神経内科系医療学	2		
	精神医学系医療学 I	1		
	小児科系医療学 I	1		
	小児科系医療学 II	1		
	リハビリテーション栄養学	1		
	公衆衛生学		1	
	摂食嚥下障害学概論		2	
	薬理・薬剤		2	
	カウンセリング		1	
専門領域	リハビリテーション概論	1		100 単位
	リハビリテーション医療・医学 I	1		
	リハビリテーション医療・医学 II	1		
	リハビリテーション職種間連携の基礎	1		
	地域ケア連携演習		1	
	国際リハビリテーション援助論		1	
	国際リハビリテーション研修		1	
	国際コミュニケーション演習		1	
	国際保健医療福祉論		1	
	英語プレゼンテーション演習		1	
専門科目	理学療法概論	2		66 単位
	基礎理学療法学	2		
	理学療法研究の理論	2		
	理学療法研究の実践	4		
	理学療法教育マネジメント論	2		
	理学療法診断学概論	2		
	理学療法診断技術学	2		
	神経系理学療法評価学	1		
	内部障害系理学療法評価学	1		
	運動器系理学療法評価学	1		
	理学療法検査測定演習	1		
	理学療法評価演習	1		
	基礎理学療法治療学	2		
	小児理学療法学	1		
	神経系理学療法治療学	2		
	内部障害系理学療法治療学	2		
	運動器系理学療法治療学	2		
	物理療法学の理論	2		
	物理療法学の実践	1		
	日常生活活動学の理論	2		
	日常生活活動学の実践	1		
	機能代償機器学の理論	2		
	機能代償機器学の実践	1		
	理学療法治療演習	1		
	理学療法学総合演習	1		
	スポーツ理学療法学		1	
	発展的理学療法学		1	
	地域理学療法学の理論	2		
	地域理学療法学の実践	1		
	臨床理学療法見学実習	1		
	臨床理学療法検査測定実習	1		
	臨床理学療法生活支援実習	1		
	臨床理学療法評価実習 I	2		
	臨床理学療法評価実習 II	4		
	臨床理学療法総合実習技能評価	1		
	臨床理学療法総合実習 I	6		
	臨床理学療法総合実習 II	6		
	国際理学療法実習		2	

別表1-5（第29条関係）  
リハビリテーション学部 作業療法学科  
専門領域

区分	授業科目	単位数		卒業に必要な 単位数
		必修	選択	
専門領域	解剖学	2		32 単位
	運動器解剖学	2		
	神経解剖学	2		
	人体機能学（動物性機能）	2		
	人体機能学（植物性機能）	1		
	運動学 I	1		
	運動学 II	1		
	運動学演習	1		
	人間発達学	1		
	病理学概論 I	1		
	病理学概論 II	1		
	臨床心理学	1		
	臨床医学・医療学概論	1		
	内科系医療学	2		
	整形外科系医療学	2		
	神経内科系医療学	2		
	精神医学系医療学 I	1		
	精神医学系医療学 II	1		
	小児科系医療学 I	1		
	小児科系医療学 II	1		
	リハビリテーション栄養学	1		
	公衆衛生学		1	
	摂食嚥下障害学概論		2	
	薬理・薬剤		2	
	ケアマネジメント		2	
	カウンセリング		1	
	音楽療法		1	
専門領域	リハビリテーション概論	1		100 単位
	リハビリテーション医療・医学 I	1		
	リハビリテーション医療・医学 II	1		
	リハビリテーション職種間連携の基礎	1		
	地域ケア連携演習		1	
	国際リハビリテーション援助論		1	
	国際リハビリテーション研修		1	
	国際コミュニケーション演習		1	
	国際保健医療福祉論		1	
	英語プレゼンテーション演習		1	
	作業療法概論	1		
	作業科学と作業療法	1		
	研究法入門	1		
	作業療法評価学総論	1		
専門科目	作業療法評価学演習	2		65 単位
	身体領域作業療法評価学	2		
	高齢期作業療法評価学	1		
	基礎作業学	2		
	作業技術学	1		
	神経系作業療法学	2		
	運動器系作業療法学	2		
	日常生活活動技術学	1		
	日常生活活動技術学実習	1		
	高次脳機能障害学	2		
	精神領域作業療法学の基礎	2		
	精神領域作業療法学の応用	1		
	発達領域作業療法学の基礎	1		
	発達領域作業療法学の応用	2		
	高齢期作業療法学	2		
	高齢期作業療法学演習		1	
	精神領域作業療法学演習		1	
	発達領域作業療法学演習		1	
	地域作業療法学	2		
	職業リハビリテーション学	2		
	臨床作業療法基礎実習	1		
	臨床作業療法応用実習	2		
	臨床作業療法評価実習	8		
	臨床作業療法総合実習 I	7		
	臨床作業療法総合実習 II	7		
	作業療法学内総合実習 I	1		
	作業療法学内総合実習 II	1		
	作業療法教育マネジメント論	2		
	卒業研究	2		
	国際作業療法実習		2	
	レクリエーション演習		1	
	絵画療法		1	
	発展的作業療法学		1	

別表1-6 (第29条関係)  
リハビリテーション学部 言語聴覚学科  
専門領域

区分	授業科目	単位数		卒業に必要な 単位数
		必修	選択	
専門領域	解剖学	2		41 単位
	言語聴覚解剖学	2		
	人体機能学(動物性機能)	2		
	人体機能学(植物性機能)	1		
	病理学概論 I	1		
	臨床医学・医療学概論	1		
	内科系医療学	2		
	精神医学系医療学 I	1		
	小児科系医療学 I	1		
	リハビリテーション概論	1		
	リハビリテーション・医学 I	1		
	耳鼻咽喉科学	2		
	臨床神経学	1		
	形成外科学	1		
	リハビリテーション栄養学	1		
	公衆衛生学		1	
	薬理・薬剤		2	
	ケアマネジメント		2	
	カウンセリング		1	
	音楽療法		1	
	臨床歯科医学・口腔外科学	1		
	呼吸発声発語系の構造・機能・病態	1		
	聴覚系の構造・機能・病態	1		
	神経系の構造・機能・病態	1		
	生涯発達心理学	2		
	認知心理学	1		
	学習心理学	1		
	心理測定法	1		
専門演習	臨床心理学	2		
	言語学	2		
	音声学・音韻論	2		
	音声学・音響学演習	1		
	音響学	2		
	聴覚心理学	1		
	言語発達学	1		
	リハビリテーション職種間連携の基礎	1		
	地域ケア連携演習		1	
	国際リハビリテーション援助論		1	
国際連携演習	国際リハビリテーション研修		1	100 単位
	国際コミュニケーション演習		1	
	国際保健医療福祉論		1	
	英語プレゼンテーション演習		1	
	言語聴覚障害学概論	2		
	言語聴覚障害診断学	1		
	失語症学	2		
	失語・高次脳機能障害評価演習	1		
	失語症治療学	1		
	高次脳機能障害学	2		
専門実習	失語・高次脳機能障害治療演習	1		55 単位
	言語発達障害学基礎実習(保育園)	1		
	言語発達障害学	2		
	言語発達障害評価演習	1		
	言語発達障害治療学	2		
	言語発達障害治療演習	1		
	発声発語障害学総論	1		
	音声障害学	1		
	小児構音障害学	1		
	成人構音障害学	1		
	発声発語障害評価演習	1		
	発声発語障害治療演習	1		
	流暢性障害学	1		
	摂食嚥下障害学概論	2		
	摂食嚥下障害総合演習	1		
	聴覚障害学	2		
	聴覚機能評価演習	1		
	小児聴覚障害学	2		
	小児聴覚障害演習	1		
	成人聴覚障害学	1		
	聴覚補償演習	1		
	臨床言語聴覚療法基礎実習	1		
	臨床言語聴覚療法評価実習	2		
	臨床言語聴覚療法総合実習 I	6		
	臨床言語聴覚療法総合実習 II	6		
	地域言語聴覚療法学	1		
	拡大代替コミュニケーション演習	1		
	言語聴覚学研究法	1		
	言語聴覚学研究法演習	1		
	言語聴覚障害学総合演習	1		
	卒業研究		1	
	言語聴覚障害学特別講義		1	
	国際言語聴覚療法実習		2	
	発展的言語聴覚療法学		1	

別表1-7(第29条関係)

教育課程

国際教育学部 こども教育学科

授業科目		単位数		資格取得に関する授業科目単位数（再掲）				
		必修	選択	小学校教諭 1種免許状	幼稚園教諭 1種免許状	保育士資格	大学における公認心理師科目	認定心理士
教養基礎	建学の精神	聖隸の理念と歴史 キリスト教概論 キリスト教人間論 キリスト教の歴史 キリスト教倫理	2 2 1 1 1			2 2		
	哲学		2					
	文学		2					
	心理学概論		2					
	倫理学		2					
	ジェンダー論		2					
	生活福祉文化論		2					
	レクリエーション概論		2					
	音楽		1		1	2		
	健康スポーツ論		1	1	1	1		
	健康スポーツ実践		1	1	1	1		
	スポーツ I		1	1	1	1		
	スポーツ II		1	1	1	1		
	法学		2			2		
	日本国憲法		2	2	2	2		
	経済学		2					
	教育学		2					
	社会学		2			2		
領域	国際・地域	現代コミュニティ論 生物学 基礎演習 I 基礎演習 II 日本語表現法 情報処理 データサイエンス入門 キャリアデザイン	1 1 1 1 2 1 1 1	2 2 1 1 1 1 1 1	2 1 2 1 1 1 1 1	2 1 2 1 1 1 1 1		
	英語 I		1		1	1	1	
	英語 II		1		1	1	1	
	英語 III			1				
	英語 IV			1				
	英語 V			1				
	中国語			1				
	外国語			1				
	海外研修			1				
	ブラジル文化と言語			2				
	現代の国際社会			2				
	文化人類学			2				
	国際支援入門			1				
	国際支援論			1				
	国際支援アクティブラーニング I			1				
	国際支援アクティブラーニング II			1				
	地域ケア連携の基礎		1					
	地域実践アクティブラーニング I			1				
	地域実践アクティブラーニング II			1				
	地域実践アクティブラーニング III			1				
	ボランティア論			1				
	ボランティア演習			1				
	大学間交流授業			2				

授業科目		単位数		資格取得に関する授業科目単位数（再掲）				
		必修	選択	小学校教諭 1種免許状	幼稚園教諭 1種免許状	保育士資格	大学における公認心理師科目	認定心理士
専 門 基 礎	キリスト教教育	2		2	2	2		
	教育原理	2		2	2	2		
専 門 領 域	教職概論	2		2	2	2		
	発達心理学	2		2	2	2	2	2
	国際パカロレア教育入門	2		2	2	2		
	地域ケア連携演習		1					
	教育制度論		2	2	2	2		
	教育心理学（教育・学校心理学）		2	2	1	2	2	2
	特別支援教育		1	1	1			
	教育課程論		2	2	2	2		
	道徳理論と指導法		2	2				
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2	2				
	教育方法・技術論		2	2	2			
	生徒・進路指導論		2	2				
	教育相談		2	2	2			
	幼児理解の理論と方法		1		1		1	2
	情報活用指導法		1	1		1		
	教育実習指導		1	1		1		
	教育実習（幼・小）		4	4		4		
	教職実践演習（幼・小）		2	2	2	2		
	国語科指導法		2	2				
	社会科指導法		2	2				
	算数科指導法		2	2				
	理科指導法		2	2				
	生活科指導法		2	2				
	音楽科指導法		2	2				
	図画工作科指導法		2	2				
	家庭科指導法		2	2				
	体育科指導法		2	2				
	英語指導法		2	2				
	国語		2	2				
	社会		2	2				
	算数		2	2		2		
	理科		2	2				
	生活		2	2	2			
	こどもと音楽		1	1	1	1		
	図画工作		1	1	1	1		
	家庭		2	2	2			
	体育		1	1	1	1		
	こどもと英語		2				1	
	こどもと健康		1			1	1	
	こどもと言葉		1			1	1	
	こどもと人間関係		1			1	1	
	こどもと環境		1			1	1	
	こどもと表現		1			1	1	
	こどもの歌と伴奏		1			1	1	
	器楽		1			1	1	
	保育内容（健康）		2			2	2	
	保育内容（言葉）		2			2	2	
	保育内容（人間関係）		2			2	2	
	保育内容（環境）		2			2	2	
	保育内容（表現）		2			2	2	
	保育内容総論		2			2	2	
	障害児保育		2			2	2	
	発達支援総論		2			2	2	
	発達支援演習		1					
	<科目削除>							
	小学校インターナンシップⅠ		1		1			
	小学校インターナンシップⅡ		1		1			
	小学校インターナンシップⅢ		1		1			
	総合演習Ⅰ	2						
	総合演習Ⅱ	2						

授業科目		単位数		資格取得に関する授業科目単位数（再掲）				
		必修	選択	小学校教諭 1種免許状	幼稚園教諭 1種免許状	保育士資格	大学における公認心理師科目	認定心理士
	国際バカラレア教育概論		2					
	国際バカラレア教育課程論		2					
	国際バカラレア教育方法論		2					
	国際バカラレア教育学習アセスメント		2					
	国際バカラレア教育総合演習		2					
	多文化共生と教育		2					
	多様な子どもの理解		2					
	多様な子どもの支援		2					
	プログラミング教育 I		1					
	プログラミング教育 II		1					
	国際教育実習 I		1					
	国際教育実習 II		1					
	保育原理		2					
	児童・家庭福祉論		2					
	社会福祉論		2					
	子ども家庭支援論		2					
	社会的養護 I		2					
	保育者論		2					
	子ども家庭支援の心理学		2					
	子どもの保健		2					
	子どもの食と栄養		2					
	保育の計画と評価		1					
	乳児保育 I		2					
	乳児保育 II		1					
	子どもの健康と安全		1					
	社会的養護 II		1					
	子育て支援		1					
	保育実習指導 I		2					
	保育実習指導 II		1					
	保育実習指導 III		1					
	保育実習 I A		2					
	保育実習 I B		2					
	保育実習 II		2					
	保育実習 III		2					
	保育実践演習		2					
	ソーシャルワーク演習		1					
	アダプティッド・スポーツ		2					
	国際保健医療福祉論		1					
	国際コミュニケーション演習		1					
	英語プレゼンテーション演習		1					
	国際福祉実習 I		2					
	国際福祉実習 II		2					
	インターンシップ I		2					
	インターンシップ II		2					
	公認心理師の職責		2					
	臨床心理学概論		2					
	心理学研究法		2					
	心理学統計法		2					
	心理学実験 I		2					
	心理学実験 II		2					
	知覚・認知心理学		2					
	学習・言語心理学		2					
	感情・人格心理学		2					
	神経・生理心理学		2					
	社会・集団・家族心理学		2					
	障害者・障害児心理学		2					
	心理的アセスメント		2					
	心理学的支援法		2					
	健康・医療心理学		2					
	福祉心理学		2					
	司法・犯罪心理学		2					
	産業・組織心理学		2					
	人体の構造と機能及び疾病		2					
	精神疾患とその治療 I		2					
	関係行政論		2					
	心理演習		2					
	心理実習		2					

# 聖隸クリストファー大学学位規程

## (目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定及び聖隸クリストファー大学学則第40条並びに同大学院学則第34条の規定に基づき、聖隸クリストファー大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は次のとおりとする。

- |       |                 |                 |
|-------|-----------------|-----------------|
| 1. 学士 | 看護学部            | 学士(看護学)         |
|       | 社会福祉学部社会福祉学科    | 学士(社会福祉学)       |
|       | 社会福祉学部こども教育福祉学科 | 学士(教育学)         |
|       | リハビリテーション学部     | 学士(リハビリテーション学)  |
|       | 国際教育学部          | 学士(教育学)         |
| 2. 修士 | 看護学研究科          | 修士(看護学)         |
|       | リハビリテーション科学研究科  | 修士(リハビリテーション科学) |
|       | 社会福祉学研究科        | 修士(社会福祉学)       |
| 3. 博士 | 看護学研究科          | 博士(看護学)         |
|       | リハビリテーション科学研究科  | 博士(リハビリテーション科学) |
|       | 社会福祉学研究科        | 博士(社会福祉学)       |

## (学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則第40条の定めるところにより本学を卒業した者に授与する。

2. 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。
3. 博士の学位は、本学大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

## (学位論文の提出要件)

第4条 修士または博士の学位論文を提出することができる者は、本学大学院修士課程または博士後期課程に在学している者で、既に所定の単位を修得したもの又は学位論文の審査終了までに所定の単位を修得することができる見込みのあるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、本学大学院博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して必要な研究指導を受けて退学した者については、退学後2年以内に学位論文を提出してその審査及び最終試験を受けることができる。

## (学位授与の申請)

第5条 修士又は博士の学位の授与を申請するときは、所定の学位申請書に学位論文を添え、学長に提出するものとする。

2. 修士論文の提出部数は、正1部・副3部とする。
3. 博士論文の提出部数は、正1部・副5部とする。
4. 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

## (学位論文の審査及び最終試験)

第6条 修士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会の指名する3名以上の審査委員で構成する審査委員会が行う。

2. 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会の指名する5名以上の審査委員で構成する審査委員会が行う。

- 員で構成する審査委員会が行う。
3. 学位論文の審査及び最終試験にあたり研究科委員会が必要と認めたときは、前項に定める審査委員のほか、他の大学院または研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。
  4. その他審査委員会の運営等に関する事項は、各研究科委員会において決定する。
- (研究科委員会の審議)
- 第 7 条** 研究科委員会は、審査委員会が行った学位論文の審査及び最終試験の結果報告に基づいて学位を授与すべきか否かを決定する。
2. 前項の議決をするには、研究科委員会構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。
  3. 研究科長は、学位授与の可否を文書で学長に報告しなければならない。
- (学位授与の決定)
- 第 8 条** 学長は、第 3 条第 1 項に規定する者に対しては、卒業証書・学位記を交付して学士の学位を授与する。
2. 学長は、前条に規定する報告に基づき、大学院委員会を召集し、その審議を経て学位を授与すべきものと決定した者には学位記を交付して学位を授与し、授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。
- (論文要旨等及び博士論文の公表)
- 第 9 条** 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、当該学位を授与した日から 3 ヶ月以内に学位論文の内容の要旨及び学位論文審査結果の要旨を公表する。
2. 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から 1 年以内にその論文全文を公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
  3. 博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。
  4. 本条に定める公表は、聖隸クリストファー大学学術情報リポジトリにより行う。
- (学位名称の使用)
- 第 10 条** 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、学位の次に「聖隸クリストファー大学」と付記するものとする。
- (学位の取消し)
- 第 11 条** 学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、または不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会または大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。
2. 教授会または大学院委員会において前項の議決をするには、構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、出席委員の 4 分の 3 以上の賛成を必要とする。
- (学位記の様式)
- 第 12 条** 学位記の様式は、別表のとおりとする。
- (学位記の再交付)
- 第 13 条** 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を付して学長に願い出なけれ

ばならない。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、学士の学位については教授会、修士並びに博士の学位については大学院委員会の議を経て大学部長会が行う。

- |    |   |
|----|---|
| 附則 | この規程は、1998 年 4 月 1 日より施行する。   |
| 附則 | 2002 年 4 月 1 日一部改定(校名、社会福祉の学位、改廃、別表)  |
| 附則 | 2004 年 4 月 1 日一部改定(リハビリテーション学学士の学位、社会福祉学修士の学位、大学院委員会別表)                           |
| 附則 | 2006 年 5 月 9 日一部改定(リハビリテーション科学修士の学位、別表)   |
| 附則 | 2008 年 4 月 1 日一部改定(博士の学位、学位授与の要件、学位論文の提出要件、学位授与の申請、学位論文の審査及び最終試験、論文要旨等の公表、改廃、別表)  |
| 附則 | 2011 年 4 月 1 日一部改定(博士の学位)<br>本規程第 2 条第 3 項の規程にかかわらず、本大学院保健科学研究科に関わる学位の授与は従前の例による。 |
| 附則 | 2013 年 12 月 10 日一部改定(論文要旨等及び博士論文の公表)  |
| 附則 | 2022 年 4 月 1 日一部改定(社会福祉学部こども教育福祉学科の学位)  |
| 附則 | 2023 年 4 月 1 日一部改定(国際教育学部の学位)   |

# 聖隸クリストファー大学倫理委員会規程

## (設置と目的)

第1条 聖隸クリストファー大学(以下、「本学」という。)に、倫理委員会(以下、「委員会」という。)を置く。委員会は本学の研究者(大学院生、研究生を含む。)が人間を直接対象とする調査・研究(以下、「研究」という。)を行うに際し、倫理的配慮が図られているか審査することを目的とする。

## (組織)

第2条 倫理委員会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 看護学部・助産学専攻科、看護学研究科から教授 3 名
  - (2) 社会福祉学部、社会福祉学研究科から教授 1 名
  - (3) リハビリテーション学部、リハビリテーション科学研究科から教授 2 名
  - (4) 国際教育学部から教授 1 名
  - (5) 宗教主任
  - (6) 学外の学識経験者から若干名
  - (7) その他、学長が必要と認める者
2. 前項第1号、第2号、第3号及び第4号の委員は学長が学部長及び研究科長と、同第6号の委員は学長が委員長と協議の上選出し、委嘱する。
  3. 第1項第1号から第4号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  4. 任期途中で委員が交代する場合の任期は、前任者の残任期間とする。
  5. 第1項第7号の委員は、審査する研究の内容によって学長が委嘱する。
  6. 委員会に委員長と副委員長を置く。
  7. 委員長は、学長が第1項の構成員の中から指名する。

## (研究者)

第3条 本規程の適用を受ける研究者とは、次に掲げるものとする。

- (1) 本学の専任教員(教授、准教授、講師、助教、助手)
- (2) 本学の大学院生
- (3) 本学の研究生
- (4) 聖隸クリストファー大学介護福祉専門学校の専任教員
- (5) 本学の臨床(地)教授、臨床(地)准教授及び臨床(地)講師

## (審査の対象)

第4条 委員会は、研究者から申請があつた研究計画について、次の各号に掲げる事項に留意して倫理審査を行うものとする。

- (1) 研究対象者(家族を含む。)の人権の擁護
- (2) 研究によって生ずる、研究対象者にとっての不利益あるいは危険性に対する配慮
- (3) 研究対象者(必要のある場合には、その家族等を含む。)に理解を求め同意を得る方法

## (委員会)

第5条 委員会は、委員長が召集し議長となる。

2. 委員会は、原則として隔月に開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
3. 委員会は、第2条第1項第1号から第5号に規定する委員の3分の2以上が出席し、申請者が所属する学部・研究科の委員1名以上、及び同条第1項第6号に規定する委員1名以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4. 委員は、自己に係る申請の審査に加わることができない。
5. 委員会は、申請者に出席を求め、申請内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。その際、申請者が第3条第1項第2号又は第3号の研究者である場合は、その研究指導教員が同席することを認める。

(申請の手続き)

第6条

- 申請者は、第1条に規定する研究を行おうとする場合において、倫理的配慮を図る必要があると思慮される場合は、委員会開催期日の2週間前までに委員会が定める倫理審査申請書を委員会に提出するものとする。
2. 第3条第2号の研究者については、その指導教員が必要と判断する場合には申請を義務付ける。申請書の提出は前項に準じる。
  3. 委員会は、申請のない研究計画についても必要と認めたときは、申請を求めることができる。
  4. 研究責任者及び研究業務全般に関わる共同研究者は、eラーニング及び講習会・研修会に参加して研究者行動規範教育を受講しなければならない。

(判定)

第7条

委員会の審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。

(1) 承認

承認された研究期間内において研究を実施することを認める。

(2) 条件付承認

付された条件に従って修正する必要がある。条件に沿って適切に修正されている場合は「承認」となる。尚、条件付承認の有効期限は通知日より3ヶ月以内とする。

(3) 再申請

再度申請書類を整え直す必要があるもの。

(4) 不承認

倫理的または科学的合理性に大きな問題があり、変更等によって当該問題が解決されないもの。

(審査記録等の保存)

第8条

委員会は、審査の経過及び判定の記録を保存する。委員会が特に必要と認める場合には、申請者及び研究対象者等の同意を得て審査経過及び判定の内容を公表することができる。

(審査結果通知)

第9条

委員会は、審査終了後速やかに、その結果を委員会が定める審査結果通知書により、申請者に通知しなければならない。

2. 前項の通知においては、審査の判定が第7条第3号に該当する場合は、その理由を明記しなければならない。

(再審査)

第10条

- 申請者は、審査の判定結果に対し不服がある場合は、前条の通知を受領した日の翌日から起算して2週間以内に、委員会に対して1回に限り再審査を申請することができる。
2. 再審査の請求は、委員会が定める再審査申請書により行わなければならない。
  3. 再審査及びその結果通知は、当初の審査の方法に準じる。

- (変更・追加申請)
- 第 11 条 研究者は、既に承認された研究計画に変更等が生じた場合、速やかに委員会が定める変更・追加申請書を委員会に提出するものとする。
2. 委員会は、変更・追加により新たな倫理的課題等が生ずると判断する場合、新規の研究計画として申請を求めることができる。
  3. 変更・追加申請の判定及びその結果通知は、当初の審査の方法に準じる。
- (研究の終了・中止の報告)
- 第 12 条 研究者は、審査対象となった研究を終了・中止した場合、速やかに委員会が定める研究終了・中止報告書を学長に提出しなければならない。
- (事務)
- 第 13 条 委員会に関する事務は、総務部学長室において行う。
- (改廃)
- 第 14 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大学部長会が行う。

- |    |   |
|----|---|
| 附則 | この規程は、2003 年 4 月 1 日から施行する。             |
| 附則 | 2004 年 4 月 1 日一部改定(構成員、副委員長の役割)         |
| 附則 | 2006 年 4 月 1 日一部改定(構成員、判定、様式)           |
| 附則 | 2007 年 4 月 1 日一部改定(構成員、研究者)             |
| 附則 | 2008 年 4 月 1 日一部改定(構成員、委員会の開催)          |
| 附則 | 2010 年 4 月 1 日一部改定(構成員、委員会)             |
| 附則 | 2012 年 4 月 1 日一部改定(構成員)                 |
| 附則 | 2014 年 4 月 1 日一部改定(構成員、委員会)             |
| 附則 | 2016 年 4 月 1 日一部改定(研究者)                 |
| 附則 | 2016 年 9 月 1 日一部改定(申請の手続き、判定)           |
| 附則 | 2017 年 6 月 1 日一部改定(研究者)                 |
| 附則 | 2018 年 4 月 10 日一部改定(委員会、研究の終了・中止の報告)    |
| 附則 | 2019 年 5 月 14 日一部改定(研究者)                |
| 附則 | 2020 年 7 月 14 日一部改定(変更・追加申請)            |
| 附則 | 2023 年 4 月 1 日一部改定(構成員、研究者、委員会、変更・追加申請) |

# 聖隸クリストファー大学大学院

## 長期在学コース入学者の修業年限変更に関する内規

この内規は、聖隸クリストファー大学大学院博士前期課程または博士後期課程に長期在学コースを選択して入学した者が、入学後に修業年限を博士前期課程にあっては2年(2年コース)に、博士後期課程にあっては3年(3年コース)に変更する場合に必要なことを定める。

### 1. 認定基準

#### (1) 博士前期課程

入学年度の修士論文(研究計画)検討会を経て、入学翌年度の所定の日までに研究計画書を提出し、受理された場合。

#### (2) 博士後期課程

入学年度及び入学翌年度10月の研究計画検討会を経て、入学翌年度の11月までに研究計画書を提出し、受理された場合。

### 2. 申請期限

#### (1) 博士前期課程

入学翌年度の5月末までに修業年限変更願を提出する。

#### (2) 博士後期課程

入学翌年度の11月末までに修業年限変更願を提出する。

### 3. 修業年限変更の認定

申請に基づく修業年限変更の認定は、当該学生が属する研究科の研究科委員会の議を経て大学院委員会が行う。

### 4. 授業料

#### (1) 博士前期課程

修業年限変更の認定を受けた者は、認定を受けた年度の秋セメスターの授業料納付期限までに、長期在学コース2年分の授業料と2年コース2年分の授業料との差額を納入する。

#### (2) 博士後期課程

修業年限変更の認定を受けた者は、認定を受けた翌年度の春セメスターの授業料納付期限までに、長期在学コース2年分の授業料と3年コース2年分の授業料との差額を納入する。

### 5. 学内教員(国内留学者)のコース変更

聖隸クリストファー大学教員が、国内留学により聖隸クリストファー大学大学院に入学した場合の、长期在学コースから2年コース(博士後期課程は3年コース)への変更は、聖隸クリストファー大学国内留学規程第4条の規定による。

### 6. 内規の改廃等

この内規に定めのない事項およびこの内規の改廃は、大学院委員会の議を経て執行役員会が取り扱う。

附則 この内規は、2007年12月21日から施行する。

附則 2011年4月1日一部改定

博士後期課程长期在学コース設定に伴い内規名称を「聖隸クリストファー大学院修士課程长期在学コースから2年コースへの修業年限変更に関する内規」から「聖隸クリストファー大学大学院长期在学コース入学者の修業年限変更に関する内規」に改める。

附則 2020年4月1日一部改定

## 聖隸クリストファー大学ティーチング・アシスタント規程

### (目的)

第1条 この規程は、聖隸クリストファー大学(以下、「本学」という。)のティーチング・アシスタント(以下、「TA」という。)に関し必要な事項を定めることにより、本学学部生に対する教育効果を高め、かつ、本学大学院生に対し教育指導に関する実務の機会を与えることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「TA」とは、所定の手続きを経て学校法人聖隸学園(以下、「本学園」という。)と雇用契約を締結し、教員の補助者として本学学部の授業に関する教育業務に従事する者をいう。

### (申請)

第3条 「TA」を置く必要が生じた場合、学部長は次の事項を明記した申請書を、大学部長会に提出しなければならない。

- (1) 「TA」を置くことを必要とする理由ならびに期間および時間
- (2) その他必要な事項

### (選考および採用)

第4条 「TA」の選考は、本学大学院に在籍する学生の中から、成績優秀で教育的指導力を有する者を、研究科長の推薦により大学部長会の議を経て、学長が決定する。

2. 本学園は、前項の規程により選考された者と雇用契約を締結し、理事長名で採用する。

### (提出書類)

第5条 「TA」に採用された者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 指導教員の承諾書
- (4) その他本学が必要と認める書類

### (雇用期間)

第6条 雇用期間は、1年以内とする。ただし、業務上必要と本学が認めたときは、当該学生の在学期間を超えない範囲で、雇用期間を更新することができる。

### (雇用時間の制限)

第7条 雇用時間は、学業に支障をきたさない範囲とし、年間400時間を限度とする。

2. 年間限度時間の各セメスター配当は、200時間を目安とする。

### (勤務スケジュール)

第8条 「TA」が勤務する時間のスケジュールは、当該雇用期間全体について、あらかじめ定めるものとする。

### (給与)

第9条 「TA」の給与は、1時間当たり、1,350円とする。

2. 交通費その他の手当および期末手当・勤勉手当は支給しない。

### (契約解除)

第10条 「TA」が本学大学院を退学したときまたは除籍されたときは、雇用期間中であっても本学園は契約を解除することができるものとする。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、大学部長会の議を経て執行役員会が行う。

附則	この規程は、2000 年 9 月 22 日から施行する。
附則	2001 年 5 月 18 日一部改定(申請)
附則	2003 年 4 月 1 日一部改定(校名、雇用時間の制限)
附則	2005 年 4 月 1 日一部改定(常勤理事会を執行役員会に変更)
附則	2013 年 10 月 17 日一部改定(各セメスター雇用時間の目安)
附則	2018 年 5 月 18 日一部改定(期末手当・勤勉手当の名称統一に伴う改定)

## 聖隸クリストファー大学リサーチ・アシスタント規程

- (目的)
- 第1条** この規程は、聖隸クリストファー大学(以下、「本学」という)のリサーチ・アシスタント(以下「RA」という。)に関し必要な事項を定めることにより、本学における研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び本学大学院博士後期課程に在籍する学生の研究遂行能力を高めることを目的とする。
- (定義)
- 第2条** この規程において「RA」とは、本学大学院博士後期課程に在籍する者で所定の手続きを経て学校法人聖隸学園(以下、「本学園」という。)と雇用契約を締結し、本学において実施される研究プロジェクト等に参画し、必要な研究補助に従事する者をいう。
- (申請及び採用)
- 第3条** 「RA」の申請及び採用の手続きは以下のとおりとする。
- (1) 採用を希望する研究プロジェクト等の研究代表者は、「RA採用申請書」を保健科学研究科長(以下「研究科長」という)に提出し、院生の推薦を依頼する。
  - (2) 研究科長は、研究プロジェクト等が関連する分野の主任教授に院生の選考を依頼する。
  - (3) 主任教授は、研究等への支障がないか指導教授に相談のうえ院生の選考を行い、院生の意向を確認した後に研究科長に選考結果を伝える。
  - (4) 研究科長は、「RA採用申請書」を大学部長会に提出する。
  - (5) 大学部長会の議を経て、学長はRA採用を決定する。
  - (6) 本学園は、前項の規程により選考された者と雇用契約を締結し、理事長名で採用する。
2. 前項(2)(3)に代わる手続きとして、研究科長は「RA」希望者の公募を行うことができる。応募学生の選考は、主任教授が応募学生の指導教授に相談して行い、結果を研究科長に伝える。
- (雇用期間)
- 第4条** 雇用期間は1年以内とする。ただし、当該研究プロジェクト等が終了するまでの間、当該学生の在学期間を超えない範囲で、雇用期間を延長することができる。
- (雇用時間)
- 第5条** 雇用時間は学業に支障をきたさない範囲とし、週20時間以内、年間200時間以上を標準とする。
- (給与)
- 第6条** 「RA」の給与は、1時間当たり1,400円とする。
2. 交通費その他の手当及び期末手当・勤勉手当は支給しない。
- (契約解除)
- 第7条** 「RA」が本学大学院を退学したときまたは除籍されたときは、雇用期間中であっても本学園は契約を解除することができるものとする。
- (改廃)
- 第8条** この規程の改廃は、大学部長会の議を経て執行役員会が行う。
- 附 則** この規程は、2009年6月19日から施行する。  
**附 則** 2018年5月18日一部改定(期末手当・勤勉手当の名称統一に伴う改定)

## 大学院成績評価等調査願に関する申し合せ

学生が単位の認定(試験の受験資格、評価方法、成績評価)に関わる事項(以下、「成績評価等」という)及び論文審査・最終試験結果に関わる事項に関して質問・疑義等がある場合、必要な資料の開示等により説明を受けることを保障するため、以下の事項を申し合わせる。

1. 成績評価等及び論文審査・最終試験結果等に関して質問や疑義等があり、科目担当者または研究指導教員への確認等の後、さらに調査を願い出ることを希望する学生は、この申し合せに従い手続きをとることができる。
2. 学生からの願い出を受け付ける期間は、成績評価等及び論文審査・最終試験結果等の通知後原則として1週間とし、願い出に対する回答は可能な限り速やかに行うこととする。
3. 成績評価等および論文審査・最終試験結果等に関する調査を願い出る場合の手続き及び願い出への対応は以下のとおりとする。
  - (1) 学生は、教務事務センター備え付けの「成績評価等調査願」(以下、「調査願」という)に記入し、教務事務センターに提出する。
  - (2) 教務事務センターは、学生から提出された調査願の記載内容を確認の上受理し、学生が所属する研究科の研究科長に対し調査願を添えて対応を依頼する。
4. 前項3.により調査願を受け取った研究科長は、願い出の内容が複数研究科に関わる事項の場合は大学院成績評価等調査会議を、研究科単独の事項の場合は当該研究科の成績評価等調査会議を招集する。
5. 成績評価等調査会議の運営は以下のとおりとする。
  - (1) 会議の招集  
成績評価等調査会議は、前項4.に基づき、学生が所属する研究科の研究科長が招集し開催する。
  - (2) 会議の構成員
    - 1) 調査願の対象事項が単独の研究科のものである場合は、研究科の成績評価等調査会議とし、当該研究科長、研究科長が指名する当該研究科委員会構成員2名、教務事務センター長、その他当該研究科長が必要と認める者。
    - 2) 調査願の対象事項が複数研究科に関わる事項の場合は、大学院成績評価等調査会議とし、3研究科長、各研究科から研究科長が指名する研究科委員会構成員1名、教務事務センター長、その他研究科長が協議の上必要と認める者。
  - (3) 会議の役割
    - 1) 必要に応じて科目担当者または研究指導教員及び学生その他関係者にヒアリングを実施する。
    - 2) 協議により願い出に対する回答を決定し、回答文書を作成する。
  - (4) 研究科長は、学生及び科目担当者または研究指導教員に対し、成績評価等調査会議の決定について回答文書をもって通知する。
6. この申し合せの改廃は、研究科委員会の議を経て大学部長会が行う。

## 聖隸クリストファー大学大学院博士後期課程における 単位修得満期退学者の再入学に関する内規

聖隸クリストファー大学大学院博士後期課程における単位修得後満期退学(以下、「満期退学」という)とは、同課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して必要な研究指導を受けた者が論文を未提出のまま退学することを言い、以下にこのことに関し必要な事項を定める。

1. 満期退学申請対象者は次の3点を満たしていることを条件とする。
  - (1) 所定の修業年限(3年、長期在学コースの場合は4年)以上在学している。
  - (2) 所定の単位(特別研究6単位を除く8単位以上)を修得し、研究計画書及び倫理申請書が承認されており、必要な研究指導が終了している。
  - (3) 指導教授の了承が得られている。
2. 満期退学の承認は研究科委員会において行う。
3. 満期退学後2年間は、博士論文を提出して論文審査及び最終試験を受け、特別研究の単位を取得することができる。
4. 前項により博士論文を提出するときは、再入学しなければならない。ただし、再入学は論文の提出及び審査ならびに最終試験のために限る。
5. 博士論文審査のために再入学する場合の授業料等は、入学金を免除することとし、論文審査修了までの間、再入学年度の当該研究科博士後期課程入学生の授業料年額半期分の2分の1の額とする。
6. この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て執行役員会が行う。

附則 2011年3月18日施行

附則 2020年4月1日一部改定





聖隸クリストファー大学  
教務事務センター

TEL 053-439-1433  
[cl-office@seirei.ac.jp](mailto:cl-office@seirei.ac.jp)